

平成 27 年

# 富岡町議会会議録

第 7 回 定例会

9 月 11 日 開会 ～ 9 月 15 日 閉会

富岡町議会

## 平成27年第7回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 9月11日（火曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	5
○欠席議員 .....	5
○説明のため出席した者 .....	5
○事務局職員出席者 .....	6
開    会（午前10時08分） .....	7
○開会の宣告 .....	7
○開議の宣告 .....	7
○議事日程の報告 .....	7
○諸般の報告 .....	7
○会議録署名議員の指名 .....	8
○会期の決定 .....	8
○諸報告 .....	8
○議案の一括上程 .....	12
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	12
○一般質問 .....	18
三 瓶 一 郎 君 .....	18
遠 藤 一 善 君 .....	26
山 本 育 男 君 .....	40
黒 沢 英 男 君 .....	48
堀 本 典 明 君 .....	53
○散会の宣告 .....	58
散    会（午後3時09分） .....	59

### 第2日 9月14日（月曜日）

○議事日程 .....	63
○本日の会議に付した事件 .....	64
○出席議員 .....	65
○欠席議員 .....	65

○説明のため出席した者	6 5
○事務局職員出席者	6 6
開    議    （午前 9時59分）	6 7
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○会議録署名議員の指名	6 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 7
○散会の宣告	1 0 1
散    会    （午後 1時18分）	1 0 1

第3日 9月15日（火曜日）

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 6
○欠席議員	1 0 6
○説明のため出席した者	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 7
開    議    （午前 9時59分）	1 0 8
○開議の宣告	1 0 8
○議事日程の報告	1 0 8
○会議録署名議員の指名	1 0 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○日程の追加	1 5 5
○発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置について	1 5 6
○委員会報告	1 6 5
○動議の提出	1 6 8
○閉会の宣告	1 6 9
閉    会    （午後 3時32分）	1 6 9

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 平成27年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成27年9月11日（金）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 報告第 6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第 8号 専決処分の報告について
- 議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第58号 財産の出資について
- 議案第59号 工事請負契約について
- 議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 認定第 1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

認定第 6 号 平成 26 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 10 号 平成 26 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第 62 号 平成 27 年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 63 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 64 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 65 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 66 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 67 号 平成 27 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 68 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 69 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 70 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 71 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 72 号 工事委託協定の一部変更について

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 3 号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について

報告第 6 号 平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 7 号 平成 26 年度富岡町継続費精算の報告について

報告第 8 号 専決処分の報告について

議案第 57 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

て

議案第 58 号 財産の出資について

議案第 59 号 工事請負契約について

議案第 60 号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

- 認定第 1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 工事委託協定の一部変更について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 報告第 6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第 8号 専決処分の報告について
- 議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第58号 財産の出資について
- 議案第59号 工事請負契約について
- 議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 認定第 1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）



議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正  
予算(第1号)

議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 工事委託協定の一部変更について

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

---

○出席議員(14名)

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理 者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君

税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君
参事兼 農業委員 事務局局長	阿久津守雄君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
参事	郡山泰明君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	渡辺弘道君
参事兼 大玉出張所長	三瓶保重君
参事兼 生活支援課長	林志信君
拠点整備課長	竹原信也君
総務課長補佐	遠藤博生君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	佐藤臣克
議事係 事務局局長	大和田豊一

開 会 (午前10時08分)

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。改めて申し上げるまでもなく、幹線道路2本が閉鎖されていたがために、若干定刻より遅くなりましたけれども、会議を開きたいと思いますが、開会に先立ちまして、議場におられる皆さんにお願いを申し上げます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災から本日がちょうど4年6カ月であります。突然の大災害で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、本日災害発生時刻の午後2時46分に黙祷をささげたいと思います。時間が参りましたらご案内をいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

5番、安藤正純君より遅参届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月4日の議会運営委員会において審査をしていただきました。その結果、会期は本日から15日までの5日間とし、12日及び13日の2日間は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成27年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成27年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告をしておりますので、ごらんをいただきますようお願いいたします。

また、双葉地方広域圏市町村圏組合に係る平成26年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水事業会計決算書、あわせて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。ごらんいただくようお願いいたします。

最後に、要望書等2件を受理しております。この写しもあわせて配付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 堀本典明君

3番 早川恒久君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの5日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの5日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

27監第10号、平成27年9月11日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成27年5月、6月、7月分、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。6月19日、7月21日、8月20日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。(2)違法または不相当と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

以下の文面は、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告いたします。

報告第22号、平成27年9月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果、次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）発議第3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について、（3）9月定例会の会期及び日程について、（4）その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成27年6月4日午前9時10分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について、9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、人事案件1件、財産の出資案件1件、工事請負契約案件、1件、条例の一部改正案件2件、決算認定案件10件、補正予算案件10件、協定変更案件1件、合計29件。（2）9月定例会の会期及び日程について、9月定例会の会期日程については、会期を9月11日から15日までの5日間（12日、13日は休会）とすることに決し、議長に答申した。（3）その他、①一般質問について、一般質問の通告5名について議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、「1、周辺地域の環境整備について」「2、復興へのさらなる加速について」の要望書、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、以上、2件の陳情等について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、今後、町内の家屋の解体が本格化するため、家屋解体監視委員会を立ち上げてはどうかという意見が出た。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） おはようございます。報告第23号、平成27年9月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第183号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第183号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査経過はごらんのとおりでありますので、ご一読お願いします。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第183号の編集について。とみおか議会だより第183号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第183号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を第4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウト等の審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第183号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2)その他、第30回町村議会広報全国コンクールに、議会だより第179号を応募することに決した。議会報の編集技術や訴求力のさらなる向上のために、全国コンクールで高い評価を受けている京都府精華町議会報編集委員会への調査研修を実施することに決した。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第24号、平成27年9月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委

員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年5月・6月・7月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、サブドレンの稼働と海側遮水壁の閉合について、4、バキューム車後部タンクふた操作中の挟まれ死亡災害について、5、その他。

2、審査の経過につきましては、記載のとおりでございますので、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力（株）より説明を受けた。3、サブドレンの稼働と海側遮水壁の閉合について。サブドレンと地下水ドレンにより地下水をくみ上げ、浄化し、港湾内に排出するまでの流れについて説明を受けた。サブドレンや地下水ドレンの水質管理の方法や浄化した地下水を排出する際の運用目標値について説明を受けた。4、バキューム車後部タンクふた操作中の挟まれ死亡災害について。8月8日に発生したバキューム車体の構内ステッカー撤去作業中の死亡事故について説明を受けた。再発防止対策として、重機による挟まれ災害の可能性がある作業を行う際には、必ず操作合図者を決め、操作終了までを合図者の合図のもとで行うこと。操作者が合図者の視界から外れた場合は操作を停止することをルール化するという説明を受けた。5、その他、「福島第一原子力発電所20キロメートル圏内海域における魚介類の測定結果」資料が配布された。

以上、報告します。

〔10時13分5番安藤正純君入場〕

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

#### ○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

#### ○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案の理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成27年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

町政報告に先立ち、このたびの大雨により、各地で大きな被害が認められており、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。町内におきましては、昨日夕方の時点では大きな被害は確認されておらず、また仮設住宅におきましてもけさの段階では被害の報告はございませんでした。現在これらの具体的な被害状況、さらには町民の皆様の安否等について調査中であり、早急に確認の上、避難先自治体など関係機関との協議を密にし、適切に対応してまいりますので、よろしくお願ひします。

それでは、町政報告をさせていただきます。

本日9月11日は、東日本大震災の発生から4年6カ月目に当たります。亡くなられた方々に改めて



哀悼の意を表するとともに、いまだ不便な避難生活を続けている町民の皆様へ、お見舞い申し上げます。

さて、6月に策定いたしました第2次復興計画を具現化させ、富岡町の再生と将来の発展に向けた町づくりを進めるため、このほど復興拠点整備に係る実施計画となります富岡町再生、発展の先駆けアクションプランを策定し、帰町に向けた生活環境の整備を進めております。

主な取り組みといたしましては、現在、富岡町の双葉地方水道企業団において執務している復旧課及び復興推進課を、先行整備していた保健センターに10月1日に移転いたします。役場機能の一部ではありますが、幾つもの困難を乗り越え、震災後初めてふるさとにおいて業務を再開できる見通しがつきましたことは、私としても非常に感慨深く、これを機に職員の健康に十分配慮しながら、復旧、復興をさらに加速させてまいりたいと考えております。

また、10月5日には、双葉警察署南の国道6号線沿いに交流サロンを開所いたします。一時帰宅される町民の皆様が休憩、交流を深める場として、気軽に利用していただきたいと考えております。このほか、災害公営住宅や仮設診療所の建設、商業施設や福祉施設、各種公的機関などの再開に向け、さまざまな準備、調整を進めております。多くの町民の皆様が着実に形になる復興の姿を実感し、ふるさと富岡に戻りたいと思われるよう、今後とも可能な限り充実させてまいりたいと考えております。

このような中、去る8月28日、イノベーション・コースト構想に位置づけられた廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟が本町玉塚地区へ設置されることが正式に決定しました。この場をおかりしまして、施設立地に決定いただいた国、立地を強力に後押ししていただいた福島県、議員の皆様を初めご理解とご協力をいただいた全ての皆様に対し、感謝を申し上げたいと思います。

この施設は、長期にわたる廃炉等に係る研究開発を国内外の大学、研究機関との連携、海外研究者を招聘するなどして進めるほか、人材育成の強化プログラムの実践など、まさに国内外の英知を結集する場として、幅広い活用が期待されるものであります。さらに、帰町後の雇用の確保や、交流が盛んなにぎわいの形成などにもつながるなど、本町のみならず双葉郡の復興を大きく後押しするものと確信しております。町といたしましても、今後立地場所の確保を初め、施設の本格的な受け入れ態勢や環境整備などを国や県、さらにはJAEAとの十分な連携のもと、積極的に進めてまいります。

このように、現在我が町は復旧、復興に向けて重要な一步を踏み出したところであります。そして、今後もさまざまな復興事業が動き出そうとしています。ふるさとを着実に再生、復興させるとともに、多くの町民が希望にあふれた豊かな生活を取り戻すことができるよう、さらには富岡町にかかわる全ての方々が住んでみたいと思われるような町にするため、関係機関との連携を一層密に今後とも全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

続いて、6月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、合併60周年記念式典につきましては、去る7月25日いわき市のいわき明星大学

見玉記念講堂におきまして、議員各位のご隣席のもと挙行し、173名の個人及び団体に対し感謝状を贈呈させていただきました。

次に、保健センターの応急復旧につきましては、先月末に竣工検査が完了し、現在、清掃、什器の搬入など執務環境の整備を行っているところであります。なお、10月1日の業務開始にあわせ開所式を予定しております。議員の皆様にもご隣席を賜りたく、よろしくお願いいたします。

次に、今年度の町政懇談会につきましては、10月15日から11月4日までの間に、県内2会場4回、県外6会場6回、計8会場10回の実施を予定しております。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。復興拠点整備アクションプランについてご報告いたします。第2次復興計画を具現化させ、双葉地方の中核都市富岡町の再生と将来の発展に向けた魅力ある町づくりを進めるために、「くらしの再生」、「あらたな交流拠点」、「にぎわいづくり」を柱に掲げた復興拠点整備アクションプランを作成しました。このアクションプランは、復興拠点と位置づけた区画のうち、岡内、曲田地区並びに役場周辺を町再生、発展の先駆け地として、復旧、整備など再生の方向性をお示ししたもので、復興中核拠点の全体像をイメージしていただくために作成したものです。今後は、医療、福祉、産業など分野ごとのアクションプランを順次作成し、町民の皆様や富岡町にかかわる全ての方々がふるさと富岡での生活を想像していただけるようご提示してまいりたいと考えております。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。富岡駅舎の復旧、竜田、富岡間の早期開通に向け、J R水戸支社と共通認識のもと準備を進めているところでありますが、町では周辺整備に係る駅前家屋の解体について、先月末より関係権利者との調整に入り、年内の更地化に向け準備を進めているところであります。

次に、富岡海岸線からの避難を兼ねた曲田事業地からのアクセス道路事業についてご報告いたします。本事業につきましては、このほど福島再生加速化事業として調査設計費が認められたことより、本定例会に補正予算を計上しております。今年度中に、道路本体の予備設計とJ R横断橋の詳細設計を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災集団移転促進事業についてご報告いたします。現在、11月の大臣同意を目指し、県、国と協議を進めているところであります。また、集団移転のほか、がけ地近接等危険住宅移転事業の制度設計を進め、個々に移転される方々への対応も進めてまいります。

次に、富岡工業団地の整備工事について申し上げます。現在、今月下旬の現場着手に向け、準備作業を行っているところであります。今後は、現場に近い復旧課において、安全第一で工期内の竣工を目指し進めてまいりたいと考えております。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。個人番号カード及びコンビニエンスストアにおける諸証明などの交付についてご報告いたします。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、個人からの申請により交付する個人番号カードは、本人確認のための公的な身分証明

書として利用ができるほか、今後、さまざまな用途での利活用が期待されております。国は、このカードを普及させるため、初回交付に係る手数料の無料化などに取り組んでおり、町においても広報紙や町政懇談会などにおいて周知活動を行ってまいります。また、このカードを活用した住民票などの証明書に係るコンビニ交付につきましては、来年1月中旬の運用開始を目指し、現在システムの構築を進めているところであります。なお、個人番号カードの申請交付事務やコンビニ交付に係る補正予算を本定例会に計上しておりますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町敬老会についてご報告いたします。去る9月3日に郡山、昨日いわき市において、敬老会を開催いたしました。ことしも70歳以上の町民が両地区合わせて530名の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。議員の皆様にもご出席をいただき、御礼申し上げます。

次に、放射線学習会の開催についてご報告いたします。放射線に対する正しい基礎知識を習得し、町民の健康不安を解消するために、甲状腺検査説明会を開催するとともに、町職員を対象とした研修会なども実施しております。今後は、三春町や福島市在住の町民、そして子供や保護者を対象とした学習会を計画するなど、放射線に対する情報の提供及び意識の共有に努めてまいります。

次に、町内に整備する仮設診療所の進捗状況についてご報告いたします。用地の取得につきましては、地権者の内諾をいただき、税務署との事前協議も調いましたので、今後売買契約を進めてまいります。建物については、プロポーザル方式により業者決定の上、今度末までに基本実施計画を進めてまいります。

次に、今後予定しております総合健診と戦没者追悼式についてご報告いたします。総合健診につきましては、ことしも10月7日のいわき地区を皮切りに、11月13日の福島地区まで実施予定であります。また、戦没者追悼式は、11月5日にいわき市での開催を予定し、町遺族会とともに準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。管理型処分場を活用した埋め立て処分場への対応についてご報告いたします。さきの定例会後、行政区長会や住民説明会での環境省からの説明を経て、特に多くの皆様から懸念が示された安全、安心の確保、さらには地域振興策の明確化などを内容とした環境大臣、復興大臣に対する申し入れを8月25日、福島県知事及び楡葉町長とともに行いました。今後は、この申し入れに対する国の対応を十分に見きわめつつ、議員の皆様とご相談しながら引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、商業施設の整備についてご報告いたします。このほど町民や廃炉作業などに携わる方々が、生活する上で必要な複合型の商業施設を公設民営により整備するために必要なマーケティングなどの調査が完了しました。今後この調査結果に基づく適地の選定、店舗規模、入居される業種などを考慮し、設計業務を進めてまいります。本定例会におきまして、これら設計費に係る補正予算を計上させていただきましたので、ご審議方よろしく願

いたします。

次に、太陽光発電事業についてご報告いたします。本町と福島県とが共同で進める大石原、下千里地区太陽光発電事業につきましては、このほど開催した地権者ごの個別説明会において、個人の収支計算書をもとに大まかな事業の展望を説明し、当該事業への本格同意をお願いしております。今後は、年内を目標として地上権設定契約の締結を進めてまいります。また、当該発電事業の事業主体として、このほど県が出資する福島発電株式会社において富岡復興エナジー合同会社が設立されたところがあります。共同事業者として、今後とも本事業を着実に推進していくため、本定例会において、この合同会社への町出資金に係る補正予算を計上しておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

次に、復旧課所管の業務についてご報告いたします。公共下水の災害復旧につきましては、富岡川以南区域において、一部地域では予定どおり8月から使用を再開しており、10月には全域で使用再開となる見込みです。一方、富岡川以北においては平成28年4月までに使用再開できるよう作業を進めてまいります。なお、帰還困難区域内における被災箇所につきましては、今年度中に復旧設計が完了する予定であります。

次に、農業集落排水につきましては、上手岡地区が舗装本復旧工事を除き終了し、小良ヶ浜地区は浄化センターの機器の修繕とともに小浜地区の排水ルート確保のための復旧工事を、早ければ今年度下半期にも着手する見込みであります。

次に、道路の災害復旧につきましては、被災を確認する68カ所から津波浸水区域内箇所などを除いた37カ所のうち、20カ所で災害復旧工事が終了しております。

次に、農地等の災害復旧につきましては、椿屋第1ため池の災害復旧工事を実施中であり、福島県が代行事業として実施しております家老ため池及び館山ため池は、現在堤体部の町道の復旧につきまして福島県と調整を図っております。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。国の直轄除染の進捗率につきましては、全体で70%を超えたところであります。一方で、除染廃棄物の仮置き場への搬入作業も進んでおり、大型の作業車両の通行が非常に多くなっております。このことから、丁寧かつ安全、確実な除染作業の実施に向け環境省や除染業者と連絡調整や現地での除染パトロールや現状把握を徹底するとともに、国などに対し今後とも必要な申し入れをしっかりと行ってまいります。

さらに、町単独の組織として、9月1日、放射線の専門家5名による富岡町除染検証委員会を設置しました。当委員会では、町内の除染効果について、専門的な見地のみならず町民の視点に立ったきめ細やかな検証を行い、提言などをいただくこととしております。十分な効果が得られていないような事象や除染事業において解決すべき課題に対し、国として誠実かつ確実に対応するよう、今後同委員会の提言などを踏まえ、町としても強く要望してまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町役場連絡所の移転についてご報告いたします。下郡山集会所に設けた役場連絡所につきましては、一時立ち入りをされる町民の皆様

に、防護服の配布や線量計の貸し出しなどの業務を行っておりますが、利用される方の利便性を考慮して、町中心部への移転を進めてまいりました。現在、国道6号沿いの店舗敷地に富岡町交流サロンとして建設中ではありますが、従来の連絡所機能に加え、一時帰宅する町民の皆さんの休憩所や待ち合わせ場所として、快適に利用できる環境を整え、10月5日から運用を開始します。なお、10月5日の業務開始にあわせ開所式を予定しております。議員の皆様にもご隣席を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

次に、住宅支援関係についてご報告いたします。三春町の沢石仮設住宅につきましては、8月末をもって供給終了となりましたが、入居されていた16世帯の方につきましては、それぞれのご意向を丁寧に向いながら、期限までに移転を完了したところです。今後は、福島県による建物の解体撤去の後、現状復帰の上、今年度末には三春町に返還される予定であります。

次に、応急仮設住宅の運用状況についてご報告いたします。仮設住宅、借り上げ住宅の供給につきましては、福島県より平成29年3月末までの期間延長が示され、その後につきましても復興公営住宅の整備状況などを見据えて判断することとなっておりますが、町といたしましても町民の皆様の住宅再建に向けて、支援を続けてまいる考えであります。

次に、復興公営住宅についてご報告いたします。昨年11月から入居が始まった復興公営住宅では、12団地に、219世帯、357名の町民が新しい生活を始めており、現在第2期募集分の団地への入居が順次行われているところでございます。7月27日には、第3期分の抽せんが行われましたが、新たに8団地、186戸について町民の入居が決定しております。

次に、富岡町民向けに大玉村に建設中の村営横堀平団地についてご報告いたします。大玉村営横堀平団地につきましては、59戸を3街区に分けて整備しており、年内には全戸完成する予定です。先行する第1街区の17戸につきましては、10月中旬から入居を開始する予定になっております。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。ことしで5年目となる富岡町子ども友情の集いは、議員各位のご臨席を賜り、去る7月28日にビッグパレットふくしまで開催したところであります。全国の避難先から約300名の小学生、中学生、高校生、そして保護者の皆様に参加していただきました。特にことしは、富岡町内の町並みを復元した模型コーナーや富岡町老人クラブの皆様のご協力による昔遊びコーナーなども設け、ふるさと富岡に思いをはせることもできたことと思います。ステージイベントの中では、2分の1成人式をことしも行うなど、短い時間ではありましたが、楽しいひとときを過ごした子供たちは、来年の再会を約束し合っていたようです。

次に、文化財関係について申し上げます。長引く避難の状況にあって、地域の歴史や文化を保存・継承するために、家屋の取り壊し予定のある所有者などと連絡調整を行い、富岡町の地域を説明できる史料の保全を進めております。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件3件、人事案件1件、財産の出資案件1件、工事請負契約案件1件、条例の一部改正案件2件、平成26年度一般会計歳入歳出

決算の承認案件など計10件、平成27年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計10件、工事委託協定の変更案件1件の計29件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、13番、三瓶一郎君の登壇を許します。

13番、三瓶一郎君。

〔13番（三瓶一郎君）登壇〕

○13番（三瓶一郎君） それでは、議長の許可を得ておりますので、これより順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私は議員として一般質問をする前に、それなりの問題について十分に研さんし、検討して、それでもなお答えが出ない場合には一般質問で町政の姿勢を伺うということでございます。ここに皆様にご配付しました水企業団の現状ですけれども、2点ほど訂正がありますので、ご訂正方よろしくお願ひしたいと思います。まず、一番上の資本的収入の部、これ0.6億円となっておりますけれども、これは406億円の誤りでありますので、これをご訂正お願ひしたいと思います。それから、資本的支出の部のダム本体、これも17億1,000万円ではなくて417億1,000万円でございますので、このようにご訂正方お願ひします。

それでは、一般質問に入ります。私は、本年の6月の定例会において一般質問について、水企業団のその後についてということで今回提出しておりますけれども、私は6月の一般質問のときには、2カ月ぐらいの時間をかけて富岡以外の各4町についての意向調査をしました。その結果、私はあのような質問になったわけでございますけれども、舌足らずの分があったというふうに思いますけれども、今現在お手元に配付しましたようなことが、これは最近調べた結果の数字でございます。しかし、これはあくまでも水企業団がつくったという、私に言わせれば現実味が非常に少ないと。実際1町1町を調べてみますと、広野町は1億1,510万円と書いてありますけれども、これは実際違うのです。水企業団の水は、非常に使い勝手が悪いということで、ダムの湖底に約6メートルにわたって1キログラム当たり1万シーベルトのセシウムが入っているということで、これは使いづらいということで浅見川に戻すということです。私再三聞いたのです。それだけで間に合うのかと言ったらば、いや、実は除染関係の作業員が約4,000人近くいるので、そちらのほうに回しているということで、広野町の

帰還率は5,000人に対して6割の3,000人しか帰っていないと、4,000人は作業員の宿舎などに水企業団からの供給がされていると、残りの町民に直接送る水は浅見川から3,000人分はとっておりますということで、非常に曖昧な点があるのです。

檜葉に聞きましたらば、檜葉は3系統で送っているということで、これも檜葉町は国は本来はお盆前の8月5日に帰還宣言をしたいということだったのですけれども、やはりこの水の問題で非常にセシウムに駆られた不安があるということで、なかなか帰らないという抵抗があったのですけれども、結局9月5日に帰還宣言をしたというようなことです。

大熊については、大川原の一部だけなものですから、これは現在のところやはり檜葉町が言うようなセシウムの問題があるとすれば、これは我々はのむ必要ないし、大熊の帰還率は大川原の一部のみ帰還しておりますので、その部分では送ると、それは震災前から比べると3%ぐらいだということです。ここも同じく、広野と同じく作業員の給食センターなど大川原地区にありますので、これは熊川の水をやっぱり使って3本立てでやるということです。

それから、双葉町は確かに水企業団の発足は広野と双葉が水がどうしても足りないのということで、これは協議の末に水企業団というのは発足したわけです。確かに当時の双葉町は、前田川という小さな川からとっていたので、双葉町全体には水の供給できないと。常磐線から西側の山田地区から松迫地区は、これは浪江から水を融通してもらっていたという経緯があるのです。今は、当時のころから比べると、やっぱり3%ぐらいしか使っていないということなのです。

富岡も現在私も町長のほうで町長部局で、これは日本に3大の興信所があるのです。こういうところで調べてもらっても、これは富岡の人口というのは一般の人に聞いても、いろいろの角度から調べても、恐らく町の企画では約4,000から4,100人ということだったけれども、実際これ町でその気になって大手の興信所、日本で3社ありますから、こういうところに金をかけてみると、実際は2,000人ぐらいしか帰らないのです。そうすると、やはり2,000人ということは8分の1です。だからこれは、私が言っていることがうそかどうか、大手の興信所に調べてもらえば帰還率がわかると思います。この大手の興信所というのは、例えばNHKの紅白歌合戦の視聴率、ああいうものを時間帯で出すぐらいの力があるところですから、これはお金かかりますけれども、ぜひお調べいただければ2,000人前後だと、富岡町の帰還率は。そうしますと、このダム本体にこれほど約500億円近くかけて、県で調べたところ、これは県営の多目的ダムだということなのです。多目的ダムは、農業にも工業にも使えらると、飲料水にも使えますよと。ところが、飲料水は全く同じ管から来ているのです。本当は、伏流水でなければだめなのです。表流水の一番汚れた部分を水配給しているわけです。これは、ちょっとおかしいだろうということで私は調べさせていただいたら、このような数字になって、富岡町が一番いつも人口が多いというだけで、これ構成するときには人口割で負担金出しているわけですから、今後もこれは出し続けなくてはならないのです。これ私調べたらば、これは脱退することはできないと。脱退したらば脱退した町に、その今までの広域水道の一員としてのそれ相応の金額を弁済しても

らわなくてはならないと、県に返してもらわなくてはならないということなものですから、なかなかそれはできないのだろうかと、こう考えるのです。

それで私、町長さっき首振りしましたけれども、やっぱりセシウムに関係があるので、この際水企業団云々あるいは富岡町が脱退するというようなことでなくて、やっぱり富岡は富岡で一度浄水場に導入したらば、それを再びやっぱりそれなりの方法で、昔は前にも町長に申し上げましたように、91市町村時代の富岡町の水道事業所というのは、水質が福島県で1番だったのです。県知事賞もいただいていますし、厚生労働大臣の賞も受けています。そのぐらい優秀な設備だったのです。これは、当然伏流水です。表流水ではありません。そういうものから、私は古い人間ですから、精査しますと、やはりこの富岡でこの構成団体から抜けられないと、抜ければ応分の相当額の負担金を強いられるということになると、それはなかなかうまくいかないだろうと、こう思うので、今富岡町は小山浄水場から水を引いても富岡の浄水場でやはりセシウムに対してのある程度の処理の方法を検討して、普通の通常どおりの飲料水として供給してはどうかというようなことでありますので、私はこの水企業団そのものを解体しようとか、あるいは富岡だけ脱退するというわけにはいかぬだろうと思うので、この辺は富岡町は今までどおり水企業団から水をいただいて、富岡なりのセシウムの除去方法などを考えていただければなど、このように考えております。

それから、それで1問目です。2問目のバランスシートについて、バランスシートへの理解はどのようなものか。現在の一般会計、特別会計は単式であるが、総務省指導で現在は複式で当町の現在、将来にわたり方策をお示してください。全国で1,634の町が複式会計をやっているということです。では、単式はというと、今年度、来年度の予算の編成は単式でやると簡単に出てくるのです。しかし、町有財産のそんなにお金かかっていませんけれども、例えば富岡役場建設して70年耐用年数があるとすると、これに50億円かけたとすると、そうするとこれ当然物は減価償却しなくてはならないです。それを年々50億円に対しての減価償却というもので対応しなければならないわけです。当然役場だけではなくても、リフレとかいろいろなものがあるわけです。そうした場合には、財産の状況を含めたものを考えたときには、やっぱり会計は単式ではだめで複式会計がよろしいかと、こう思うのです。今8カ町村で、確かに複式会計やっているところありません。あるのは水企業団だけです。水企業団は複式ですから、現在の経営状況あるいは将来にわたる経営状況というのはわかるわけです。だから確かに今ここで皆さんにバランスシートについてどう対応するのかといってもなかなか難しい問題なので、私は国の指導を待つまでもなく、富岡町単独でやるか、あるいは8カ町村で協議した上で単式か複式会計にするかをひとつご検討いただければ一目瞭然、富岡の資産はどれだけあって、そのための減価償却費をどれだけ積み立てしているかというようなものがわかるわけですけれども、これらについてはどのように対応されるのか、今後のいきさつについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。



〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議長、一般質問の趣旨と違う発言がかなり多いようですけれども、通告のあったものに対する説明をしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 通告の内容に沿って答弁してください。

○町長（宮本皓一君） それでは、13番、三瓶一郎議員の質問にお答えします。

1、水道企業団のその後について。水道企業団の運営について市内での対応はどのようなものだったのかについてお答えいたします。双葉地方水道企業団の運営につきましては、予算編成や事業計画立案を含め、構成5町の了解のもと進めております。双葉地方水道企業団が企業団議会に上程する議案などについては、事前に構成5町の財政担当者や上水道工業用水道事業担当で構成する構成団体連絡会議や各町の首長で構成する理事会で協議され、十分に構成町の意見が反映されたものとして水企業団議会へ上程されております。なお、個別の懸案事項などについては、事前に説明を求め意見調整するなどしており、常に水道事業の運営や執行状況の把握に努めております。今後も水道事業経営の一員として、水道事業の継続性を確保してまいりたいと考えております。

次に、2、バランスシートについて。バランスシートへの理解はどのようなものか。現在の一般会計、特別会計は単式であるが、総務省指導で現在は複式で当町の現在、将来にわたりその方策をお示しくださいについてお答えいたします。バランスシートとは、貸借対照表のことで、住民サービスを提供するために保有している資産とその資産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に対照表示したものです。表内の資産合計額と負債及び純資産合計額が一致し、左右の均衡がとれていることから、一般的にバランスシートとも呼ばれているものと理解しております。現在地方公共団体における予算、決算に係る会計制度は、単式簿記による現金主義会計をとっております。現金主義会計は、資産、負債、減価償却費など現金支出を伴わない費用の把握ができないというデメリットがあり、国ではこれらを補完するものとして複式簿記による発生主義会計の導入を進めております。本年1月、総務大臣より統一的な基準による財務書類などを原則として、平成27年度から平成29年度までの3カ年で作成するよう要請がありました。本年度内には、標準的な固定資産台帳システムの無償提供が行われる予定となっており、現在町ではこのシステムにのせられるよう公有財産管理後の整備に取り組んでおり、その後に提供される複式仕分けシステムと連携させ、財務諸表を作成、公表する考えであります。今後は、これらの財務諸表を役場のマネジメント機能の向上や人口減少が進む中で、限られた財源を有効に使うことにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 町長、そんなに難しい問題ではないのです。この1の水企業団のその後については、私のいろいろ調査した結果は、やはり富岡町の北系、これはやはり北系は北系の国、県の許可を受けるときに、既にもう作成が決定しているということですから、今さら私が望む杉内からあ

そこの小野富岡線の歩道に入れるというようなことは、これはできないというようなことも私調べて、結果なるほどなということで、許認可申請した許可の段階でそういうことを町は申請しているわけですから、これを今さら覆すというようなわけにいきませんから、だから私は今振り返ってみると、あの3路線についての云々と言いましたけれども、これは私これについては物申す気はないのです。これは、もうやむを得ないなと。当時そういうような過程を踏んで許認可を受けたのだから、それを今さら覆すということになると、また非常にややこしい問題が絡んでくるものですから、私はこれはこれでいじる気はないということですが、ただ全体的に見て私一言言いたいのは、先ほども申し上げましたように、水企業団の構成から抜けるとかどうのこうのということではできませんので、現状どおり受けて、富岡町でそれをセシウム除去の方策をとればその施設に係る費用はそんなに高くないのだらうと思いますので、私大変恐縮するのですけれども、なぜ私三瓶清一課長を指名するかというと、彼は水企業団の構成するときの富岡町水道事業所の最後の生き残りなのです。だから彼は、私なんかよりよく知っていると思うし、その後には彼は水企業団に出向したというような経緯もありますので、だから彼の考え方は私は納得しておりますので、これについて今セシウム除去のことについてだけご答弁いただきたいなと、こう思うのです。今バランスシートについて、確かに町長の答弁どおりだと思うのです。これがどのような経緯を受けて総務省からのどういったご指導があったのか、総務課長、この辺はあなたおわかりだと思うので、総務課長、この辺だけ簡単でいいですから、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、質問1番目のセシウムの状況ということについてお答えしたいと思います。

私企画課長ということで、帰還に関することも所管でございます。それから、工業用水道事業の担当ということですので、お答えさせていただきたいと思います。まずは、1つお断りをおきたいというのが1点ありまして、現在水道企業団が給水する上水道、飲料水については、セシウムの検出はございません。検出限界以下ということで、毎月町広報にも、それから水道企業団広報でもお知らせを申し上げておりますが、セシウムの検出はないと、検出限界未満であるというふうにまずはお断りをおきたいと思います。

水道水、それから水に含まれる放射性物質につきましては、水の濁度、濁り成分に放射性物質が含まれていて、それをもって水から検出されるというのが一般的でございます。そういう観点から、水道企業団では十分なる濁度管理をし、例えば昨日のような大量の雨が降り、取水源の水が濁った、一定以上濁った場合については、取水を停止して監視する、それから通常でございますと、濁度の管理、濁度の常時測定と、それから浄水後の水の放射性物質の検出というものにつきましては、24時間計測できるような機器を既に整備し、運用しているところでございます。そういうことから、今まで測定した結果においては、セシウムについては検出されない、検出限界未満であるというようなことになっ

ております。今後もその方向で考えていきたいというふうに水道企業団申しておりますので、改めてセシウムを除去するというような機械もしくは機器の整備をするという考えは今のところございません。今の体制でいきたいというふうに水道企業団は考えていると聞いております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、ただいまのご質問でございますが、国から指導された経緯ということでございますが、現金主義会計、こちらにつきましては現金の収支という客観的な情報に基づく処理ということで、公金の適正な出納管理には適するのですが、先ほど議員からもありましたように、減価償却などそういった現金支出を伴わない費用の把握ができないというようなこともありまして、国としてこれらを補完するものとして複式簿記による発生主義会計の導入をするということで、本年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルというのが取りまとめられまして、これに基づき市町村においても複式簿記を取り入れた会計を行うようにという通知がございました。町といたしましても、こういった諸帳票を導入いたしまして、今後の町政の町の運営に十分に役立てていきたいという考えのもとに導入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 1点目について、セシウムがないと言われますけれども、現実にはこういうことがあるのです。水企業団あるいは理事者が関与しているかどうかわかりませんが、これ環境省にセシウムの状況を請願しているのです。お願いしているわけです。ところが、環境庁の説明だとセシウムがないと指定していないのです。セシウムに手をつけると2年ぐらいかかるし、それから今穏やかなものをいじると攪拌して広範囲なセシウムがまき散らすのでできませんと、費用の問題、時間の問題、それから攪拌が拡大するというようなことがあるので、だから今課長おっしゃったセシウム絶対ないということは、ではあなたがそうおっしゃるなら、なぜ水企業団では環境庁にそういうお願いをしているのですか。そういう事実があるでしょう。環境庁は、それは難しい、時間もかかるし、お金もかかるし、セシウム攪拌してしまうので手をつけられませんということ言っているわけです。だからあなたがおっしゃったセシウムゼロだなんてことはあり得ないです。

それから、2問目の……

○議長（塚野芳美君） 13番さん、お待ちください。再質問ですから、一問一答でお願いします。

○13番（三瓶一郎君） では、どうぞ。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 私のお答えの仕方がわかりにくかったかもしれないので、わかりにくかったとすれば申しわけなかったと思います。セシウムがないというのは、浄水後の水、給水する水については、現在測定を開始してから今まで測定限界未満の値、要するに今測定する機械の中では確認

できないということをお答えしたつもりです。おっしゃるように、水源ダムである木戸ダムの湖底面に放射性物質が堆積しているのではないかということについては、おっしゃるとおりご要望もしておるようでございます。ただ、私が申し上げたのは、浄水後の水、皆様にお送りする上水については測定して検出限界未満であるということをお知らせしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 課長、一番いいのは原則的にあなたが今お答えになったのは、そもそも当たっているのだと思うのです。私は、先ほど富岡町に導入をされる水だけでもセシウムを除去できないかということをお知らせしましたが、本来は今の原水、小山浄水場の水を、あれが一番いいのは富岡の昔の水道事業所のように、伏流水に交換することはそんなに金もかからないし、こんなに時間もかからないのであると思うのです。あれを少なくとも一番汚れた上水飲んでいるわけですから、幾らセシウムがあるとかないとか別にして、あれよりも泥水とするものを表流水よりは伏流水に直したほうがより安心ではないかなということなのです。いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 双葉地方水道企業団、それから木戸ダムを水源とする浄水施設、それからそれに基づく浄水の給水の計画につきましては、5町の上水道給水量の安定的な供給ということに基づいて計画されたものと認識しております。施設の浄水施設については全て完成しており、適正に運用されているというふうに思っております。それから、一部ではございますが、富岡町内の水源、議員おっしゃる伏流水につきましても、予備的水源ということで残しておるところでございます。ただ、そこについても、現在その水源については、井戸を伏流水をくみ上げて塩素滅菌処理をして給水するという簡易的なものでございます。それをそのところにも実は放射性セシウムの測定をする機械をつけることも必要だというふうに思っておりまして、それらを総合して給水していくというのが水道給水の安定的な供給ということになるかと思っておりますので、総合的に考え、給水計画のとおり、それから給水計画に基づいて適正な水質の上水を供給していくというのが基本だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） この問題について、私6月にもやっておりますし、今回でこれ以上の質問を続けても、答弁者側としてもこの程度が限界の答弁かなと、こう思いますので、この件については議長、終わります、1問目について。

2問目について、バランスシートは先ほど私話したように、やはり現実味を覚えた今の一般会計の単式ですと、これ今年度、来年度の財源はわかるわけです。見通しが立つのです。しかし、我々議員

が一般質問するときには、5年後、10年後の富岡町の財政あるいは行政の方向性というものを問いた  
だすが一般質問だと、こう考えておるのです。その場合に、私は今課長がおっしゃった、総務省指導  
があったということですから、ぜひそういうことで指導に従っていただいたことでやっていただきたい  
ということでもあります。

それで、以上なのですけれども、町長と議長をお願いをしたいのです。確かにバランスシートと言  
われても、ちょっとぴんとこないと思うのです。ですから、これは富岡町がどの銀行と取引している  
かわかりませんが、こういうところの融資課長あたりに一度講義に来ていただいて勉強すると。  
なぜかという、例えばバランスシートというのは、銀行に行ってお金貸してくださいと、ではバラ  
ンスシートを出してくださいと、出す、融資課の課長、支店長は、これちょっと悪過ぎます、これよ  
過ぎます、融資しましょう、これはできませんというようなことで簡単に読める。それから、町に出  
す業者から出てくる指名願、これもバランスシートがよければランクが上がっていくと、バランスシ  
ートの率が悪ければこれはだんだんDクラスまでなるということなものですから、最後になりますけ  
れども、議長と町長にそういう機会をつくっていただいて、バランスシートについてのお勉強をされ  
てはいかがかと思しますので、その辺をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。今の質問に対して答弁がまだ終わっていませんの  
で、終わらないでください。それで私のほうから、私が貸借対照表についてお願いされるものではあ  
りませんが、13番さんのおっしゃるのはどなたに対して講習会を開いていただきたいということ  
ですか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） やっぱこれ議員が行政から提出された議案書を読むときに、バランスシー  
トわからなくては、これは予算書を読んだと言えないのです。だからそのために、そういうものの仕  
組み、財政の資本的収入、資本的支出、そういったもののバランスシートを議員の皆様にもよく勉強し  
ていただきたいと思うし、同時に行政側でもそれらをよく勉強していただきたいと思うので、そうい  
うような講習会を開催されてはいかがですかと。

○議長（塚野芳美君） 以上ですか。

○13番（三瓶一郎君） ええ。

○議長（塚野芳美君） 議員に対する研修に対しましては、後日議会運営委員会で諮らせていただ  
きたいと思います。町のほうに関しましては、総務課長でよろしいですか。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議員からただいまございましたように、この出てきた帳票、それを読み  
解く力というのが必要というふうには感じております。本年度、関係機関から講師等を招いて研修を  
するというような計画も既にでき上がっておりまして、その中に先ほどございました銀行関係の方、

そういった方も入れられるかどうか、今後検討させていただいて、研修を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私からの質問は以上でございます。最後の部分については、お願いでございますから、質問でございませんので。

○議長（塚野芳美君） では、以上で質問は終わりですか。

○13番（三瓶一郎君） はい。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問を以上で終わります。

続いて、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

〔4番（遠藤一善君）登壇〕

○4番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして2問質問をいたします。

まず初めに1番、今後の除染についてであります。（1）、帰還困難区域の除染スケジュールがいまだに発表されていない中で、町の復興再生には早期の除染が必要と考えるが、除染計画の見通しはということでございます。帰還困難区域の除染が帰還困難区域のままだと環境省のほうから発表されていないということは重々承知しておりますが、帰還困難区域以外の除染の進行状況と除染のスタートということ振り返ってみますと、相当スムーズに始まったというふうには感じておりません。この後、避難指示準備と居住制限の除染が完了し、フォローアップが完了し、次のステップということで町としては考えていかなければならないというふうに思います。その中で、やはりある程度本格除染の可能性と本格除染の見通しということ町としても考えていかなければならないし、帰還困難区域の住民としてもいつどのようになるのかということが非常にいろんな意味で、帰る、帰らないも含めて、いろんな意味で悩ましいところでもありますので、ぜひとも現在における除染計画の見通しについてお示してください。

続いて、（2）、帰宅時の安全面、被災者生活再建支援制度の適用、心の復興の観点から考えると、帰還困難区域の建物解体を先行した除染を行うべきというふうに思っております。現在建物の解体は、除染の一部ということで取り扱われるということも承知しておりますが、帰還困難区域の中、手つかずのまま、非常に一時帰宅は先ほど先日変更になりまして、年間30回入れるということになりましたが、建物の状況が全く終了されずに置かれているということで、非常に通行に対しても、もし中に入ったときに地震が起きたりとかということにいけば、非常に危険な状態だというふうに思います。通常地震の後に応急危険度判定というものがあって、2次被害を防ぐための危険とか安全とか要注意とかという張り紙をしたりするのですけれども、そういう観点から考えても瓦が途中でとまっていた

り、外壁がもう壊れそうになっていたりということで、非常に危ない状態が続いております。そういうことを考えますと、除染ということの中とまた別に考えまして、きちっと建物の解体を先行してやっていかなければならないのではないかというふうに思います。生活再建支援制度で半壊以上の建物を解体すると全壊扱いになるという支援制度もありますが、このままいきますと、そういう支援制度も受けられない状態になってしまうのかなということもあります。いろんな意味でぐちゃぐちゃになった家を見てると悲しいと、もう行きたくないという人もたくさん聞いております。いろんなことから考えていきますと、ぜひとも建物の解体を先行していくべきだというふうに考えますが、町の考えはいかががお示しくください。

続いて、(3)番、本格除染の終了状況とホットスポット除染工程及び除染完了へ向けた町の具体対策はということなのですが、本格除染がどんどん、どんどん進んでおりますが、その現在の終了状況を詳しく教えていただきたいということ、そして本格除染が終われば環境省の除染のマニュアルの中でもホットスポットの除染を行うということでもあります。ホットスポットの除染に向けた工程、そして除染が完了したというのが今のところ本格除染が終われば除染が完了というような位置づけのようですが、現実的に住民が住むという観点からいけば、きちっと線量があらゆるところでそれ相応の値になっていなければ安心して帰れないということがあろうかと思うのですが、住民からそういう意見が出ている中で、町としてはどういうふうな具体策で臨むのかということをお聞かせください。

そして、大きな2番目のイベント公園の整備についてなのでありますが、早ければ2年後に帰町というような形で進んでいるわけですが、震災以前はイベント公園というと帰還困難区域にあります夜の森の公園、桜の中心地でもあったわけですが、夜の森公園が中心になっていたかと思えます。当然除染も進まない状況ですので、帰還後すぐにその公園を使うということは難しいということを考えれば、やはり一つのいろんな形として、町民含め町民以外の人たちも含めてイベントを楽しめるような、きちっとした新しい公園が町内の低線量の地域に整備すべきではないかということで、復興の一つの施策として公園の整備が必要だというふうに考えますが、町はどのように考えているのか、以上大きな2点について質問をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、遠藤一善議員の質問にお答えしたいと思います。

1、今後の除染について。(1)、帰還困難区域の除染スケジュールがいまだに発表されていない中で、町の復興再生には早期の除染が必要と考えるが、除染計画の見通しはについてお答えいたします。現在施工中の除染工事は、平成25年6月に国が策定した除染実施計画に基づき行われております。し

かしながら、帰還困難区域の除染については、高線量であることなどから、いまだ計画が示されておられません。ことし6月に策定された第2次復興計画において、帰還困難区域の除染が町の再生復興に欠かすことのできないものと位置づけ、国に対し速やかな除染実施計画の策定と除染作業の着手を強く求めてきたところであります。加えて本町では、居住制限区域内の住宅密集地が帰還困難区域に隣接している場所も多く、このような場所についても居住制限区域側の町民が安心して帰還できるよう一日も早い除染の実施を継続して求めてまいります。

次に、(2)、帰宅時の安全面、被災者生活再建支援制度の適用、心の復興の観点から考えると、帰還困難区域の建物解体を先行した除染を行うべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。帰還困難区域の建物解体については、区域内の除染実施計画が策定されないと着手できないとなっていることから、まずは同計画の策定が急務であります。そして、半壊以上の建物を所有する方の不安を払拭し、帰還困難区域においても住民の皆様が帰還しやすい環境を整えるために、国による速やかな建物解体事業の実施をあらゆる機会を捉えて国に強く求めてまいります。解体と除染については、解体を先行して除染実施することが効率的な除染につながるものと考えており、被災者生活支援制度の期限の延長とあわせてしっかりと求めてまいります。

次に、(3)、本格除染の終了時期とホットスポット除染工程及び除染完了へ向けた町の具体的対策はについてお答えいたします。除染工事の進捗率は、8月末時点で宅地64%、農地62%、森林97%となっております。ホットスポットの除染については、迅速に対処するよう求めてきたところ、本年6月以降に除染が完了する宅地においては、現行工事の中に組み込み、雨どいの下を深く掘り下げるなどの対応をしていただくこととなりました。

他方、それ以前に除染作業の完了した宅地や舗装面の再除染は、現行工事の工程に組み込むことが困難であり、平成28年4月以降に新たな工事として発注施工する予定であるとの報告を受けております。住民の皆様が帰還には、徹底した除染が大前提となることから、ホットスポット対策にできるだけ早期かつ着実に取り組むよう今後も強く求めてまいります。

また、9月1日、2日の常任委員会でもご説明申し上げましたが、町では国の除染結果を独自に検証する富岡町除染検証委員会を立ち上げ、局所的に線量が高い箇所はもとより、除染の範囲や手法についても専門家によりしっかりと検証していただくこととしております。町といたしましては、町民の視点に立った検証委員会による報告書をもって、国に対し必要な改善を求めてまいります。

次に、2、イベント公園の整備について。(1)、町内の復興を進めるためには、子供を含めた世代が一緒に楽しめるイベント公園を放射線の低線量地区に整備すべきと考えるが、町の考えはについてお答え申し上げます。これまで町内で開催するイベント等については、夜の森公園や総合グラウンドなどのスポーツ施設を利用して開催してまいりました。今後町内でのイベント開催が可能となった場合においても、同様に公園やスポーツ施設を活用したいと考えております。しかし、一定程度以上の広さを確保できる公園が帰還困難区域内にあり、当面その利用が難しい状況にあることから、比較的



線量の低い町南部区域でのイベント開催可能地の確保検討は必要であると考えております。また、幅広い世代が集うことができる交流の場の創出については、今後適地などを含め、その基本的な考え方を検討してまいりたいと考えます。議員には、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ただいま町長から答弁をいただきましたが、まず初めに除染スケジュールに関して、環境省の除染計画がなければということなのですが、環境省の除染スケジュールそのものがいつできるのか、いつできるのかというよりも、環境省としてはどういう条件のもとに除染のスケジュールをつくってくれるというふうな話になっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいのですけれども、よろしくお願います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ただいまのご質問でございますが、まず環境省の考え方といたしましては、帰還困難区域の除染につきましては、復興拠点を含めた絵姿を示すというような言い方をしておりますが、町といたしましてはその絵姿のみにかかわらず、帰還困難区域の除染を行うことで地域全体の放射線を低減させることこそが富岡での生活にぎわいを取り戻せるということという意味合いにおいて、国に申し上げているところでございます。しからば、そのスケジュールがいつかということについては、町としてはもうすぐにでもやっていただきたいというのが本当のところの思いですが、国との交渉の中で決めていくというところで、まだ現実的に何年何月というところは示す状況にはございません。ただ、帰還困難区域につきましても、町ではその要望書というものも国には出しています、6月23日には復興大臣、それから7月23日には環境省の本部長にそれぞれ帰還困難区域の除染ということで要望を出しております。現に帰還困難区域についても、議員ご承知のとおり、夜の森桜通り線や夜の森公園、あとはインフラ復旧に係る施設等については一部除染をしておりますので、そういうところを足がかりに、先ほど議員もおっしゃったとおり、その居住制限や解除準備の次のステップとしてスムーズに移っていけるように考えてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 町のほうもいろいろ要望していただいているということは、今の課長の説明で理解ができました。ただ、現実的に今課長の話にも復興の絵姿というのが環境省が要望というか、環境省とか復興省が言っている除染のある程度の条件だということなのですが、大熊町で現実的に帰還困難区域での除染が始まったという報道があったわけですけれども、大熊町の場合はあそこを復興拠点にするというような新聞の書き方だったようで、復興拠点にするからということで特別に帰還困難区域の除染をしているということ、それも大熊町の中の一部ということで、現実的には大熊町のそ

れ以外のところはされていないということで、富岡町もそれ以外のところという位置づけなのだと思うのですが、復興の絵姿がなくて帰還宣言とかいろいろ復興のことを考える。第2次復興計画のほうでも長期的に夜の森というか、上の帰還困難区域は考えるということで、ちょっと先送りになっている感があるのですが、最初の質問のときにも若干触れたのですが、先送りが例えばある程度こっちの除染が終わってから次のステップということになってくると、またそこで2年も3年もおくれて、実際にはいつできるのかわからない。10年先なのか、20年先なのかというような話では、帰還困難区域の人たちも長生きしてやっぱり戻りたいと思っている人も若干名ではありますが、いるわけです。若い人なんかでいきますと、やはり第2次復興計画の中でもあったように、桜のそういうイベントがまた夜の森公園で、そして桜通りでできればというようなアンケートの結果もありました。そういうことを考えていきますと、確かに近々のここ数年の話のほかに、やはり将来を見据えた中で除染をしていかなければいけないということがあろうかと思えます。そういうときに、どういう町としていつまでにやってほしいとか、そういうような進め方というのも一つの方法であるのかなというふうに思うのですが、町のほうからいつごろから除染を始めてくれというような言い方というか提案というのはいかないのでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、復興の絵姿というところについてでございますが、環境省が言っているのは、どちらかといいますと復興拠点という取り扱いで、その絵姿という言葉で言っています。町では決して絵姿がないわけではなくて、例えば夜の森地区であれば観光の拠点であり、あるいは夜の森駅を周辺とする市街地、この市街地を再生させなければならないというような考えは持っております。したがって、絵姿がないわけではないので、そこらあたりを強く要望して協議してまいりたいと考えているところです。具体的にいつからというところは、正直申し上げまして、まだそこまでの議論とはなっておりません。今盛んに居住制限区域と解除準備区域が完成に向けてねじを巻いている状況でございますが、まずはそちらを優先してやっておりますが、ただ帰還困難区域の除染についても、ずっとほっといておいて、そのときがなったら協議開始ではとてもロスの時間ができてしまいますので、そういうところについてはしっかりとそういうロスが出ないように対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時59分）

---

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

午前に引き続きまして、4番、遠藤一善君の再質問を継続いたします。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） それでは、質問を続けさせていただきます。

帰還困難区域の除染のスケジュールなのですけれども、ご存じのように帰還区域と居住制限のところは道路1本、線路1本でなっています。特に夜の森方面の新町と清水前、大菅というところは、実際居住制限と接しているわけなのですけれども、皆さんご存じのように消防の活動にいたしましても、3分団というのは全部その中で一緒に活動してきたところであります。部分的にこちらが除染終わった、帰還困難区域は終わっていないというような状況の中で、そういう一体的なつながりが完全に分断されてしまうというようなこともあります。しかるに、時期をずらして帰還困難区域の除染が行われるということではありますが、ぜひとも課長も国のほうにはそういう要望はしているということではありますが、この帰還ということも考えたときに、やはり不安を持ったまま近隣の、町長も何度も大臣とか復興庁の方々が富岡に来たときに、新聞、テレビ等で拝見しておりますが、さらにどうしてもやっぱりここは除染をしてもらわないと、安心して際の人は帰れないし、我々の活動も先が行かなくなってしまうというような、地区の住民の活動も先行かなくなってしまうということがありますので、ぜひとも最後にというか、この（1）番の帰還困難区域の除染について、町長に今後の強い国への要望をお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 冒頭の議員の質問に対してお話をさせていただいたものと余り変わりはないのですが、居住制限区域の中の住宅密集地、これが道路1本で困難区域と制限区域に分かれている、そういう状況で、一番隣接して狭いところが6メートルというような状況にもあります。それらについては、私から環境大臣にも、それから復興大臣にもこれらのことは、今までもこういう状況ではこの制限区域にいる方が安心して帰れませんからぜひお願いしますということを強く要望しているところですが、今後もこれらは継続的に粘り強く要望してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 一カ月でも一日でも早く除染計画が国のほうで、環境省のほうでつくっていただけるように、ぜひとも強い要望をお願いしたいということで、（1）につきましては終了いたします。

次に、帰還困難区域の建物の解体なのですけれども、建物を解体ということで、簡単にいくのかなという危惧が非常にあります。帰還困難区域の中の建物を解体したときに、一体どこで処分をするのかなという疑問が非常にあります。そういうことを考えていきますと、この帰還困難区域の建物解体は、もうどんどん進めていく状況にあるのではないかなというふうに思います。確かに除染計画がなければできないということなのですけれども、それを押してでもやらないと、この建物解体のした処分をどうするのかということも含めて問題になってくるのかなというふうに思っております。特に解

体をした、しないによって、地震で被害があった、先ほども話ししました被災者生活再建支援制度なのですが、延長を要望していくということなのですけれども、実際基礎支援金の申し込みの申請期限は平成28年の4月10日まで延長になったままで、その先いつまでなるのかということが決まっておりません。決まっていない中でどうしたらいいのかということの不安もありますので、ぜひともその辺も含めて、この建物解体の先行ということを考えてほしいと思うのですが、この解体をしたときの処分というのは、環境省のほうではどういうふうになっているのか、計画がなければ言わないのかもしれないのですけれども、どういうふうな考えをしているのか、もしご存じであればお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 帰還困難区域の建物をお持ちの皆様、確かにこれは居住制限解除準備区域、皆様同じ思いだと思います。半壊以上の建物を所有する方の不安というのは、やはり安全上も避難先で常に心配していることだと思います。やはりそういう意味からも、帰還困難区域の解体についても、積極的に国に要望して進めていかなければならないことだと思っております。今議員が質問された、どこで処分するのかということについては、環境省の担当者と詰めておりますが、正確にはまだ決定していないという回答でございます。なお、居住制限区域や解除準備区域の解体については、解体したものを浸水区域の仮設焼却施設等で処分しますが、なお線量的に全て可燃物も測定してはかったところ、余り線量が高くないものもございまして、そういうものについては再利用ということもないことはないというようなお話も伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今再利用という言葉が出たのですけれども、環境省はすぐそういうことを言うのですけれども、実際に例えば南相馬で解体をした、民間の人が解体をしたものが処分先がなかったりとか、そういうことも起きております。実際的に帰還困難区域というところにあったものの処分がそんな簡単に環境省が言うようにできるわけではなくて、やはり自分たちのところでみずからやっていかなければならないというふうな考え方をしていけないと、安心して解体したり建てかえたり直したりということができないということがあろうかと思うのですけれども、今ある、富岡町にある仮設焼却炉は、2年ということであるわけですが、環境省のほうはこの2年の延長をして、帰還困難区域の除染が終わるのはいつになるかわからないのですけれども、それまで仮設焼却炉は置いておくという方針なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 浸水区域に今ございます仮設焼却施設については、今おっしゃるとおり29年3月まで使用して、1年かけて撤去するというような計画でございますが、居住制限区域と解除準備区域内の家屋についての解体は、賠償に係ることや、あるいはご本人の判断がまだつかない

ということから、申請されていない方がやはりいらっしゃいます。窓口相談に訪れている方は、千数百を超すのですが、実際に申請されている方はその半分程度になってございます。したがって、その場合は延長するということも十分可能性としてはあるのではないかと予想しているところです。ただし、それはまだ正式な決定ではございませんので、見通しとして示されているものではございません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） この解体に関しては、ぜひとも先行して解体ができるように強く環境省のほうと交渉していただきたいというふうに思います。これが進まない、本当に危険きわまりない状態で一時帰宅をするというようなことになっていきますので、ぜひともここはお願いしたいということで、今後とも強く環境省に要望していただきたいということで、これはお願いということで（2）は終了させていただきます。

続いて、（3）の本格除染の終了状況についてなのですが、先ほどパーセンテージで終わったということの説明があったわけですが、聞くところによると除染、例えば居住制限避難指示解除準備の中でも、屋根とか外壁が状況によっては除染をしていない家屋もあるというふうにお聞きしているのですが、その辺の認識は私の認識でよろしいのか、ちょっとまずそこをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 家屋、宅地も含めて家屋の除染については、現在鋭意進めているというふうなお話で伺っておりまして、私どもも現地においては盛んに除染工事を行っているということは認識してございます。建物の除染、今まさにやっているところでございまして、基本的には屋根も外壁もやっているところでございますが、ただ一部まだ手つかずのところとか、そういうものの中には残っているというお話も承っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ということは、本格除染というふうに終了ということがあっても、実際屋根のセメント瓦の上に放射能がまだ付着して高いところがあったりとかというような、ウエザーリング効果である程度落ちている可能性もあろうかと思うのですが、やはり瓦等々を変えなければいけないとか、ふきかえなければいけないというような状況を考えている人もいるかと思うのですが、そういう住民側から言わせていただければ、中途半端な除染でそれで本格除染が終了しましたというパーセンテージに上がってくるのは、若干ちょっと違和感があるのですが、その辺について本格除染が終了というところで、除染結果の報告ということがマニュアルには書いてあるかと思うのですが、そういう除染していなかったところの除染結果というのもきちっと持ち主のほうに報告されているのかどうかは、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 除染が完了しますと、本格除染が一部完了しますと、完了届という形で所有者に報告が行っているものでございます。ただ、実際に本格除染が終わったということが例えばやっていない部分があるという位置づけでは、本格除染が終わったとは言い切れませんので、そこについてはそういう事例がある場合については、町でも積極的に国に状況の説明を求めてまいりますので、もし議員のほうでもそういうお話があった場合は、教えていただければありがたいと思います。即対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 特定の家のところというのは、私のほうでもわかろうかと思うのですが、ただ屋根の状況がちょっとひどかったり、セメント瓦は拭いたりすると瓦を壊してしまうのでやらないというふうに聞いていたのですけれども、もう一度セメント瓦の除染というのは、拭き取りというのはしているのかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） セメント瓦の拭き取りについては、実際に拭き取っても効果的に線量が下がらないだろうということは前々から言われているところでございまして、ただ除染の同意取得の際に除染が負荷できないというご説明を申し上げておるところです。例えば除染ができないというような判定があったとすれば、そこについて除染をしないで、はい、終わりですということは簡単に受けられるものではございませんので、個別の事例になるかと思いますが、その場合は個別対応ということでしっかりやらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 個別対応といいますと、ただ除染結果の報告が来ないと状況はわからない。でも除染結果が来るということは、その家の除染は終わったということになると、それはホットスポットの除染の扱いと同じような形になっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 完了届という形で上がってきたものについては、単純に考えれば一度除染が終わったという取り扱いになると思いますが、できれば私どもはそれ水際で防ぎたいと思います。そういう事例、実は余り報告としては何ってのはございませんが、完了というような位置づけになる前に、それは本格除染の中で対応できるかどうかということ国と協議しながら対応してまいりたいと思います。時間的なスケジュールの中で、どうしてもそれはもう間に合わなかったということになれば、それはフォローアップ除染という取り扱いになることもあるかと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 除染をされた方に聞いていますと、除染がした線量の値はすぐには来ないということで、除染結果聞いていないという人が多いのです。その割には、除染が終わったというパーセンテージが非常に多いような気がしているのですけれども、マニュアルどおりにいけば必ずこれはすぐ出さなければいけないものだと思うのですけれども、出した上で納得をしていただいて終了という形が本来あるべき姿なのかなというふうに思うのですけれども、その辺の段取りというか、それはどのような状況で、そしてなおかつ今回町のほうで、常任委員会のほうでも説明を受けましたけれども、先ほど町長の説明のほうにもありましたが、除染検討委員会をつくって、そしてガンマカメラで除染結果を見ていくということなのですから、そういうときにそういうところが終わっているのか終わっていないかをはっきりする、しない、そういう細かいところが建物を今度、先ほどの解体でこちら側の居住制限とか避難指示の解体の話も出ましたが、解体するかしないかを決めるときにも、そういうところというのは非常に大きなウエートを占めてくるのかなというふうに思うのですけれども、そういう一つの建物の除染の状況というのは、どのくらい町のほうでは環境省から報告を受けているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 除染が完了したところについて、町ではガンマカメラを入れて調査をする計画でございます。正直なところ、どこまで細かいところというものについては、1件1件全てお聞きしているわけではございません。基本的な考え方のもとにやっているというところはお聞きしておりますが、例えば除染すべきところがまだ一部終わっていないにもかかわらず完了したというような報告があってはならないと思っておりますが、もしそういうものがあつた場合については、しっかりと対応して、できればやはり完了の前にそれは確認させていただきたいと思っております。

それから、提出書類が遅いという点においては、私ども現地において作業が終わったというお話は伺っていても、その完了している書類が提出がないのだというようなお話も伺っています。これは、町民の方からも来ています。現地は終わっているようなのだが、完了の書類が上がってこないのだ、おくらしているのではないかなというようなお話は承っております。ここについてはJVに皆様を初め環境省には、まず終わったらすぐに報告してくださいというお話はあります。これは、農地等の除染についても同じことで、特に宅地なのですが、終わって時間だけが経過するとまた空き巣が入ってきたりという問題もございますので、速やかに報告するようにということをお願いしておりますので、今後ともそれは強く環境省には要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、国のほうでどこまで除染をするという数値目標というものを定めておりませんから、本当にその持ち主の方あるいは町がそういう状況でオーケーですよというような話ができるものでもありませんから、これらについて除染検討委員会というものの中でこれ

らを分析して、なおかつ高いもの等については、これを再除染という形で国にお願いしていく。そういう中であっても、今回除染完了ですという旨のカラーコーンにそういうものがかぶさってしまって、私のほうでもどの程度まで下がったのかということで、実際に課長のほうにそれらをお願いして、その結果を踏まえて、この6月から私のほうから環境省のほうにこのような状況では全部再除染というふうになりますよということで、雨どいの下など、たてどいの下などの除染あるいはそういうどうしても水のたまるようなところ、そういうところについては応分のものをもって、きちっと除染してくださいねということを国に要望ところ、これらについては認めていただいて、6月以降の除染についてはそのような結果を見ております。いろいろとこれから検証委員会の中で、ホットスポットについては国のほうでは28年の4月からそれを実施したいというような話をしておりますので、これら今回の9月に立ち上げました除染検討委員会でこれから終了した部分からどんどん検証していくというふうな作業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ホットスポットの除染は、本格除染が終わった後やっていくということで、前にも聞いておりますので、その辺は理解しておりますし、完了したところから順次やっていってほしいということであるのですが、ホットスポットの大きな雨どいのすごい高いところのホットスポットというのは、ガンマカメラでも簡単に見つかるのかなと思うのですけれども、屋根の瓦とかいうところがどういうふうになっていないのか。拭き取りをしても下がらないということは、交換するしかないという結果になるかと思うのですけれども、やはり安心してこれから帰還して自宅に住みたいという人のためには、その辺をしっかりしていかなければいけないというふうに思うのです。そういうふうに思ったときに、今課長の答弁にもあるように、一つ一つある程度具体的に、どういうところが高くなっていて、どういうところがだめなのか、そこはどういうふうなことをしていかなければ安心できないのかというようなことも含めて、やはり環境省任せではなくて、その分はやっぱり町のほうである程度足しげくというか、こつこつとやっていかなければいけないというふうに思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） フォローアップ除染について、実際にケース・バイ・ケースでそれぞれ事象があると思います。例えば今議員がおっしゃったような屋根の部分とか、あるいはコンクリートやアスファルトのクラック、打ち継ぎ目とか、あるいは集水ますとか、雨どいとか、そういうものそれぞれ個々の住宅によって違うと思います。ある程度人力になる作業なども当然出てくるのかなと思います、フォローアップ除染する中で。その際に、例えば資材を交換するとか、あるいは舗装であればカットして打ち直すとかということも含めて、やはり個々の状況に合わせた対応をしていかなければならないと思いますので、それは町もしっかりとかかわって、前面に出て、現地に赴いて対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。



○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひとも町としてもそういうふうをお願いしたいというふうに思います。ご質問の中で、具体的対策はということで書いて、具体的に何も書かないで具体的対策はという話で、今具体的対策としては町がある程度いろいろ人的作業ということでやっていくということなのですが、ただちょっと町の今の職員の状態を見たときに、結局事業系の事業家のほうである程度やっていくわけだと思うのですが、通常の工事だと皆さん専門の技師さんがいて、いろんなことができていているのですけれども、事この放射線に関するものになると、なかなかどういうところに放射性がたまっていて、どういうところがあれなのかという、そういう何か町側の人間としてアドバイス、町民としてアドバイスをしてくれる人というのがなかなか職員の中にはいないのかなというふうに思うのですけれども、これはひとつ町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、ずっと人を雇っているというわけにはいかないとは思っているのですけれども、例えば土木の技師、建築の技師、保健師という人を公募するのと同じように、環境省とか県のように任期つきで、そういうきちっとそういうことをアドバイスとか実際に町に入っているいろいろやってくれるような、できるような、そういう人材の確保というのにも必要なのかなというふうに思うのですけれども、その点に関しては町長、どのように思いますか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、私のほうからお答えさせていただきたい点がございます。今回新規採用で入った職員で放射線取扱主任者第3種は持っている職員が入っておりまして、あと議員今おっしゃるとおり、町でその他資格を持っている者がいるのかということについては、恐らく余りいないかと思えます。ただ、除染検証委員会、今回除染検証委員会を立ち上げて、除染検証委員会の中では委員長、河津先生は放射線取扱主任者の第1種をお持ちになっております。町内の状況についてもある程度把握されている方で、しっかりと対応のほうはお願いしたいと思っています。それから、あとは委員の中でも放射線の測定、それから放射線測定機械の開発、ここを専門分野とされている先生もいらっしゃいますので、そういう先生に除染検証委員会の中ではしっかりとお願いして対応してまいりたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件なのですが、これは町民に一人一人のニーズに対応するのが正しいやり方なのかということもありますが、今回の除染検討委員会、専門家の方5名おります。これは、本当にそれらの専門の部門の方です。そして、今度は町からも当然これらに参加する委員おりますから、この除染検討委員会をフルに利用して、富岡町からは除染の結果は良好ですよという状況に至るように進めていく、そういうものがこの除染検討委員会の役目だというふうに私も考えておりますから、これらについてはまた新たに町民対応の職員をとというような考えはしてございません。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 除染検討委員会のメンバーを見ますと、大学の先生だったり専門の先生で、専門知識は確かに持っていますので、適切なアドバイスは受けられるというふうに私も感じております。ただ、アドバイスというのは、状況が理解していて、こういう状況があるからこういうことどうすればいいですかということに関しては、適切なアドバイスができようかと思うのですけれども、いわんやあの役職の人たちは、相当忙しい状態の中でやっていくわけで、日々のアドバイスとか、日々のそういう協議、そういうことを検討委員会の人たちにお願いするというのはなかなか難しいと思うのです。やはり専門、専門、いろんな分野がある中で、基礎の部分のいろんなことをしていくというところが非常に重要になってくると思います。自分のことで申しわけないのですが、やはり例えば1級建築士を持っているからといって、全員が全てのことがわかるわけではなくて、やはり現場が得意な人、指導が得意な人、研究が得意な人いろいろいるわけで、言うことはできるのですけれども、現実それを実行する人というのはまた別ということがありますので、ぜひともその辺は除染検討委員会を最大限に利用するというのは、もう当然のことなのですけれども、ぜひともそういう町民の中にそういう人が、これだけ原子力関連に勤めていた人がいっぱいいるのだったら、何人かそういう手を挙げてくれるような人いるのではないかなと思うので、ぜひともそういう意味でこつこつと住民の帰還に向けて、そして安全のためにする人を、今町長は予定はないということだったのですけれども、ぜひともそういうところも含めて実働をしてくれるような、そういう人がいたら非常にありがたいし、我々も相談しやすいなというふうに思うので、ぜひともその辺は今後の検討課題として検討していただきたいなというふうに思うのですが、最後町長もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 副町長、除染検証委員会についてです。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 職員の登用の関係の点もございますので、私のほうからも答弁、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、除染検証委員会のメンバーをフルにというか、活躍いただくというのが基本的な考え方でございまして、町長の答弁のとおりでございます。除染検証委員会、決して3月で終わるとか、そういうことではございません。ある程度長期間にわたってやっていただく。あと委員長になった河津さんというのは、富岡町に非常にゆかりのある方でございます。もう一つ、私当日町長都合で出れなかったもので、私が委嘱状を交付しました。基本的に検証委員会の役割というのは、客観的に事象を捉えて評価、検証するというところに主眼を置いた委員会です。ただ、我々の委員会の先生方、複数の委員からお話がありました。町民の視点に立ってということは何度もおっしゃっていました。それは、科学的にではなくて、町民の視点に立って、町民がどう思うか、先ほど議員がおっしゃった安心につながる除染の方法、除染のあり方ということ、そういう視点を大事にしながら検証していくということで考えて、ご答弁、お話がありましたので、我々としては当面は除染検証委員の先生のアドバイスをもち

って、いろいろ今ご指摘あったものについても進めてまいりたいと思います。

もう一つ、議員の趣旨はやはりもっと機動的に、常日ごろ委員の先生お忙しいので、常にいないところのご指摘だと思います。あとはいろいろ原発関連の方で、技術試験あるいは資格をお持ちの方もいる、その中でそういったお話がもしあれば、どういったのがあるかというのは検討課題としてということでしたので、そのご指摘を踏まえて受けとめたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひとも専業の人ということで、よろしくお願ひしたいと思います。これで1番の今後の除染については終了いたします。

2のイベント公園の整備なのですけれども、先ほど町南部地域のほうに検討は必要だと思うということで話がありましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。ただ、整備ということになってくると、大体いつごろまでに整備するのかということがあるのですけれども、検討は必要と言っているところにいつごろまでというのがあるのですけれども、例えば考え方としては2020年のオリンピックの前するとき、そしてあとは今話が出ている、国が一応言っている2年後の29年の解除の時期というような考え方があろうかと思うのですけれども、一応もし検討していくということであれば、どういう整備のスケジュールで検討していこうというふうな形になっていくか、もしお答えできればお願ひしたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。整備スケジュール非常に大事なことでありまして、ご提示申し上げられることがよいことではございますが、今のところまずは適地がどういうところにあるのか、それから規模、内容がどういうところなのかというところをまずは検討していきたいという段階にとどまっております。町長答弁の中でもございましたが、イベント、行事が開催される状況になればというような話もありました。まず、その段階では復興中核拠点の中に富岡第一小学校、第一中学校がございます。その校庭、それから体育館を教育委員会では学校再開の時期にかかわらず、29年3月までには一様の整備を終わらせたいというふうに聞いておりましたので、そこをまずは利用するというのもひとつ考えの中にあると思います。答えとしては、今のところその整備スケジュールについてはまだ定まっておりませんので、今後それも含めて検討していくというようなことになろうかと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひとも早いにこしたことはないので、早いうちにそういう整備計画も曲田の拠点が出てきましたので、ぜひとも次のステップとしてそういうところも町民が集える、みんなで

集まれるところということをごひとも早急に見通しをつけていただきたいということをお願いいたします。私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続いて、1番、山本育男君の登壇を許します。

1番、山本育男君。

〔1番（山本育男君）登壇〕

○1番（山本育男君） 皆さん、こんにちは。午後のお疲れのところ、またいろいろと話をしていきたいと思います。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

震災からきょうで4年半になりました。犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表し、きのうよりの豪雨により被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を望むものであります。

さて、福島・国際研究産業都市構想について、イノベーション・コースト構想のかなめとなる日本原子力開発機構の廃炉国際共同センターの附属研究施設、国際共同研究棟が当町に整備されることが決定しましたが、誘致については町長初め関係職員の皆様の並々ならぬ努力があったと推察をしております。その経過と施設の整備に伴う概要についてお伺いをしたいと思います。

次に、帰還困難区域の除染について。大熊町では、帰還困難区域のうちで下野上地区95ヘクタールを拠点として本格除染を始めるということでありましたが、本町でも環境省に帰還困難区域の除染の要望をしているとは思いますが、見通しについてお伺いをしたいと思います。

次に、健康ポイント制度について。複数の自治体等において、運動を初めとした健康活動に商品券などに交換できるポイントを付与して、健康増進につなげ、医療費の削減等を目的とした健康ポイント制度を導入する自治体がふえてきていると聞いておりますが、本町での取り組みについてお伺いをしたいと思います。

次に、斎場について。帰還に向けて双葉地方広域市町村圏組合の斎場、聖香苑の再稼働ができればいいとは思いますが、同施設は帰還困難区域にあるため、見通しはまだ立っていないものと思っております。そのために、帰町に向けては町として何らかの対応をするのか、お伺いをしたいと思います。

以上、答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 1番、山本議員の質問にお答えしたいと思います。

1、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想について。（1）、JAEA国際共同研究棟の整備が決定したが、経過と概要はについてお答えいたします。昨年6月にまとめられたイノベーション・コースト構想は、5回にわたるイノベーション・コースト構想推進会議や、国及び福

島県での個別検討会を通して、その具体化が図られてきたところです。その間、国において事業化された主な拠点施設のうち、放射線物質分析研究施設が大熊町に、廃炉ロボットの屋内実証拠点施設が楢葉町に立地されることが決定されてまいりました。町といたしましては、人々の交流の地として発展してきた本町の再生、発展に大きく寄与するものであるとの考えから、当構想の検討初期からあらゆる機会を捉えて廃炉国際共同研究センター、国際共同研究棟の本町への立地を国や県に対し要望するとともに、第2次復興計画の重点事業として明確に位置づけてまいりました。今般ほかの自治体からも多くの立地要望があった中、町の立地や充実した都市機能の優位性と双葉郡の復興に貢献する期待度が認められ、当施設の本町立地が決定されましたことは、本町の復興をさらに加速させ、人々の交流の地としての富岡町を復活、発展させる大きな一歩であると大変喜ばしく思うところであります。

当施設は、廃炉研究の強化や人材育成などを目的に、ことし4月に茨城県東海村に設置されました廃炉国際共同研究センターの拠点施設として平成29年3月の竣工を目指し、設計が進められております。開所後は、廃炉国際共同研究センターの本部機能も移設され、国内外の大学、研究機関、企業などから多くの研究者などが町に集うこととなります。今後町といたしましては、当施設の受け入れ環境を整えるとともに、これらを核とした魅力ある町づくり、新たな産業雇用の構築などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2、帰還困難区域の除染について。(1)、見通しを伺いたいについてお答えいたします。先ほど3番議員の質問にお答えしましたとおり、ことし6月に策定された第2次復興計画において、帰還困難区域の除染が町の再生、復興に欠かすことのできないものと位置づけ、国に対し速やかな除染実施計画の策定と除染作業の着手を強く求めてきたところでありますが、今後とも継続して求めてまいります。

次に、3、健康ポイント制度について。(1)、実証実験が行われていますが、町の考えはについてお答えいたします。健康ポイント制は、住民が健康診断の受診や運動などの取り組みをポイント化して記念品や商品券と交換できるというもので、全国の市町村で先例、実証実験が行われております。また、厚生労働省は、この制度の普及を促すため検討会を設置し、来年3月までに補助金の指針を策定することとしております。少子高齢化で人口減少が進む中、各自治体にとって医療費や介護費抑制は大きな課題でもあります。そうした中で、健康ポイント制度は、生活習慣病の予防や健康増進に対する取り組みを奨励することで、健康な人をふやし、医療費の抑制効果が期待されるものであると考えております。一方で、この制度は地域の振興策も担っており、魅力あるものとするためには、大学や医療機関、商工会などの関係機関との密な連携と役割分担が必要であります。このため、町といたしましては、全町民が全国各地に長期避難が続く現状において、施設として具現化していくには多くの課題があると考えておりますことから、今後先進自治体の実証結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、4、斎場について。帰還に向けて何らかの対応をされるのか伺いたいについてお答えいたし

ます。双葉地方広域市町村圏組合斎場につきましては、震災による傷みと原子力災害に伴う避難指示により、依然として再開のめどが立っておりません。町民の皆様には、避難先の最寄りの斎場を使用させていただいており、その費用については東京電力の賠償対象となっているのが現状であります。斎場は、地域にとって重要な施設の一つであることから、新たな斎場の施設などについて、今後とも広域圏組合との協議を通じ、検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 最初のイノベーの構想については、大方経緯については今のでわかりました。再質問ですので、どういうふうに最初何から行くかなど。それで、町長にお伺いしますが、イノベーション・コースト構想、この施設が来ることによって、こういった形で町の原動力になるのだというふうに考えているのか、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 当然この施設、今東海村にある研究センターの本拠地としてこれらが富岡町に移るわけですから、今後100とも150とも言われている人たちが集うということで、富岡町の産業の一つでもあり、またこの方たちが当然富岡町あるいは近隣の町村にお住まいになることにもなると思いますので、これらについてはにぎわいの創出の一つにもなりますし、それからこれらの関連施設について、富岡町の有能な人材を雇用していただくというようなものにもつなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。

全く町長の言うとおりにかというふうに、私も思っております。いろんな意味で、いろんな期待がこの施設が来ることによって期待できるのだろうと思っております。多分この施設を核として、いろんな廃炉とかいろんな研究機関がまさに来るのだろうというふうに思っております。ましてこの施設がつくる場所が王塚ということで、その王塚の近辺の今後のそういった施設群の構想なんかも今後いろいろ期待できるのだろうと思うのですが、その辺についてはこういった期待を持っているか、お伺いできればと思います。企画課長かな。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。

本日お示ししましたアクションプランの中でも周辺に関連の大学、高専等々、それから企業の研究室を集積していきたい。あわせて福島県の行政系の機関であるとか、そういうものも集積していきたいという構想はございます。その方向に向かっていきたいと思っております。そういうものが図られることによって、町長今ほど申し上げましたような交流、それから雇用というものも確保されていく

ものだというふうに考えております。その方向に向かって、一丸となって頑張ったいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） まさにディズニーランドではないのですが、そういった一大国際的なテーマパークみたいな形になるのかなというふうに期待をしております。そういった意味で、いろいろな研究機関やら海外からもいろいろな研究者の方々がいらっしゃって、まさに今まで世界に例がないような一大施設群になるのだろうというふうに思っております。まさにその機会を捉えて、町としてはやっぱり整備をかけていくのだというふうなことだと思います。そのようなことに対して、今度地元のほうから見ると、例えば地元の商工業がどういったかかわりを持てるのか、それから地元の住民がどういった形でそのことに対してかかわりを持てるのか、この辺について何かお考えあればお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ご質問あったことについての具体的話がなかなかできにくい状況にありますので、具体というよりはちょっと大きく、全体的なお話ということになろうかと思います。先ほども申し上げましたが、さまざまな機関の研究分室であるとかということを集積することによって、そもそもそこに来られる研究者の方々以外に、研究棟の構想としては各大学、国内外の大学、学生を一時的にそこに来ていただいて、そこで授業、講習をして戻っていただく、学校での研究につなげていただくという構想もございますので、地元とつながりということであれば、まずはひとつ交流ということはあると思います。短期間であるにせよ、長期間であるにせよ、町内にいていただけるということになれば、当然のごとく商業等々にも大きく寄与されるものだろうというふうに考えておまして、その先についての具体については、もう少しお時間をいただいて、JAEAとも、それから国ともいろんなことを話してみたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） まだ決まったばかりで、実質どういった内容かというのもまだお示しになられていないのかなというふうには思っておりますが、いずれにしても、これは町を挙げて復興のための一大地域づくりというふうな位置づけになるのだろうと思いますので、まずこの研究棟を中心にして、ここからいろいろな産業、例えば医療だったり廃炉の技術だったり、そういったものの研究が拡大されて、産業とかいろいろな企業の集積が図られて、そこが要するに一大雇用の場になるのだというふうに理解するのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 我々というか、町が目指すところは、ご質問があったようなところでございますので、その方向にいけるように、時間がかかることもありますけれども、その方向に持っていけるように事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） JAEAがこれらを富岡町に決定しましたよという挨拶に来た折に、これらの国際共同研究棟の役割、これらのことをちょっと触れてきました。これが第1原子力発電所の廃炉棟が30年とも40年とも言われておりますが、これらの放射線物質の分析をして、この分析をしたものがこの国際共同研究棟のほうで、これらの物質であればこういう材質のものでこういうものなら大丈夫なはずだということをきちっと研究、実証する場面がここで、それを今度は踏まえて檜葉町でそういうものをロボットをつくって、それを実証するというような、全てこれサイクル的に回るといふような話を聞いてございます。その中で、今回イギリス初めフランス、アメリカ、ドイツ等の原子力発電所の先進地と言われるところの研究者がもう既に日本に、私のところも進出しますよというようなことを国のほうに申し出ているというお話ですので、この方々にも来ていただけるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。まさしくそのような形になるのが一番いいのだろうと思います。放射能汚染と、それからデブリの取り出し、それから廃炉というすごく困難をきわめる事業です。この事業を起こすことによって、地域の成長力というか、地域を起こしていくというような、それに成長力に変えていく必要があるのだろうと思います。ですから、その辺の変え方、今後町の将来像のあり方みたいのを今ほど町長から言ってもらっていますが、まさしく私もそのようにやっていただければ大変ありがたいだろうというふうに思います。ですから、この研究棟を中心にして、本当にいろんな意味で健康とか医療関係、そういった意味で、我々のところは決して危ない地域ではないのだというふうな発信もできるのだろうし、そういった意味では本当に来て、この研究棟が来ること本当に喜ばしいことだと、町長が言っているとおりだというふうに思いますので、今後とも継続していろいろなこのテーマに向かってやっていただきたいなというふうに思います。

次に、帰還困難区域の2番目に移りますが、2番目は先ほど町長は3番議員と言いましたが、4番議員ですね。4番議員の答弁のほうで大体私のほうでも理解しましたので、一つだけ環境省の考え方も確かにあるのだと思うのですが、この区域をまだ細かく再編して行って、細かい除染をしていくのだという考えがあるかどうか、1点だけお聞かせください。町としての考え方でいいです。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 帰還困難区域になっている今の現状でございますが、ここを区域再



編して今後除染ということ……これにつきましては、今後の検討課題という位置づけで対応してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、今の環境省との協議の中で町の現状をしっかりと訴えて、その中で除染実施計画の策定ということが急務だと思います。先ほども申し上げましたとおり、解体イコール除染という考え方もございますので、そこらあたりも含めまして対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません。区域再編のお話ということになれば、現在の避難区域が放射線量に応じて平成25年3月に警戒区域を解除して、3つの区域になっております。その区域の見直しということに関してでございますが、やはり帰還困難区域のみにかかわらず、その見直しについては課題であるというふうには考えておりますけれども、町民皆様やそれから除染作業に従事される方、復旧作業に従事される方の放射線方法ということについても、当然ながら配慮しなければならないというふうに思います。ということで、区域内の放射線量を十分に見きわめつつ、そのことを検討していくというのが基本でありまして、このことにつきましては議会を初め町民の皆様と相談してまいるということの項目だろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） はい、わかりました。確かにいろいろそこ相談してやっていかなければならない部分はあるのだと思いますけれども、ぜひ環境省のほうにそういった困難区域、先ほど4番議員にもあったように、早目にできるようにひとつご努力を願いたいなというふうに思います。

それでは、次の3番目の健康ポイントに移らせていただきます。確かに答弁のとおりであります。我々が避難している状況ですので、なかなかこういう制度を取り入れるのは難しいかなというふうに思っております。健康で生き生きと暮らせる基幹である、その健康寿命を延ばしていくということはすごく大事なことで、やっぱり医療費の抑制につながったり、それから健康寿命、長生きして、健康で、お亡くなりといったらおかしいですが、そういった人生を終えるというような方法、そのためにはこういったポイント制度などを利用してPRする必要があるだろうというふうに思います。それから、若い世代の方々、健康に関心のない若い世代とか、そういった方々にも健康に対しての意識を持ってもらうためにもこういった制度というのが有効に働くのかなというふうに思っておりますので、その辺については健康福祉課長、どんなふうな考え方ありますか。若い方に対してはどんなふうな。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 若い世代の方々に対するそういった健康に対する意識づけをどうしたらいいのかというようなご質問に対してお答え申し上げます。

この健康ポイント制度というのは、今全国で実証試験されておりますけれども、高齢者だけでなく

て、町村によってまちまちですが、全町民を巻き込んだ制度も展開しているところもございますし、ある程度年齢を区切って40歳以上というふうな形で展開しているところもございますので、その辺のところはやはりそこは地域の実情を踏まえながら、こういった制度を取り組む必要があるのだろうというふうに考えております。つきまして、富岡町においても今このような状況の中で、これから若い世代の方がどのぐらい帰還をするというような問題もあろうかと思えますけれども、その辺のところをじっくり検証しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。

1つ提案なのですが、例えば我が町でも実証実践みたいな形で、郡山でもいわき地区の方でもいいのですけれども、何人か賛同してくれる方を募って、例えば富岡復興ポイントみたいなのを制度化して、そして富岡町29年の4月以降に帰還したときに富岡で使えるようなものを今からためておくというのはどうでしょうか。いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 提案ありがとうございます。

答弁でもお話し申し上げましたけれども、この健康ポイントというのは、関係機関が連携をとりながら進めていくというのがやはり基本だろうというふうに思っております。そういった面で、例えば記念品に地場産品を使うとかという形になりますと、当然地域の商工会とかそういった母体がやはりしっかりしているということが基本でございますので、現在やっぱりこういった形で全町民が避難をしている状況の中では、なかなか施策として具現化していくことは難しいというふうには考えておると思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ですから、例えば今健康運動というか、さくらスポーツ関係で結構やっていますよね。ああいうところに参加している人たちにとりあえず、何でもいいのです。手帳に判こを押すだけでもいいので、そんな感じでちょっとこういうのあったらどうかなんていうようなのを実証実験みたいな形でやってみたらいかがかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） この健康ポイントの最終目的というのは、どこにあるのかということを考えますと、やはり医療費や介護費の抑制というのが最終目的ではあるのだろうというふうに考えております。そのような中で、今全国の自治体で実証実験が行われておりますけれども、やはり大きな課題はチェック機能だというふうな話を聞いております。ですから、いろんな例えば私はきょう2キロを走りました。ですから、健康ポイントを2,000点下さいと言われても、それはチェッ

クする機能がないということで、なかなかそれは自主申告というような形で難しいのだというようなことで、課題もたくさん多いかと思えます。それと同時に、最終的な目標の医療費の削減というのは、やはり1年、2年では見えるものではないというふうにも考えておりますので、その辺のところはじっくり検討しながらやっていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 確かに今課長の言うとおりでと思います。ぜひいろいろメリット、デメリット、それから難しい部分あるのだらうと思えますので、帰還に向けてぜひ検討していただいて、そういったのを利用できればなというふうに思いますので、あといろんな団体とも協議しなければできないのだと思えますので、29年4月を一つの目標として検討していただければと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、4番目では火葬場について、これについては町村圏組合のほうで運営しているわけですので、私たちがどうのこうのという話ではないのですが、ただ帰還に向けてはやっぱりその火葬場も双葉のほうを利用したいという期待を持っている方々いらっしゃいますので、ただあそこは困難区域に入っているの、なかなか一概に戻って使えるということにはならないというふうには思っております。そして、町村圏組合のほうでも住民の帰還に合わせて再稼働したいという気持ちがあるのかどうか、その辺町長わかればお話してください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この町村圏の組合、斎場の聖香苑については、目視ではありますが、震災の被災状況などは確認済みでございます。ただ、大きな損傷はしていないということですが、何といてもネックになるのが困難区域だということでありまして、過日も広域圏組合の中でこれらの話はされました。その中では、どうしても小さい子供あるいは小学生に満たない子供でも、自分の母親だったり父親だったりおばあちゃんだったりということで、永久の別れのために出向くようなことができないような状況では、なかなか再開が難しいという話をしてございます。これらについて、今後どうしても必要な施設でありますから、検討していないわけではないのですが、なかなか手を挙げていただくことができないのも現状でありまして、今後とも協議してまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。

先ほどの答弁でも新たな斎場も検討するというお話でしたので、確かに今富岡が戻れば南4町村が戻ったということになりますので、必ず必要な施設ということですから、ぜひ検討していただいて、町民、住民のためになるようお願いしておきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問を以上で終わります。

2時20分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時08分)

---

再 開 (午後 2時19分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

続きまして、10番、黒沢英男君の登壇を許します。

10番、黒沢英男君。

〔10番（黒沢英男君）登壇〕

○10番（黒沢英男君） ただいま議長より質問の許可が出ましたので、順次質問させていただきます。

1、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に係る対応について、国より示されたが、町の対応と判断について。(1)、平成27年6月……これは後で言います。2の帰還後の固定資産税（土地・家屋）の減免処置について、この2問でございしますが、これは非常に重要な問題ですので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

この質問の趣旨については、もうこれは何回も何回も申し上げているとおり、(1)、平成27年6月9日に開催された全員協議会で、管理型処分場に対する国の5つの方針について説明を受け、これまで4回の全員協議会、県内外6カ所の住民説明会で開催された問題について、新たな国の方針を示したことにより、国は復旧、復興を早く進めるためにも管理型処分場の活用について受け入れの判断をするよう町に要請しているが、町として最終的な判断をする前に、もう一度全員協議会で町民の負託を受けている一人一人の意見を聞いて判断されてはということを知りたい。

2番のほうの1の現在固定資産税は全額免除されているが、避難解除後（帰還後）の固定資産税はある程度期間の減免、減額をどのように考えているのか、町民の重要な問題ですので、町の考えを知りたいということで、この2問の質問をしておりますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 10番、黒沢英男議員のご質問にお答えしたいと思います。

1、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分場に係る対応について、国より示されたが、町の対応と判断について。(1)、平成27年6月9日に開催された全員協議会で、管理型処分場に対する国の5つの方針について説明を受け、これまで4回の全員協議会、県内外6カ所の住民説明会で議論されたこの問題について、新たな国の方針を示したことにより、国は復旧、復興を一刻も早く進めるためにも管理型処分場の活用について受け入れの判断をするよう町に要請しているが、町として最終的な判断をする前には、もう一度全員協議会で町民の負託を受けている議員一人一人の意見を聞いて判断されてはどうか知りたいについてお答えをいたします。

このことにつきましては、議員ご承知のとおり、昨年の全員協議会や住民説明会などでの意見を踏まえ、6月5日に環境大臣より施設の安全追加対策や国有地域振興策について国の考えが示されました。その後、改めて全員協議会や行政区長会、住民説明会においてさまざまな意見が出されたので、今回福島県や楡葉町との協議を重ねた結果を8月25日に望月環境大臣と浜田復興大臣同席のもと、申し入れを行いました。内容につきましては、さきの委員会にて報告させていただきましたが、施設の国有化については評価するものの、町民の不安や懸念を可能な限り払拭するためには、さらなる安全対策や地域振興策について国の考えを具体的に示すことであります。大臣よりエコテッククリーンセンターを活用させていただきたいという意向はありましたが、迷惑施設であることには間違いありません。一方で、町の復興、ひいては双葉郡、福島県の復興には欠かせない施設であると認識しております。今後国の責任ある対応を十分見きわめて、議会との協議を踏まえ、町としての方向性を丁寧に進めてまいりたいと思っております。

次に、帰還後の固定資産税の減免措置について。(1)、現在固定資産税は全額減免されているが、解除後の固定資産税はある程度期間の免除、減額をどのように考えているのか、町民の重要な問題であるので、町としての考えを伺いたいについてお答えを申し上げます。

震災以降、これまで固定資産税については、地方税法の規定に基づき、町は課税免除区域を指定、工事し、土地、家屋について課税免除を実施しているところでございます。一方で、避難指示解除後の固定資産税の課税については、避難指示解除の翌年度から解除された区域を減額課税、初年度区域として工事し、以後3年間、2分の1減額課税とすることができます。このことについては、広野町、川内村においても3年間、2分の1の減額課税を実施しております。町といたしましても、現行制度において国からの減収補填を見込むことはできません。また、町単独して補填することは困難であると考えております。このことから、現状においては避難指示解除後3年間、2分の1の減額課税を実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） (1)の管理型処分場を活用した町の対応、判断についての今町長から前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

なぜ私は、もう一度議会と全協で議論して判断してはどうかと、またフクシマエコテッククリーンセンター管理型処分場の国からの6月5日の受け入れ要請に対し、環境省の住民説明会の住民の声は反映されていないのです。8月25日、楡葉、富岡両町長、県知事名で国への申し入れには、1として安全、安心の確保、るる4点、2つ目に地域振興策の具体化として3点が具体的にるる示されていますが、私はどうもこの特定廃棄物の埋め立て処分事業受け入れが、受け入れ全体の記載文面のように見受けられたが、この件に関して伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

今回の申し入れについては、前の住民説明会、それから全員協議会等々の意見を踏まえて、県、それから檜葉町と協議をした結果、申し入れをしたものであります。あくまでも受け入れを前提としているというところではなくて、説明会等の意見を踏まえた結果というところでの申し入れでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ということは、私以前からこの太田のエコテッククリーンセンターのこの場所、この産業廃棄物処分場に放射性廃棄物を処分することは、私は地域の行政区等のいろいろそういう絶対反対だという声が耳にたこができるほど聞いておりますから、その辺私もなぜその辺のことも踏まえられなかったのかなと思って、非常に残念でならないのです。この舞い戻って、例えば24年8月には5行政区から要望書が提出されたと思うのですが、またその後において平成26年3月7日に太田行政区、上郡行政区から提出された要望書に対して、今まで町はどのように対応されていたのか、きたのか、これはもう今から1年6カ月前になりが、両行政区は納得されているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

まだ町としても判断はしている、受け入れをしているという段階でございません。ございますので、行政区等々はいろいろと意見交換はしなければならないとは踏まえておりますが、まだ町としての意見もまとめておりませんし、議会との調整も行っていない段階で、なかなか行政区に対していろんなお答えをするというところではございませんので、今後そこについては進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） どうしてもそちらが本来であれば優先なのです。この反対をやっぱり地域住民が一番これは納得していないと思うのです。檜葉の住民説明会が8月20日ですか、終了して、7月20日かな、間違ったらごめんなさい。終了して、その行政区からも反対意見がこれは出ていると思うのです。当然入り口の行政区ですから、やはりこの辺も踏まえながら本来なら対応していただきたいなど。先ほど町長から、この前みたいに国からの回答が来次第、また全協を開くということの前向きな発言をいただいておりますので、私はもうその辺がこれからまたこの問題に対しては、もっともっと根が深いのかなというような感じがいたします。一番これに関連して言うまでもなく、県外の指定廃棄物の問題もさることながら、指定廃棄物処理場の問題に関しては、まだまだこれは全然見通しが立っていないというような状態で、宮城、栃木、茨城、群馬、千葉の処分場、これは全然、これは新

設の問題ですが、全く手がかりがつかめないような状態ですので、まだこれは富岡町の太田の放射性廃棄物、特定廃棄物処分場に関してはじっくりと根をついて議論したいと思いますので、これは何回も言うまでもなく、次回この回答を待って、ぜひとも地元行政区並びにこの全協のほうでこの議論をまた再開していただくようお願いいたしまして、この質問はこれで終了しますが、その辺もう一度町のほうからよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 今後国の回答をしっかりと見きわめながら、議会とともに相談をしながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ありがとうございます。ぜひそのような方向性を見出していきたいと思えます。

2に対して、私もいろいろと調べさせていただきましたが、やはり先ほど町長言われました地方税附則第5の2ですかの定めのとおり、やはり現在は富岡町も全額免除、固定資産税の全額免除になっておりますが、これが帰還できるような、例えば29年4月に避難指示が解除されて帰還できるようになった状態になりますと、やはり29年度は全額免除ということになってはいますが、28年、29年、30年、この後において、これは2分の1の軽減税率でなると思います。29年までが全額免除で、30年、31年、32年度までが2分の1の減額ということになってはいますが、その後の問題なのですが、一番これが重要な私のこの問題でありまして、ここをどういうふうな考えで、例えばもっと公益的に町長のほうからこの問題提案されて、この2分の1の減額をもう少し続けられないかどうか。なぜここまで私言うかという、やはり今現在相当富岡町の住民もいわき、郡山、福島、いろいろなところで再建されておりますよね。もう住居を構えて、固定資産税払っておりますよね。入居、県内でそういう新しく求めた土地、建物に対しては支払っているわけです。そうすると、この避難指示が解除されて32年以降になると、これが恐らく軽減措置は若干の税率は改定があると思うのですが、やはり両地域の固定資産税を払わなければならないということが非常に住民から、どうしたらいいのだろう、二者選択が迫られるような状態になりますので、その件どういうふうに今後考えられるのかどうか、33年以降どういうふうにその点考えられるのかどうか、やはりこれは固定審査税の町の税収ですから、そんな簡単にはいかないと思うのですが、その辺もう一度よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 平成33年度以降、減額課税がなくなった場合の町の対応はについてお答えいたします。

現時点の町の税に対する方針は、まだ決定していないというのが現状でございます。しかし、今後について、ほかの町との情報共有はもちろんのこと、他の町との連携をとりながら、税法上の問題を初め、税法上のほかにも支援策等についても協議して、場合によっては国等に働きかけたいと思っ

いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ありがとうございます。これは、前向きな答弁で、本当にそのような方法を公益的に考えていただいて、これからのただ税収に例えば非常に町としては苦しい局面になると思うのですが、それよりも住民がどう判断するのか、帰還して富岡町の住宅に入るのか、それともいわき、郡山、福島に居住を構えて、それでそこでもう生活をしていくのか、その辺のことが絡んでおりますので、この問題はやはり先ほど言ったように、今まで川内、広野、楢葉のこの避難指示解除後の税率の見直しでは納得ができないと思いますので、ぜひともこれは住民の願いですから、この辺のことを再検討していただいて、できれば帰還に向けてこの辺も判断の一つの材料になりますので、よろしく最後をお願いしますが、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 現在置かれている町の現状、あと実態を加味しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 10番さん、済みません。間もなく46分になりますので、その準備のため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時42分）

---

再 開 （午後 2時46分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 前向きな答弁をいただいて、本当にありがとうございます。やはりそのような方向性で、ぜひとも軽減税率を考えていただきたいと思ひまして、私のこれで2問の一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 10番さん、お待ちください。ただいまの件につきまして、総務課長から発言が求められておりますので。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま税務課長のほうからは、非常に前向きな答弁ということでございましたが、財政担当のほうの課長として申し上げさせていただきますと、現行制度で国からの減免に対する補填がないということを考えますと、新たなそういう減収分の補填、そういったものが見出せない限り、なかなかこの3年間過ぎた以降この制度を続けるということは、現時点では難しいというふうに考えておりますので、それも含めまして税務課のほうとも検討を進めたいというふうに思っております。



以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○10番（黒沢英男君） では、終わります。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、堀本典明君の登壇を許します。

2番、堀本典明君。

〔2番（堀本典明君）登壇〕

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

フクシマエコテッククリーンセンターについてです。町内に立地する管理型処分場、フクシマエコテッククリーンセンターを活用した特定廃棄物の埋め立て処分計画については、議会、住民説明会等において多くの不安意見が出ております。一方、この計画を受け入れなくても、法律上ではありますが、1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば、一般の廃棄物として管理型処分場で処分できることになっておりまして、フクシマエコテッククリーンセンターにおいても民間事業者間で放射性物質を含む廃棄物が処分される、これはまだ可能性ですが、ということがあるということに私は非常に懸念をしております。このように、いろいろな意見、課題がある中で、町長は8月25日にこれまでの町単独ということではなくて、福島県知事、楡葉町長との3者連名で環境大臣、復興大臣に申し入れをされておりますが、どのような思いで申し入れをされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、堀本典明議員にお答え申し上げます。

1、フクシマエコテッククリーンセンターについて。（1）、町内に立地する管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分計画について、機会、住民説明会での意見を踏まえ、8月25日に県知事、楡葉町長との3者連名により、環境大臣、復興大臣に申し入れをしているが、どのような思いで申し入れを行ったのかについてお答えを申し上げます。10番議員ご質問のお答えに重複するところもございしますが、ご了承いただきたいと思います。6月5日に環境大臣より、町内管理型処分場の活用について国の考え方の提示があり、県及び楡葉町と協議を重ねながら、8月25日に国に対して申し入れを行ったものであります。私は、常々申し上げておりますように、管理型処分場が町の復興、ひいては双葉郡、福島県の復興に欠かせない施設であることは十分認識はしております。これまで国からは、ジオグリッド敷設やモニタリングの実施など、幾つかの追加対策が示され、また今回施設の国有化という考えが示されましたが、管理型処分場が迷惑施設であることに変わりはなく、全員協議会や町民

説明会での意見からも町民の十分な安全、安心を確保するまでには至っていないと感じております。

このようなことから、今回大きく2つについて申し入れを行いました。1つ目は、安全、安心の確保であります。町民の不安を限りなく払拭するためには、さらなる安全対策をしっかりと示してもらうことでもあります。また、施設管理の考え方や安全協定について、いま一度町民の意見に耳を傾け、しっかりと示していただくことでもあります。

2つ目は、安心の確保のための地域振興策についてであります。町内の各種の復興事業が本格化する中で、エコテックの活用は復興の足かせになることは避けられるものではありません。このためにも、地域振興策や風評対策が必要不可欠であります。6月にご承認いただきました第2次復興計画の重点事業を一層具体化、充実化させ、早期実現を図る必要があると考えております。内容については、さきの委員会でご報告申し上げました4項目であります。いずれも極めて重要な取り組みでございます。先般行政区長会からも、国の責任のもとに周辺環境の整備など、目に見える安全対策として魅力ある地域振興策を強く求められておりますし、処分場におけるさまざまな影響を本格復興を迎える町の状況などを十分考慮し、国の考え方をしっかりと示していただくことを私としては強く申し入れをいたしました。今後国の責任のある対応をしっかりと見きわめ、また議会とも協議させていただきながら、丁寧に進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

今回は、8月25日に申し入れをされているときに、県と県知事と榎葉町長と3者連名ということになっておりますが、先ほど町長も協議をされた中でということだったのですけれども、今現状榎葉町さんや県とどのような協議がされているのか、そういった内容までもし話せる部分あれば教えていただきたいと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

内容については、申し入れの部分がほとんどでございます。まだ国の回答も出ていないというところで、今のところは今回の申し入れ、内容が全てだと私は思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） なぜこの質問をしたかといいますと、すごく前進なのかなというふうに感じておまして、例えば富岡町だけで迷惑施設だから要りませんよという話になるのか、榎葉町さんだって自分のところで道路を使われるということが非常に懸念されていると思うのですが、もしこれが榎葉町さんのほうでこの道路を使われては困るのでという話になれば、我々がこうやって議論するのは非常に意味がなくなってしまうと思うのです。やはり3者、県のほうも絡みがあると思いますので、

3者できちんと協議をして進めていく、また反対ならば反対、受け入れならば受け入れという判断がされるというのは非常にいいというか、やっぱりそれすべきだなというふうに思うのですが、今後はやっぱりこの内容、国からの返答についても3者の協議で進めていくということによろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 今回3者で申し入れをしたという中で、国の回答がどうあるかはちょっと今のところわかりませんが、結果としては3者でしっかりと協議をしていきたい。ただ、富岡町の部分、楢葉町の部分はございますので、そこはそこでお互いに協議をしながら、最終的には一緒という形で進めていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） よろしく願いいたします。

それでは、申し入れの内容についてちょっとお伺いしたいことがあります。先ほど町長も国の安全の追加対策については、一定の評価をされているということをおっしゃってございました。実際にもともと追加対策がない部分でも、きちんとした構造計算なりというのを国、県も行っておきまして、その点については実際安全上は問題ないというものの上に、プラスアルファ先ほど町長もおっしゃいましたが、ジオグリッド設置などというような安全対策をされているというので、私も評価はしているのですが、それでもまだまだ町民の皆さん、議会からも不安の声があるということで、今回さらなる安全対策というものを求めて申し入れされておりますが、この町民の皆さんの安全、安心というものが払拭されないうちは、そういった安全対策が示されなければやはり受け入れの判断はできないということによろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、全く数値的には県のほうの検証委員会でも十分大丈夫ですよといっても、町民としてはそれらがその数値を示されたことによっても、その数値が本当に正しいのかということいろいろ懸念がございます。そういう意味では、もう少し町民の目に見える安全対策、これらは何とかありませんかという考えで今回申し入れをしたところでございますので、これらが国として果たしてどのような対策、方策を講じて町に、あるいは県のほうに返答してくるのか、私も期待をしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

確かに本当に目に見えるような安全対策をしていただいて、町民の皆さんがこれならば安心と思っただけなのが一番かなというふうに思いますので、それは国からの返答次第ということですので、これからの返答を待ちたいなというふうに私も思います。

それとちょっと冒頭のほうでも触れさせていただきましたが、今回のこの計画を受け入れないとし

ても、法律上1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば、一般の廃棄物として管理型処分場で処分できるというふうになっておりまして、これでいきますと民間事業者間での処分になってしまうと思うのです。そうすると、私は今国が示しているような安全対策は施されないのだろうというふうに非常に懸念をしておりますが、町としてこの辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

確かに議員言うとおりで私も思っております。ただ、今国としてはエコテッククリーンセンターの活用というところで投げかけられておりますので、そこはしっかりと町としても方向性は出していきたいというふうに考えてございます。確かに一般廃棄物は、現行の法律上、エコテックのほうには入れることができるというところも踏まえて、町としてしっかりとそこは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

この問題、もちろん決定しているわけではないと思うのですが、民間事業者間で処分場を営利目的で使用するならば、町とか双葉郡とか、また多くの皆さんが避難されて県内でお世話になっているので、県のためにも処分場を今回の計画どおり受け入れればいいのかという町民もいらっしゃるのです。そのあたりの声というのは、町のほうでも聞こえているでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

説明会等においては、そういうことは聞いておりませんが、ただほかのところからは若干聞いているところはございます。ただ、やはり迷惑施設というところがございますので、町としてもそこはしっかりと丁寧に今後説明をしながら検討していくというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この問題については、私のところには説明会などですと反対をするために集まったというような方がいっぱいおりますけれども、町長、これ安全ということを考えて、そして福島県の復興のためだったら決断すべきだぞというような、そういう背中を押してくれるような声もあるのですが、ただそれに私はそうですかということで簡単に応じるわけにいかないということでありまして、これから国からどのような答えが出るかということも興味があるわけですが、これらのお答えが出た場合には、当然議員の皆様にも全員協議会等でお知らせをしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

やはり今回の申し入れの答えが非常に重要だと思しますので、それを見きわめてということは当然だと思えます。

続きまして、今回出されている申入書の地域振興策について、4点ほど申し入れをされておりますが、この内容を盛り込んだことへのお考えをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 今回の申し入れについては、町長の答弁にもありましたように、町としてエコテックと限らず今後の復興には重要な案件を入れてございます。ただ、国際研究センターについては今回決定ということで出てきましたが、そこも前から重要な施策というところで出ていましたし、町として今後本当復興というところで何をすべきか、町民が安心して帰るにはどうしたらいいかというところを踏まえながら、地域振興策については申し入れをしてございます。エコテックというところもありますが、実際的には町の復興のための申し入れというふうに私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 例えば、これは仮にの話になってしまいますが、受け入れをするということが決まった場合、1番はやはり風評被害対策だというふうに私も思います。今国では、自由度の高い交付金というなお話をいただいておりますが、もちろん規模については国のほうできちんと決めていただかなければならないというふうに思うのですが、その使い方というのは極めて自由度が高いだけでちょっと怖い部分もあるのですが、ある程度町民の皆さんとか、我々町とかで使い方を自由にやれたほうが現地に合った風評対策をとれるのではないかなというふうに私感じているのですが、このあたりはどのようなふうに考えておられるでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 今回の申し入れの中にも、自由度の高い交付金の使い勝手というところで申し入れをしてございます。内容については、やはりまだ何も示されていない中での自由度の高い交付金の措置というところがございますので、そこについてしっかりとこれから国と検討しながら、前向きな回答をぜひいただきたいというふうには思っております。中間貯蔵施設のほうでも自由度の高い交付金という形で措置されておりますが、内容についてはなかなかわからないところもございますので、今回町としてはしっかりと内容がわかるような形で回答を求めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらの自由度の高い使い勝手のいい交付金という話ですが、私のほうからはこれらの交付金についてに言及したのが今回の申し入れが初めてなのです。これらについては地域振興策、この施設を例えばこれを利用するというような結果になったときに、では私はもう帰りませ

んよというような町民もありますから、これらについてそれを補完して余りあるだけのそういう地域振興策を考えてくださいということです。ずっとお話をしてくれて、昨年の6月にイノベーション・コースト構想といったときにいち早く手を挙げさせていただいたのです。そういう関係もありましたけれども、今回自由度の高い交付金というものが本当に自由度がどの程度まで緩和されたものなのか、それから額等についても全く私お知らせもしていただいておりますし、これらのものについては本当に今回申し入れをしたときに初めてお話ししたものでありますから、これから国のこれらの大きな2つの問題の中の2つ目の、4つあったうちの3つ目がこの自由度の高い交付金ということでございます。これらについて、国からの返答、そしてこれが返答があれば先ほどもお話ししましたが、議員の皆さんにも当然お知らせをしていきたいというふうに考えています。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 今回は申し入れをしておりますので、その結果次第ということということで理解しております。

最後にですけれども、今後の対応、もちろん返答が来てからの対応になるかと思いますが、決断する時期の想定なんていうのも持っているのかどうか。もちろん安全、安心が担保されなければ受け入れはできないというふうに思いますが、いつまでも決断しないわけにはいかないのではないかとこの反面もあると思うのです。そのあたり何かお考えがあれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 議員おっしゃるとおり、国の回答を十分見きわめてというところで今後の方向性は出てくるのだらうと思います。町としましても、今後回答出た後検討しまして、議会においても協議、検討いただきながら進めていくということでございますが、当然して現時点ではいつまで決断するというのはございませんので、そこはご了承いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

本当に非常に重要な問題で、難しい問題だということで、いろいろ国からまた返答をいただいてから我々にもご相談をいただくということですので、きちんとした議論をして町民の皆さん、多くの皆さんに納得できるような形を一緒につくっていければいいなというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問を以上で終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、14日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 堀 本 典 明

議 員 早 川 恒 久



第 7 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 平成27年第7回富岡町議会定例会

### 議事日程 第2号

平成27年9月14日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について

報告第 6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告について

報告第 8号 専決処分の報告について

議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第58号 財産の出資について

議案第59号 工事請負契約について

議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

認定第 1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）  
議案第 6 3 号 平成 2 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 4 号 平成 2 7 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正  
予算（第 1 号）  
議案第 6 5 号 平成 2 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 6 号 平成 2 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 7 号 平成 2 7 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 8 号 平成 2 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 9 号 平成 2 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 7 0 号 平成 2 7 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 7 1 号 平成 2 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 7 2 号 工事委託協定の一部変更について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 3 号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について  
報告第 6 号 平成 2 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
報告第 7 号 平成 2 6 年度富岡町継続費精算の報告について  
報告第 8 号 専決処分の報告について  
議案第 5 7 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて  
議案第 5 8 号 財産の出資について  
議案第 5 9 号 工事請負契約について  
議案第 6 0 号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
議案第 6 1 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について  
認定第 1 号 平成 2 6 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 平成 2 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
認定第 3 号 平成 2 6 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について  
認定第 4 号 平成 2 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
認定第 5 号 平成 2 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

て

認定第 6号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

---

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君

参事兼 安全対策課長	横須賀 幸一 君
参事兼 農業委員 事務局局長	阿久津 守雄 君
復興推進課長	深谷 高俊 君
復旧課長	三瓶 清一 君
参事	郡山 泰明 君
教育総務課長	石井 和弘 君
いわき支所長	渡辺 弘道 君
参事兼 大玉出張所長	三瓶 保重 君
参事兼 生活支援課長	林 志信 君
拠点整備課長	竹原 信也 君
総務課長補佐	遠藤 博生 君
産業振興課長 補佐	猪狩 力 君
代表監査委員	坂本 和久 君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	佐藤 臣 克
議事 会務係 局長	大和田 豊 一

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回富岡町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 遠藤一善君

5番 安藤正純君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第3号、富岡町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(塚野芳美君) 次に、発議者から発案の理由を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、宇佐神幸一君。

○議会運営委員会委員長(宇佐神幸一君) 発議第3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則について、発案の理由及び内容を別紙資料新旧対照表で説明いたします。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、昨今の社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

内容は、第2条第2項に議員が出産による欠席届を、日数を定めてあらかじめ議長に提出できるということを追加するものであります。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号 富岡町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告第6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、報告第6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、内容をご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告書をごらんください。まず、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字が生じていないため該当いたしません。また、将来負担比率についても充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、平成23年度から引き続き該当なしとなりました。実質公債費比率については、前年度から2.1%の減となる7.9%となりました。なお、25年度実質公債費比率について9.9%を改め、10.0%と報告いたします。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足が生じていないため該当はありません。

なお、審査に付した監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりであります。

以上が平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 今回の報告だとわかるのですが、公債費比率について健全経営だというような報告がありましたけれども、実質これを私11日の日にお話しした総務省指導による会計に移行した場合にこれが本当にこれでいいのかどうか、あるいは総務省指導によってこの会計規則が変更された場合には、これと同じでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまご質問ございました新たに公会計制度が導入された場合の判断比率及び不足比率の報告について、この数値でもって財政が健全かというような判断ができるかというようなご質問というふうに受けとめました。

現在のところ総務省からの指導で行っております判断比率については、基準値をいずれも下回っておるため、健全であるというような判断をしておりますが、今後公会計制度が導入されまして、将来的な資金不足とか、そういったところを見ていった場合に、果たしてこの数値でもって町の財政が健全かというところは、そのときの公会計制度から出てくる帳票等で明らかになってまいるといふふうには考えておりますが、現在のところこの基準でもって基準値を下回っているというような状況で、今後新たにまた判断が必要になってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） そうすると、先般の説明もそうだし、ただいまの説明でもわかるのですが、将来総務省指導の複式でやるということに対しては、公有財産の減価償却というのもこれからやっていくのですか、やっていかないのですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 公有財産につきましては、今公有財産台帳の整備を行っております、これも将来総務省から提供されます仕分けシステム、そちらのほうに載せて判断をしていくということになっております。

以上です。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第6号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わ



ります。

次に、報告第7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、報告第7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告についてご説明いたします。

平成25年11月臨時議会において継続費として議決いただきました公共下水道事業特別会計第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、浄化センター改修工事委託料、総額3億円、平成25年度年割額1億5,000万円、平成26年度年割額1億5,000万円について、継続年度が終了し、平成25年度支出済総額1億5,000万円、平成26年度支出済額1億711万円、支出済総額2億5,711万円、計画見直しに伴う不用額4,289万円で精算が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 支出差額が4,289万円となっていますけれども、繰越明許費としてこれは返済するものであるのか、あるいは翌年度に繰越明許費として予算編成の中に入れるのか、この辺伺いたいところなのです。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 4,289万円につきましては、26年度で委託が終わっていますので、精算でありまして、繰り越しはいたしません。

以上です。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第7号 平成26年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

ここで暫時休議いたしまして、配付資料に漏れがありましたので、資料の配付を行います。

休 議 （午前10時17分）

再 開 (午前10時18分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長(三瓶清一君) それでは、報告第8号 専決処分の報告についてご説明いたします。

平成27年1月30日に議決を受けて工事着手した公共下水道(富岡川以北)2工区災害復旧工事は、平成27年8月10日に完成いたしました。工事中に工事内容の一部変更が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の規定についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

本工事は、大原原線の下水道管渠口径350ミリ、延長456.31メートルを開削工法により布設替えを行う復旧工事であります。設計変更の内容は、既設舗装板の厚さが当初設計の5センチメートルを超えていたため、実測結果によりアスファルトのがらの破碎運搬「25.7立方メートル」から「71.5立方メートル」に変更、処分量も「60.32トン」から「168.072トン」に変更したものであります。これにより当初請負金額「5,400万円」に33万1,560円を増額し、「5,433万1,560円」に変更しております。

なお、増額率は0.6%かつ500万円以下の増額については、規定事項に基づき専決処分したものであります。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 質問なしと認めます。

これをもって報告第8号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会

委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意案件であります。本審査委員会の委員である三瓶一義氏は9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き富岡町固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたくご同意をお願いするものであります。

三瓶氏は、昭和19年に富岡町にお生まれになり、昭和39年に福島県立双葉農業高等学校を卒業され、同年農林水産省福島食糧事務所に採用となり、退職されるまで40年勤務されました。特に農政に関して豊富な知見を有し、在任時代に培われた諸般の見識や経験についてもすぐれた方であります。現在は固定資産評価審査委員会委員として9年間その職責を十二分に果たされており、年齢は70歳であります。三瓶氏は、知識、経験ともに豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

○13番（三瓶一郎君） 今までは人事案件というのは投票によって決めたわけですが、今の町長の説明のように、こうした好人物で過去の職歴もちゃんと全うされているということですから、投票でなくて起立採決でお願いしたいと思います。お諮りください。

○議長（塚野芳美君） ただいまは動議による発言でありますので、賛成議員はいらっしゃいますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、動議は成立いたしませんので、今の発言はそこまでいたします。  
質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 任期が切れるということなのだけれども、任期というのは何年間の任期なのかと、三瓶さんは今まで何期やられたか、それ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

任期は3年となりまして、現在3期目ということで9年間この職務についてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今までの慣例というか、大体何期ぐらいやるのが前任者というか、今度もう一期やると4期で12年になるのだけれども、その辺は妥当性があるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

これまでの前任の方たちの任期という部分について把握してございませんので、本日終了までの間に調査をさせていただいて、ご報告したいと思います。また、適任という部分についても正確な判断

事例といえますか、そういったものも調査させていただけたらというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 5番さん、よろしいですか。

○5番（安藤正純君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） これから投票ということになると思いますが、暫時お時間をいただいて調査させていただけたらというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 短時間でできますか、確認は。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 短時間でさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） それでは、投票に入らなければいけない状況になりますので、暫時休議いたします。

休 議 （午前10時31分）

---

再 開 （午前10時35分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま税務課のほうにも確認いたしましたところ、これまで任期については2期から3期という方がございまして、今回初めて4期というようなことになるということでございます。

適正任期というものについての定めというのは特にございませんが、現状これだけの経歴のある新たな委員をお願いするというのも難しい状況にありまして、4期目の再任ということでご同意をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番さん、もう一回ありますが、どうしますか。よろしいですか。

○5番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、堀本典明君、3番、早川恒久君、4番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成10票、反対3票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承を賜りたいと思いますが、慣例により本案についてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第58号 財産の出資についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課参事より求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） おはようございます。議案第58号 財産の出資についてご説明申し上げます。

富岡町と福島県が共同して進める大石原・下千里地区大規模太陽光発電事業の運営会社として、福島県などが出資して福島空港隣接地などにおいて太陽光発電事業を実施している福島発電株式会社が、平成27年7月1日に設立した富岡復興エネルギー合同会社に富岡町も共同事業者として同額の100万円を実施するものです。

議案第58号、別紙資料1をごらんください。富岡復興エネルギー合同会社の設立登記の写しとなっております。本店は福島市中町5番21号の福島発電株式会社内に設立されております。社員は職務執行社員として、福島発電株式会社職務執行者の鈴木精一氏となっております。会社設立において合同会社とした理由については、迅速な意思決定ができ、利益や権限の配分を自由な設定できること、また小回りのきく機動性に富んだ事業運営を行うことができることから合同会社としたものです。

別紙資料2をごらんください。富岡復興エネルギー行動会社の大石原・下千里地区太陽光発電事業における事業構想を模式化したものです。中央に運営会社の富岡復興エネルギー合同会社を置き、土地を借り受ける地権者様、発電した電力を販売する電力会社、太陽光発電施設整備工事会社など周りにさまざまな関係者を配置されております。また、左側中央部のように出資配当金をまちづくり会社へ出資する構想や、右下の協議会負担金配分による地域還元復興事業など地域振興策も可能になります。次に、出資及び資産計画を概算であります。左下に示しております。自己資本としては、今後の投資資金を合わせて17億円、補助金その他の資金を13億円、借入金を70億円、資産総額を100億円と想定しております。

財産の出資についてご説明は以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 1点だけ。富岡町内に現場事務所とか緊急の連絡所等々の事務所を配置し、それなりの技術者ないし事件事故が発生したときの連絡体制はどのようになっているか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） ご説明いたします。

今回の会社は、これから事業をするためにまずは会社を設立したというところで、福島県と富岡町が共同出資者として会社をつくりました。今後発電設備会社と契約したり何かして、地元のほうに新たに現場の会社というのができてくるような感じに今考えています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） やはり設立イコール後の運営までちゃんと決めてかかってもらったほうが一番いいと思うのです。普通会社関係、法人関係が事業を起こすときはそこまできっちりシミュレーションをかけて大体はやっていると思うのですけれども、会社だけ設立、民間だったらあとは福島市のほうを拠点にして、現場にはプレハブ置いたぐらいで、ろくに担当職員関係も置かないでとなったときに、やはり何事があったとき、10ヘクタールなら10ヘクタールの中だけで済む話ではなくなってくるから、突風を受けてパネルが飛散した何したといったって。そこら辺もあわせてちゃんとしっかりした確認をしておかないと、富岡町が関与している話ですので、ちょっと抜けているのかなという懸念材料があるのだけれども、とりあえずは設立に関してはわかりましたけれども、実際始まったらば早急にそこら辺も煮詰めてもらって議会のほうにお示しいただければ幸いです、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） ご指摘ありがとうございます。まずは本当に大石原、下千里に特化した発電会社なので、現場重視で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○11番（高橋 実君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 財産の出資についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第59号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

過日福島避難解除等区域生活環境整備事業の採択を受けまして、別紙資料1のとおり仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決に付するものであります。

別紙資料1をごらんください。工事番号・名称、第2・2・19号、農業集落排水事業小良ヶ浜浄化センター機器修繕工事。工事の場所、福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂地内。工期、平成28年3月25日。工事請負代金の額、9,709万2,000円。契約の相手方、日立プラントサービス（株）東北支店です。契約の方法は随意契約です。随意契約の理由及び業者選定理由について申し上げます。週末処理施設における機器の修繕工事は、施工全体の特徴を把握し、機器の復旧を行う必要があります。平成16年度の供用開始から震災前まで維持管理を行っていたのが日立プラントサービスであり、小良ヶ浜浄化センターの特性及び内容を十分に把握できていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とし、日立プラントサービス東北支店を契約相手方としたものであります。

続きまして、工事内容についてご説明いたします。小良ヶ浜浄化センターは、福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた結果、維持管理を行えず、処理施設の機器が発災から4年以上の長期未稼働の状態になっていました。農林水産省東北農政局が平成26年度の町の代行事業として、福島県農業基盤復旧再生計画調査を実施し、調査した結果、処理場内の機器が発錆、さびでございませす。汚泥の固着等により機器の入れかえ及び分解整備が必要であることから、修繕工事を行うものです。

別紙資料2の1をごらんください。1階平面図です。小良ヶ浜や浄化センターの1階は図のような機器及び機材が配置されております。そのうち機器の交換及び修繕を赤囲みで表現しており、青囲みは槽の清掃を表現しております。代表的なものとしてスクリーンユニット、汚泥濃縮機、ばっ気沈砂



槽などは1階に配置されております。

別紙資料2の2をごらんください。地下平面図です。汚水を処理する終末処理施設は地下のほうに機器が多く配置されております。1階同様機器の交換及び修繕を赤囲みで表現しております。青囲みは槽の清掃を表現しております。代表的なものとして、水中攪拌機、ばっ気攪拌装置、流量調整槽などであります。工事内容はスクリーンユニット、水中攪拌機など9種類10台の機器の交換、14種類23台の機器の分解整備及び6槽の清掃を計上しております。また、全ての機器を交換、分解整備して据え付けから総合試運転も行い、平成28年12月からの上下水道使用再開目標時期に合わせて浄化センター稼働に支障を来さないよう進めてまいります。

説明は以上です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今回機器の修繕工事ということで、機器のみの修繕ということになっているのですが、まず工期的に間違いなくきちっと終われるのか、あと金額的に帰還困難区域ということで調査が行き届かないことがないようにメンテナンスをしていた会社に頼んだということなのですけども、その辺は大丈夫な見通しなのかということ1点と、あとこの施設そのもので浄化センターの機器以外には修理を必要としていないのか、しない状態で機器を交換すれば浄化センターが機能ができるのかということをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 工期につきましては、本議会の議決を受けてから十分今からですと間に合う状況下にあります。金額についても見積もり等の設計によりまして、金額も十分間に合うということであります。処理場の機器の整備はこの工事にて行いますが、このほかに管渠工事、災害復旧です。これを行わなければならないのですが、先週ですか査定を受けまして、一部ですけれども、早期発注を目指しているところであります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。もう少しきちっと質問すればよかったのですが、機器の交換だけで、あと機器と機器の間を結ぶ配管とか建物の中の施設、外の管渠は当然必要なのは前から話が出ておりますので、中の配管等とかそういうところは大丈夫だったのかという質問であります。もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 機器と機器との配管関係につきましては、被災がなかったということでそのまま使用することになります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時03分）

---

再 開 （午前11時13分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件は内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、国民一人一人に個人番号が付番されます。個人番号は強力な個人識別機能を有することから、番号法では個人番号を内容に含む個人情報、これを特定個人情報といたしますが、この特定個人情報について氏名、生年月日など個人情報を含まない個人情報よりも、より厳格な保護措置を講じるよう求めております。

本改正案は、特定個人情報の利用や提供について、また特定個人情報の開示、訂正、利用停止などの請求等について番号法の趣旨を踏まえ改正を行うものです。

それでは、議案第60号別紙説明資料、富岡町個人情報保護条例新旧対照表をごらんください。第1章総則において、改正第2条第1号は現行第1号中の「容易に」を削り、個人情報の定義をより厳しいものとする改正でございます。

続いて、2ページをお開きください。第2条第2号の次に第3号から第6号を追加し、用語の定義と用語の整理を行い、番号法による特定個人情報の取り扱いを明確にしております。

第2章第1節個人情報の取扱いにおいて、第6条の2は特定個人情報についての保護評価を行う際には、審査会の意見を聞く旨の規定を新設し、2ページから5ページにわたりますが、第6条の3では特定個人情報ファイルを保有する際及びその内容を変更する際は、あらかじめファイルの名称等決められた事項について審査会に通知する旨の規定を新設するものであります。

資料5ページになります。第6条の4は、町が保有する特定個人情報ファイルについては帳簿を作成し、公表しなければならないという旨を新設するものであります。

6ページになります。第8条の2は、特定個人情報の利用制限規定を、7ページになりますが、第8条の3は特定個人情報の提供の制限規定を新設するものであります。第10条は、保有個人情報を提供する場合の制限を規定する条文で、改正第10条において保有個人情報の次に（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を加え、個人番号を含む個人情報を提供してはならないこととする改正でございます。

第2節開示、訂正及び利用停止等については、町民等が町に対して行う特定個人情報の開示や利用停止等の請求についての改正であります。第15条第2項では、自己の個人情報の請求をできる者を規定する条文ですが、改正案では第2号で保有特定個人情報の開示請求ができる者として、本人の委任による代理人を加え、任意の代理人による開示請求を認める旨を規定し、総じて法定代理人等とする旨の改正となっております。

次に、8ページになりますが、第20条第1項は開示請求から開示決定までの期間を規定する条文でございます。現行15日以内を、特定個人情報については30日以内とする旨を追加する改正であります。また、第20条第5項も同様に、現行の45日以内を、特定個人情報については60日以内とするものでございます。

8ページ下段になりますが、第27条の2は、情報提供等記録の訂正を行った場合は、総務大臣及び請求者に速やかに書面により通知する旨の規定を新設するものであります。

9ページになります。第28条は実施機関が規定に違反して個人情報を収集保有していると認めるときは、当該個人情報の破棄又は消去を求めることができる旨の規定であります。改正第28条はこの条例に定める措置の請求対象からの除外する情報を規定する旨の改正でございます。

第4章富岡町個人情報保護審査会においては、改正第39条第1項は審査会に付すべき事項に、本改

正案により追加された第6条の2特定個人情報保護評価でございますが、の規定を追加するための改正でございます。

第5章雑則において、改正第48条は法令や他の条例に基づき個人情報の開示等の請求があった場合でも、個人番号を含む特定個人情報は開示等の対象としない旨の改正でございます。

附則において施行日を番号法附則第1条第4号に規定の施行日としており、ただし書きにおいて各条項ごとに施行日を定めたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件は内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第61号別紙説明資料12ページをごらんください。平成25年5月31日付で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されました。これに基づき平成27年10月から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月からは利用が開始されます。この法に基づく社会保障・税番号制度では、市区町村が個人番号を付番し、平成27年10月5日以降通知カードにより本

人に通知をすることとされています。このカードの初回における交付手数料及び経費については国庫補助対象となっていることから無料にて交付いたしますが、紛失等により再交付となる場合の手数料については、この国庫補助対象とならず、別表第2条関係に国から示されている再交付手数料1件当たり500円を(24)として追加規定するために改正するものです。

以上で説明を終わります、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。  
13番、三瓶一郎君。

○13番(三瓶一郎君) よくわかるのですけれども、これ前から、話は随分古いのですけれども、ここに公職選挙人名簿の写しを役所にしてやるということで、今まで私も随分経験があるのですけれども、これは例えば今有権者数1万五百三十何人ですか、それぐらいについての写しを町に来てやる場合については、1万五百三十何人となると大変な枚数になるのです。この場合については一括でするのか、枚数で処分するのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長(塚野芳美君) 13番さん、今の件は再交付する場合の手数料を決めるための条例ですので、選挙人名簿云々はこの件とは全く関係ありませんので。

○13番(三瓶一郎君) 違う違う。公簿並び公文書となっているのです。公文書に当たらないのですか、選挙人名簿。

○議長(塚野芳美君) ですから、今の議案は選挙人名簿のお話をしてはおりません。

○13番(三瓶一郎君) 同じでしょう、公文書ですから。

○議長(塚野芳美君) そうではありません。

○13番(三瓶一郎君) どこが違うのですか。公文書として選挙人名簿と公簿、公文書の写し、これが書いてあるのです。だからそれについてここに載っていない部分についてはどうするのですかと言っているのです。

○議長(塚野芳美君) ですから、今の議案は手数料を新たに設けるといふことの議案であって、選挙人名簿云々、公文書全体のことを今話しているわけではありませんので。この議案に沿った質問をしてください。

○13番(三瓶一郎君) 議案に沿って私は質問しているのです。公文書、公職選挙人名簿の写しをする場合については1件で一括で済むのか、あるいは枚数で済むのかという質疑です。

○議長(塚野芳美君) 暫時休議いたします。

休 議 (午前11時28分)

---

再 開 (午前11時29分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

住民課長よりカード発行の手数料の件について再度説明いたします。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 今回の富岡町の手数料条例につきましては、別表第2条関係の（24）番に、通知カードの再発行の手数料を追加させていただきまして、以降24番であった公簿及び公文書及び図面の閲覧又は照会以降を25番以降に数字をずらしたものでございます。

説明は以上になります。

○議長（塚野芳美君） 参考までに25番、26番、27番ずらしただけのあれですけども、この部分について改めて総務課長より説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ご説明申し上げます。

ただいまの質問で選挙人名簿については公文書に該当するのか、また交付手数料についてということでご質問ございました。

選挙人名簿は公文書に当たりますが、ここで規定しておりますのは、閲覧のみということで、名簿を交付する手数料についてはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よくわかるのですけれども、これを今までの例ですと、総務課の職員の目の届く範囲の中で写しをしてくださいと言うと、選挙人名簿を1部に、総務課長おわかりのように20名書けるのです。それが1万人というとな500枚になるわけ。そうすると、1枚ずつ計算すると10万円ということですよ。そういう考えでよろしいのかどうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 選挙人名簿の閲覧については手数料は徴収しておりません。また、写し等については発行はいたしません。

以上でございます。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者よりあわせて概要の説明を求めたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

認定第1号から第11号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計合わせて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○参事兼会計管理者（齊藤真一君） おはようございます。先ほどは決算概要説明書10ページ及び11ページが漏れてしまい、配付させていただきました。大変申しわけございませんでした。

それでは、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。議員の皆様にも前もって配付してあります資料に基づき朗読をもってご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成26年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、出納閉鎖期日の平成27年5月31日をもって出納閉鎖し、歳入歳出予算について調製し決算いたしました。

地方自治法（昭和22年法律第67条）第233条第1項の規定により、関係書類を添えて平成27年7月22日付で、富岡町長に提出した概要は次のとおりであります。

平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算。1)、歳入について。歳入決算額は123億4,006万9,862円で、予算現額116億9,202万7,000円に対し、収入割合は105.54%となったものであります。調定額は124億8,204万738円で、調定額に対する収入割合は98.86%となりました。調定額に対し収入未済となったものは、町税6,800万8,500円、分担金及び負担金6万4,320円、使用料及び手数料1,437万6,700円、国庫支出金5,623万900円、諸収入200万4,590円、総額1億4,069万3,110円であります。不納欠損額は、町税125万8,166円、分担金負担金6,500円、使用料及び手数料1万3,100円、総額127万7,766円となっております。収入済額のうち基金繰り入れ総額は15億4,216万7,836円で、内訳は財政調整基金4億円、減債基金799万3,000円、滝川ダム建設対策基金1億2,300万円、公共用施設維持運営基金9億円、双葉地区教育構想支援基金142万7,836円、復興交付金基金1億974万7,000円であります。

2 ページをお開きください。2)、歳出について。歳出決算額は111億4,608万3,608円で、予算現額

116億9,202万7,000円に対し、95.33%の執行率となり、50万円以上の不用額が生じたものは、議会費1件、総務費19件、民生費10件、衛生費5件、農林水産業費7件、商工費5件、土木費4件、消防費7件、教育費6件、災害復旧費2件であり、不用額の総額は2億6,701万1,902円となりました。予算を流用したものの123件、2億7,050万円。予備費を充当したものの11件、1,589万8,000円。

3)、実質収支の状況について。収入総額123億4,006万9,862円、歳出総額111億4,608万3,608円、歳入歳出差引額11億9,398万6,254円、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,269万2,490円、実質収支額9億7,129万3,762円、基金繰入額4億8,600万円。

4)、財産等の状況について。(1)、平成26年度財産に関する調書は決算書中152ページから159ページとなっております。

3ページをお開きください。平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、以下11ページの富岡町介護サービス事業特別会計の決算につきましても、実質収支の状況についての実質収支額のみを朗読で報告させていただきます。平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額3億9,507万9,962円。4ページをごらんください。平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額537万5,796円。5ページをお開きください。平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額6,704万8,944円。6ページをお開きください。平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額1億3,711万3,655円。7ページをお開きください。平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額36万3,574円。8ページをお開きください。平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額3,820万6,715円。9ページをお開きください。平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収支額233万2,599円。10ページをお開きください。平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算、実質収支額1,446万9,226円。11ページをお開きください。平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額34万4,222円。

以上で決算の概要についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計もあわせてお願いいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員(坂本和久君) それでは、監査委員より平成26年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

資料の1ページをお開きください。平成26年度決算審査意見書。1、審査の概要、(1)、審査の対象、①、平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳



出決算書。⑦、平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算書。⑩、平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑪、平成26年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間、平成27年8月5日水曜日、6日木曜日、7日金曜までの3日間。

2、審査の基本方針。平成26年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正確であるか。以上を基本方針として歳入歳出決算書及び基金の運用の状況調書並びに各課等からの提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にして審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、平成27年7月22日に町長から送付された平成26年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果をおさめたものと認めた。また、平成27年8月4日に町長から送付された平成26年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括。4ページをお開きください。審査の内容。10ページの補助金の審査について、7、基金の運用及び管理状況について、8、財産の関する状況については、おのおのコメントしてありますので、朗読を省略いたします。

結びを朗読いたします。今回の決算審査は、例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

全町避難から5年目を迎え、町民はある程度生活に落ちつきが見受けられているが、東日本大震災と原発事故という未曾有の大災害による復旧・復興事業と、町民が全国に避難したことによる生活様式と価値観の大転換により、富岡町は真に新たな時代へと転換していかなければならないときを迎えていると言える。

そのような中、行政運営においては本年4月には行政組織の改編が行われたところであるが、平成26年度の予算執行はおおむね適切に事務処理を行っており、特に全町民を対象とする補助金交付事業や避難生活支援事業は、各種交付要領などを遵守し、適切に執行していると評する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が7.9%と年々減少しており、また町債においても総額57億4,188万4,000円で、前年度より6億3,756万4,000円減少するなど、財政の健全化が進んできていると思慮する。

一方で、収入未済額や不納欠損額の総額が国庫補助金を除き1億798万7,349円となっており、町民の税の公平負担と受益者負担の公平性を確保するという観点から、公平かつ公正な立場での行政運営が求められているため、担当部署が抱える滞納者の状況等の情報を各課が共有し、行政組織内の連携を強化するとともに、滞納整理にかかわる総合調整を行う担当部署を設置して、滞納を少しでも減らす努力をするよう要望する。

また、一般会計における予算未執行額の割合は2.28%で、前年度に対し0.59ポイント減少しているものの、2億6,701万1,902円となっている。不用額を出す原因は、過大な予算の積算によるもの、契約差金が生じたもの、事業の改善や工夫をしての節減によるものなど考えられるが、既定予算額から減額補正しないままでは不用額として残ってしまうので、最後まで丁寧に予算管理を行う必要がある。既成の事実にとらわれずに、新しい視点に立った事業計画を作成し、より精密な更正及び追加などを行い、適切な補正予算、決算にしていくという予算主義の原則を厳守しないと、事業の効率化や担当部署の正確な事業評価ができなくなるおそれがあるので、既知の要件をもとに各事業要件を加えて数値化させ、事業計画を再整備するよう求める。

富岡町の第2次災害復興計画の初年度である平成27年度は、町に帰ることを望む町民、新たな土地での生活を望む町民や、一時期他の市町村で暮らし、いずれかの時期には帰還を考えている町民のニーズに応えるために、ますます行政運営には創意と工夫、そして実行力が求められていると思料される。

予算調製に当たっては、周到な事業計画に基づく精緻な積算を行い、その執行に当たっては最小の費用で最大の効果が上がるよう努めていただきたい。また、さらなる厳しい予算管理と事業効果の精査を行うことにより、それにより生じた資金を新たな事業に向けていき、町民の福祉の増進を図るよう努め、町の復旧・復興に向かって適切な事務処理を行うよう努力を望み、平成26年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

---

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。

慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 64、65ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 66、67ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 72、73ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 74、75ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 76、77ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 82、83ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 84、85ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 86、87ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 88、89ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 90、91ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 92、93ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 94、95ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 96、97ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 98、99ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 100、101ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 102、103ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 106、107ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 108、109ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 110、111ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 112、113ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 114、115ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 116、117ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 118、119ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 120、121ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 122、123ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 124、125ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 126、127ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 128、129ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 130、131ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 132、133ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 134、135ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 136、137ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 138、139ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 140、141ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 142、143ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 144、145ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148、149ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 151ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 152、153ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 156、157ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 158、159ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） それでは、項別審査を終わります。  
総括質疑を賜ります。ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終了いたします。  
討論。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。  
それでは、認定第1号 平成26年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。
- 本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法につきましては、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

170ページをお開きいただきたいと思います。170、171ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

204ページをお開きください。204、205ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

222ページをお開きください。222、223ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 224、225ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 226、227ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

242ページをお開きください。242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

260ページをお開きください。260、261ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 265ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 平成26年度富岡町曲田土地各整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

272ページをお開きください。272、273ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 276、277ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 278、279ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 280、281ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 282、283ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 284、285ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 286、287ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 288、289ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 290、291ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 292、293ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 295ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 296、297ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論、討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

304ページをお開きください。304、305ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 306、307ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

320ページをお開きください。320、321ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 322、323ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 324、325ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 326、327ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 329ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 330、331ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

338ページをお開きください。338、339ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 340、341ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 343ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第10号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時18分）



上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成27年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成27年9月15日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正  
予算(第1号)

議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 工事委託協定の一部変更について

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）

議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 工事委託協定の一部変更について

追加日程第1 発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置について

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君

参事兼 會計管理 者	齊 藤 真 一 君
總務課長	伏 見 克 彦 君
参事	滝 沢 一 美 君
企画課長	林 紀 夫 君
稅務課長	三 瓶 雅 弘 君
参事兼 健康福祉課 長	猪 狩 隆 君
住民課長	植 杉 昭 弘 君
参事兼 安全対策課 長	横 須 賀 幸 一 君
参事兼 農業委員 事務局 長	阿 久 津 守 雄 君
復興推進課長	深 谷 高 俊 君
復旧課長	三 瓶 清 一 君
参事	郡 山 泰 明 君
教育總務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参事兼 大玉出張所 長	三 瓶 保 重 君
参事兼 生活支援課 長	林 志 信 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
總務課長補佐	遠 藤 博 生 君
産業振興課長 補佐	猪 狩 力 君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	佐 藤 臣 克
議事務係 局長	大 和 田 豊 一

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回富岡町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 宇佐神 幸 一 君

7番 渡 辺 光 夫 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(伏見克彦君) おはようございます。それでは、議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、当初予算の編成から半年が経過し、その後に生じた諸事情に対応するため、町政執行上必要とされる経費について、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億8,028万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億8,179万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。第1款町税1億1,860万1,000円の増額は、収入見込額の増による個人町民税が6,868万1,000円の増、固定資産税が4,992万円の増となったことによるものです。

第10款地方交付税については、普通交付税の額の確定により1億6,924万円の増額補正となったものでございます。なお、今年度の普通交付税の総額は、対前年度比で5,251万円の減となる5億4,579万円となりました。

第14款国庫支出金3億9,199万2,000円の増額は、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金3億6,316万円の増及び社会保障・税番号システム整備費補助金1,254万5,000円の増などによるものです。

第15款県支出金1,234万2,000円の増額は、福島県警戒区域等医療施設再開支援事業補助金等、県補助金の増額によるものです。

第18款繰入金については、第1項で過年度精算に係る特別会計繰入金を増額計上した一方で、第2項基金繰入金において財政調整基金繰入金2億3,818万8,000円の減額、災害復興基金繰入金4億3,231万2,000円の減額等により、補正総額では6億7,925万3,000円の減額となったものでございます。

3ページから4ページをごらんください。第19款繰越金については、平成26年度実質収支額9億7,129万3,764円のうち、地方自治法第233条の2の規定により4億8,600万円を財政調整基金に積み立て、残額から既計上予算額5,000万円を控除した4億3,529万3,000円を予算計上したものであります。

第20款諸収入、第4項雑入3,169万3,000円の増額は、原子力事故損害賠償金1,581万7,000円、土地改良区運営事業補助金返戻金1,539万8,000円の増などによるもので、歳入合計において4億8,028万3,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをごらんください。第1款議会費181万9,000円の増額は、人事異動に伴う給与費の増によるものです。

第2款総務費は、災害公営住宅の整備等に係る町づくり活性化事業4億2,599万5,000円の増のほか、町勢振興基金積立金1,887万4,000円の増、町税過誤交付金2,599万円の増、個人番号カードの交付に係る住民基本台帳関係事務費1,785万9,000円の増などに対し、きずな支援事業の事業採択によりいわき支所、三春、大玉出張所の施設管理委託料9,540万6,000円の減などにより4億2,979万6,000円の増額となりました。

第3款民生費5,318万1,000円の減額は、きずな支援事業採択に伴う応急仮設住宅維持管理費4,258万1,000円の減、コミュニティー推進事務諸経費1,751万8,000円の減などによるものです。

第4款衛生費2,394万3,000円の増額は、上水道事業費2,092万円の増などによるものでございます。

第6款農林水産費1億3,178万3,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,711万2,000円の減などによるものです。

第7款商工費8,486万9,000円の増額は、商業拠点整備事業費7,857万円の増、さくら事業基金積立金350万円の増などによるものです。

5ページから6ページをごらんください。第8款土木費については、道路維持管理事業費4,700万円の増、避難道路整備に係る都市計画事業費6,776万7,000円の増に対し、公共下水道事業特別会計繰

出金6,704万7,000円の減などにより、補正総額では4,892万4,000円の増額補正となったものです。

第9款消防費5,492万8,000円の増額は、消防署用地取得に係る常備消防経費5,000万円の増、地域防災計画作成に係る防災事務諸経費762万3,000円の増などによるものでございます。

第10款教育費368万2,000円の増額は、大規模太陽光発電事業実施に伴う遺跡試掘調査事業費233万8,000円の増、激励金交付事業に係る体育振興助成事業費100万円の増などによるものです。

第11款災害復旧費1,728万6,000円の増額は、人事異動及び職員増に伴う給与費の増によるもので、歳出合計4億8,028万3,000円の増額補正となったものでございます。

次に、7ページをごらんください。第2表の継続費でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、庁舎機能回復工事について、工事期間を2年とするため、27年度12億370万6,000円、28年度1億8,000万円として継続費を設定するものでございます。

8ページをお開き願います。第3表債務負担行為は、富岡町災害公営住宅整備事業について、設計、造成、建築を一括で発注し、竣工時に買い取り契約を結ぶ買い取り方での整備とするため、期間を平成27年度から29年度まで、限度額を14億円とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

12ページをお開きください。12ページ、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14ページ、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

1番、山本育男君。



○1番（山本育男君） 町づくり活性化事業費の土地購入費についての内訳、説明をお願いしたいのです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、ご質問にお答えします。

災害公営住宅先行整備分50戸についての用地購入費を計上させていただいておりますが、土地の面積としましては1万3,500平米ほどを見込んでおります。2LDKから3LDKの50戸に対応するような面積ということで算定いたしました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○1番（山本育男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 同じく町づくり活性化事業の中の復興推進事業見える化業務委託について質問させてください。

これ具体的にどんな内容のものをどこに委託してするのか、簡単に教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。見える化事業ということで、拠点整備を進めています。それから、拠点整備の中で目的で例えば診療所の用地が確保されましたなんていうことがあったときに、診療所予定地であるとか公営住宅予定地であるとかという看板をつけたい。それから、町の入り口出口、北からの入り口、南からの入り口というところに拠点を整備中ですよ、それから少し町の頑張りを見せるキャッチフレーズをつけて皆様に見ていただく。

もう一つは、拠点の中心部となり双葉警察署交差点付近に、さまざまな横断幕、看板等々を掲げて帰還意欲の継続、それから再発意というところを促したいというところの看板をつけたいという事業でございます。

委託先につきましては、まだ当然予算計上しておりますので、計上後ということになりますが、看板ということでございますので、そういう事業者になろうかと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○5番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。  
12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 仮設診療所整備事業費の200万何がし、これ整備事業ということで何かつくるのか購入するのかなと思うのですが、それは必要なものはつくったり買ったりするのは当然だと思いますが、それはいいとして、これ大玉の診療所だと思うのですが、今後の考え方、今富岡で開業していた先生が来ているということで、大変いわきのほうからも大玉に通っている人なんかもいるみたいなのですが、29年4月に帰町宣言するとすれば、これは想定ですけれども、その後の考え方、当然大玉に張りつく人たちもいるし、周りにも結構家を購入したり新築したりして、落ちついている人たちもいますので、なければならぬ施設になろうかなと思うのですが、置くにしても先生がいないことにはどうしようもないと思いますので、今後どういう考え方をしていくのか。今現在務めてくれている先生が診療所置く限りずっといてくれるのか、その辺の目安も想定できているのかなと思いますので、ぜひその辺お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、1つは補正予算の内容がどういうものかということと、あわせて大玉診療所の今後の考え方という2つの考え方だと思います。今回の補正予算に対する診療所の整備事業費につきましては、富岡町内に整備いたします仮設診療所の整備事業費でございます。今回調査設計、基本実施設計の委託料として計上させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、大玉診療所の今後の考え方でございますけれども、こちらにつきましては現在井坂先生と堀川先生をお願いしてございますけれども、両先生ともこれまで何度も協議いたしまして、平成28年度まで、いわゆる29年の3月までは大玉診療所を継続して運営をしたいというふうな考え方でございます。富岡の仮設診療所は28年の10月を目標といたしますので、約半年間はダブる期間はございますけれども、そのような形で考えてございます。それで大玉の仮設住宅から今度復興公営住宅に移る住民もございますので、そこをどういうふうにするのかということでございますが、ここのところにつきましては現在診療所の看護師等が家庭訪問いたしまして、どのような形で今後希望するのかというニーズ調査を行いまして、近隣にございます本宮、それから二本松の医療機関のほうにご紹介すると

いうふうなやり方を今後考えていきたいなというふうには思っております。

それから、継続したそういった保健師、看護師等による訪問というものも、これは継続してやっていきたいというふうな考え方で、大玉診療所は28年度で終了というふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと勘違いして大玉の施設整備かなと思って、これ富岡に考えているものだとということで非常に動き早いのかなと思います。

あと、大玉の診療所に関しては、今説明聞いた限りでは落ち度なく進んでいるのかなと思うのですが、ぜひ年配者が多いものですから、なかなか言っていることが意味取れない人もいるのかなと思います。そういうものをきちっとクリアできるような説明をしていただければありがたいなと。また、大玉の公営住宅に入る人だけではなくて、いわきのほうからもかなり行っているようですので、そういう人たちにも趣旨徹底していただければありがたいと思いますので、ぜひ要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。今ご指導いただきました内容等につきましては十分踏まえまして、今後対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 35ページの中ほどの鳥獣の件なのですけれども、備品の内容、どういうものなのか。

それとイノシシ、特にまた最近ちらほら見えるようになってきたのです。除染やっているところから逃げて、終わればある程度草膝ぐらいになるとまた戻ってきている傾向が多大に見受けられるもので、ちょっと鳥獣パトロール隊の人と話ししたときに、捕獲するときには中途半端ではなく徹底してやるような対策をとらないと、年にイノシシ豚系ですから2回産んで1回に10頭から生まれるのだったら何ぼ今の予算でやっていっても、少なくはなっていますけれども、29年一応帰還予定であればかけるときにはかけてお金を、徹底して駆除する。そうしたら仮に大熊町に逃げたのが戻ってこないように、檜葉町さん、川内村さんとそのこともあわせて考えていかないと、一時ふえたときよりは減ってはいるでしょうけれども、町民が安心して戻ることができないもので、いま少しよく専門屋さんと話した状態で捕獲おりをふやすとか、パトロール隊の巡回の回数をふやすとか、そういう手当てをしていかないと、せっかく除染やった庭の庭木、今から冬場になれば根っこかじられてしまう。

ハクビシンにしても各家庭でキウイとか柿の木とかそういうところにすみつく傾向もありますので、その対策もあわせてしていかないとどうにもならなくなると思うのですけれども、そこら辺は原課としてどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただいたことにお答えさせていただきます。

まず、予算計上しております備品購入費の件なのですが、こちらにつきましては箱わなを5器ということで計上させていただいております。なお、箱わなにつきましては、5器更新ということで、これまで15器購入させていただいていますが、5器更新という形で購入を考えてございます。

それから、徹底した駆除等ということでございますけれども、現在町内には町で行っている箱わな15器プラス国で設置しております箱わな9器ございまして、そちらを用いましてこれまで平成27年度に入りましてからは55頭の駆除という形に、これは8月末の現在でございますが、そんなことで駆除をさせていただいております。今後徹底した駆除ということでご意見いただきました。こちらにつきましては、パトロールも強化させていただきながら、箱わなも町民の皆さんが一時帰宅した際に目撃情報もいただきながら、場所を変えつつ捕獲を推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） ちなみにパトロール隊のほうから、多分お金のことから言わないのかなと思うのだけれども、予算的イコールパトロールの回数、人員ということ決まってくると思う。そこら辺でいま少し、もう一步踏み込んでパトロールの強化をしたいもので、予算を上げるような申し入れ等とかなかったのかどうか。先ほど言ったようにハクビシンにしてもイノシシのおりとまた別でしょうから、果物のなりやすいところの古い建物にすみつく傾向があるもので、そこら辺もさっき答弁漏れていたもので、この2点。

そして最後に町長、ちょっとそこら辺の考え方、町長持っているのであれば教えてもらいたいです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 現予算でパトロールをしていただいている駆除隊の皆さんにはいろいろと隊員にご苦勞をかけながらやっていただいております。今現予算の中でさらに金額を増しというような申し出は、今のところ現時点で正式には受けていない状況にあります。

それから、ハクビシンの件なのですが、ハクビシンのわなにつきましては、大変器数は少ないのですけれども、2器準備して設置し、捕獲に努めているというような状況にありますので、ご回答申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件につきましては、帰町の足かせになるというふうに私も考えていて、これらについては捕獲隊の皆さんにご協力をいただいている状況なのですが、この捕獲隊

の皆さんが一生懸命捕獲のために努力して、そして当然おりの中に入っている動物を放してしまうというようなことも多々聞かれます。これらについては全く町がお金を出してこの事業を処理しているわけですけれども、その意味を理解されないのか、それとも鳥獣のかわいそうだとか、そういう判断なのかどうか分かりませんが、入っているもののおりをあけて放してしまう方があるというような話を私も耳にしております、これらについては何とか町でやっている事業を理解していただきたいというふうに考えておまして、原課のほうにもそれらに対する対応というものを考えたほうがよいというような話をさせていただいております。

何といっても早ければ29年の4月に帰還を目指すというその中で、帰ったときに我が家の花壇の花でもそれこそ何でも荒らされるわけですので、これらの絶対被害のないようにということをここで断言したいわけですが、なかなか相手のあることですので、これらの被害が最小限になるように町としても最大の努力をしていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 町長、予算の対応分も含めてのお考えはありますかということも。

町長。

○町長（宮本皓一君） これらの予算については、今町の特定財源ではなくて、制度資金を活用してございます。これらの制度資金がもう少し幅広く使えるのかどうか、その辺も検討させていただきまして、できる限り町としてもそれらの駆除のために進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） おりをあけて逃がす、鳥獣がかわいそうだ、除染作業員もその中に入っているのかなと一瞬思ったのですけれども、そこら辺は町の機関紙で徹底して、せめて町民だけとかあとは除染工事で入っている人にもお願いするのであれば、1から3のJVのほうに申し出るとか、ここら辺は徹底してもらいたいのと、予算の組み方、全額ということでしょうけれども、それもある程度の上限の縛りがあるのであれば、徹底した、中途半端な駆除ではなく、しっかりしたものをやるのであれば、場合によっては町の持ち出し分が発生しても安心して帰られるような状態に町としてはしなければならない役目があるわけですから、そこら辺はきっちりやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 今いただきましたJVの皆さんに、またはそういったかわいそうだというようなことの対応につきましては、町のほうから広報または直接申し入れをよく考えて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、予算につきましても、今の現行制度の中で十分検討しながら取り組めるものの際は十分やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐、ですから、それで間に合わなければ、町の単費を使ってもという部分もお答えください。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 町単費につきましても、今後実際のところもう少し考えながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○11番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 13の委託料の多目的集会所管理事業費なのですが、事業費はともかく、各行政区にある集会所関係の調査、地震の災害とか放射能は当然除染やるとしますので、その辺は十分対応できているのかなと思います、地震の調査で傷んでいる箇所がないのか、その辺ちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） これまで7カ所ある多目的集会所につきましては、外観から見た形での調査をしております。外観からでは屋根等の崩れた等は見受けられます。または一部雨漏りしているというような箇所も見受けられますので、その辺のところでは被害の状況ということでは確認をさせていただいています。今回この調査につきましては、実際にさらに詳しくというような部分での調査委託となっておりますので、そちらの中でも十分精査しながら確認してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 総務課のほうの管理しております集会施設につきましても、外観の調査はしておりますが、詳細な調査を行うということで計画をしております、それに伴いましてもし建てかえとかそういったことが発生してまいりますれば、また補正予算ということで対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。実際29年4月を視野に入れればもう2年とちょっとしかないわけですから、早急に町が所管するもの全てやっぱりきちっとした調査をして、何かがあれば今後どうするんだということで早急に予定を立てないと、予算措置とかそういう部分で帰町する時点でまだ公民館が壊れていますよの話では、当然帰町宣言なんかできなくなりますので、それ以前にきちっと直すとするれば早急にそういう手だてをお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐と総務課の両方の部分があるので、まず総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまお話いただきましたように調査を進めまして、早急に処分あるいは修繕、その方向を決めてまいりたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） しっかりと調査事業の中で取り組みさせていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、36、37ページ。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 37ページの13番委託料の商業拠点施設整備事業費の設計等委託料について、明細のほうをちょっと教えていただきたいのですけれども。内容をお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） この予算の中で複合商業施設整備事業の設計業務という形になりますが、これあわせて実際の設計に含む中での地元事業者の皆さん等の要請を行った中で施設に入っていていただくことの設備等も含めて設計の中で盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 設計料とそういった調査、あと設備というのは今度中に入られる事業者が使う設備とかそういうものというこの理解でよろしいのかと、あとこの財源はどこから出ているのかと、あと今後建物の修繕が出てくると思うのですけれども、そちらは来年度という形にはなると思うのですが、どのぐらい見越しているのか、もうちょっと教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただきました設計費の中に設備ということで申し上げましたが、こちらにつきましては入居していただくことになりました地元業者の方に、事業で使います例えば冷蔵庫とかそういった備品のある程度の価格帯はあるかと思いますが、なるべく再開するに当たっての自己負担はないような形での設備を盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。また、こちらに関する財源につきましては、津波原子力災害地が受けることのできる雇用創出の関係の企業立地補助金、いわゆる津波補助金と我々呼んでいますが、その中で対応させていただきたいというふうに考えております。

さらに、建物修繕ということでございますが、まずこちらの商業施設につきましては、これまで行った調査事業の中で適地につきましては、ご存じのように富岡ショッピングプラザの建物の再利用と

いうことで考えておりますので、その再利用の際の費用を今後具体的な数字を盛り込む形で、今後議会のほうにも提案させていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

それで今後商業施設が来年の秋には開業するというお話なのですが、現在の商業者がどのぐらい予定されているのかとか、その辺の進捗状況と、あと多分全部は使わないと思うのですが、それ以外に何か商業施設以外に利用することはあるのか、その辺もお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただきました秋ごろということで、今の進捗でございますが、実際に相手もあることではあります。商業施設の中に入っていただく企業のメインとなっただけで企業が決まりましたら、そのような中で地元商業者の皆さんにもご案内という形をとりたいと思っています。これまで商工会に実施していただいたアンケート、そちらの点につきましては、具体的に新聞報道にもあります14業者という形になってございますが、我々今後正式に決まりましたら、商工会加盟事業者の皆様にご案内をさせていただいて、その中で商業施設の先ほどの設備の補助等もありますので、そんな中で出店を要請させていただきたいと考えております。

なお、これまでより具体的に事業者の方、アンケート結果の14業者様にも要請といたしますが、確認をしております。その中で何社かは既に出店したいというような意向を確認させていただいているところです。

○議長（塚野芳美君） 補佐、商業施設だけではなくて、そのほかの利用の部分。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 失礼しました。

今回調査事業の中である程度再利用の中の商業部分につきましては、約半分ぐらいの商業施設というような部分が出ております。それにつきましても、商業施設以外の部分につきましては、例えば貸し事務所ですとか、そういった部分で全体を使えるような形で考えております。

なお、そういった財源につきましても、津波補助金以外の部分で対応できるようなことで検討させていただいているところです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 1点目は、今の商業施設整備の整備の内容、金額よりもどういう方針なのかというところで、今説明があったのですが、商業施設としてにぎわいづくりをしていくのか、先日発表になったものの中では、商業施設とかスーパー、買い物拠点の復活を目指しますという話があったのですが、今事務所というような話も出てきて、以前にはほかにもいろいろ案として企画とかいろいろなところから出ていたような気がするのですが、最終的にはどのような方向性でそ



これを整備していこうというふうに考えているのか、もう一度もうちょっと具体的にこういう形でやっ  
ていこうと思っているというところを説明をお願いします。

それから、さくら事業基金の積立金の目的と、あと観光費のところでは補助金の減額が出ておるので  
すけれども、この辺の説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 先ほど建物の全体面積の中の半分ぐらいが商業施設というよう  
なことでお答えさせていただいて、その残りにつきましてはということでしたが、いろいろ  
と内部でも検討させている中で最終的に調査事業の中ではある程度の業種のお話、結果が出ており  
ますが、より具体的なものにつきましては地元商業者の皆さんの出店意欲にかかわってくる部分もご  
ざいますので、最終的に全体はこうだと、このぐらいでというある程度の概略的なものは今ございま  
すが、最終的なかちと決まるような全体の使い方につきましては、ご容赦いただきたいというふう  
に考えております。

それから、さくら事業につきましては、この350万円でございますが、さくら基金事業の目的でご  
ざいますが、桜を保護保存するために積み立てを行ってございまして、桜がある程度枯木等になった場  
合、または景観上の桜をふやしていくというふうな部分に、桜を植栽していくという目的で積み立て  
られているものでございます。

それから、観光の補助金につきましては、こちら当初ゆるキャラ等の制作のために外郭団体等に補  
助を支出してゆるキャラ等の選定等を行う予定で計上させていただいておりましたが、実質内部でそ  
ういった委員会を立ち上げる中で、補助ではなくて謝礼等に切りかえた中でゆるキャラ等の選定を行  
っていくための変更でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1点目のご質問について具体的にということでしたが、回答と  
しましては産業振興課長補佐答えたとおり、具体が固まっていないという状況であるというのが正直  
なところでございます。構想ということですが、当初商業施設非常に考えているところの建  
物が大きいものですから、当初からその面積で商業施設再開というのは非常に難しいだろうというふ  
うには考えております。暫定的に例えば郵便であるとか金融であるとかということに入っただ  
くとか、それから一時的に、我々震災の記録であるとかさまざまデータ化して持っておりますので、  
一時的にそこに展示させていただいて見ていただくというような構想はございます。繰り返しになり  
ますが、そのような構想の中でさまざまいろんな動きをしておりますけれども、まだ具体にお話しで  
きる状態にはないということで、具体が固まりましたら皆様にご協議申し上げながらお知らせしてい  
きたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 1点目の商業施設に関しましては、構想の目的に向かって苦しみながら帰還する住民の利便性が高まるようにしていくということが非常に重要だと思っておりますので、まだまだこれから構想がまとまるためにはいろいろあろうかと思うのですけれども、ぜひとも住民のサービスに利用できるものを目いっぱい施設に余裕がないぐらい、足りなくなるぐらい、そういう事業再開ができればいい、住民の利便性を高めていただきたいと思いますので、ぜひとも今話が出たように買い物に特化せずに郵便とか金融とかも含めて、きちっとできるように進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、さくら事業基金の積み立ては、桜の枯木等のためにこれから積み立てていくということなのですけれども、一般財源からの補正予算ということで出てきたので、当初予算は存目計上2,000円なのででしょうか。そういう目的であればきちっと当初予算からできたと思うのですが、なぜ今この補正で積立金の補正が出てくるのかがちょっと理解できないのですけれども、そのところの説明をお願いいたします。

観光の振興事業の補助金に関しましては、組み替えということで理解いたしました。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 商業施設に関しましては、利便性の向上ということで今後いろいろと検討させていただき中で、今申し出がありました郵便局とかそういった付随する部分を含めて総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

それから、さくら事業補助金の関係なのですが、こちらにつきましては使用目的が決まっておりますふるさと納税の基金を入った際に存目で2,000円という形でございましたが、今回昨年度の部分で目的が決まったふるさと納税金の中からさくら基金へというようなことで寄附があったものを、こちらのほうで振りかえて処理するのが間に合わず、その部分で今回基金のほうへの振りかえのために計上させていただいたものです。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 教育費の中の、42ページです。文化財保護費ということでお聞きしたいの

ですが、この前町長は福島大学の協力をもってこれから文化財に対しての協力をもらうというような新聞記事も出ておりましたが、これから29年度以降どのような形で文化財を維持するために福島大学との進め方をするのかということと、あと今文化財レスキュー等やっておりますが、大分今公的な文化財また私的な個人の家でおいての家の宝というものを回収されているということは、基本的に富岡町においては文化財というもの、また個人の宝、郷土愛というものはすごく双葉郡の町村の中でも先駆けであるし、また富岡しかやっていないと思っております。その点はすごく評価は大だと思っております。これから29年度以降についてどのように持っていくのか。町長この前福島大学とのお話の中で新聞以外にこれから進め方として何か言わなかった点、またお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

福島大学とは協定を結ばせていただきました。協定を結ぶ前にも公有財産のレスキューのときにご協力いただいております。今回協定を結びまして、さらに緊密に事業が継続できるというようなこととございますので、文化財の保護に取り組んでいく形がより明確にできたのではないかなというふうに思っております。29年度以降につきまして、さらに民間の文化財を含めまして保護に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 1問目の福大との協定の町長へのということなので、町長からのご答弁の前に私のほうから2問目の、今のと若干重複するのですが、今後の活動というかをどう展開するか、どう期待をさせるかという点につきましてご答弁をいたしたいと思っております。

私、歴史文化等保存プロジェクトチームの、PTの座長を務めているという立場もありますので、ご理解いただきたいと思います。議員ご指摘のとおり、震災以降歴史的価値のあるもの、文化財の保存については震災後私としては双葉郡の中では間違いなく富岡町が一番収集をしていたり、救出活動を積極的にやっているというような状況でございます。職員に2名の学芸員がいるのはほかの町村におりませんで、2名もというのはありませんで、学芸員2名を中心としながら積極的に活動をしてきました。このほど全国紙でも特集記事が組まれまして、そういった活動がどんどん、どんどん発信して、かつ実際にもそういった収集も蓄積されている状況でございます。今後はこの活動をさらに発展させるわけでございますけれども、先ほどちょっと話も出ましたが、そういった震災以降のパトカーは展示しました。それ以外の展示の場というのはいろいろ町の中で、これはまだどこでというのはこれからですけれども、そういった場面を、場所を構築したいということで考えています。それがまず第1点目です。

あとはソフトの関係ですが、これ単純に歴史的価値のあるものを保存するだけにとどまらないで、

県外等々県内も含めて避難されている皆さんのきずなをつなげるきっかけとして、この活動が展開できないかということで大きく期待をされています。実際学生さんにも小学生とか中学生さんにもそういった事業を行っていますし、こういった救出活動を一緒に町民の皆さんとやっていくというのがあるかと思しますので、なかなか帰れないという方も当然いらっしゃる、方にとっては、こういったPTの活動をふるさと富岡においてのフィールドとして活動の場として展開するというようなことでございます。ふるさと富岡の復興と心の復興を両輪にしています。この活動は主に心の復興に大きく寄与するものだと思いますし、そういった意味も込めて今後双葉郡の中核都市として栄えた富岡町にふさわしいような活動に展開していきたいというのが、私座長としての思いでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今の質問でよくわかりましたが、1番は心配しているのは、これから福島大学の学生たちが今も手伝っていただいておりますのを私も見ております。ただ、これからの身体的な線量の問題とかの問題もちょっと出てくるのではないかとということと、あとなぜかということ文化財自体に直接、福島の文化財センターに運ばれてそのときに線量をはかっているのは確認しております。見たこともございますが、ただ一応これからの当たって実際に手をとったりして健康的な問題が一番不安になってくると思います。その点の一点どうなってくるのかということと、またさっきも話しましたけれども、富岡町の町長が福島大学との提携を結んだ記事を出されたときに、県内の数人の方からお褒めの言葉を私電話でいただきました。それはなぜかということ、やっぱり郷土に帰るといこと、郷土を思いというのは、先ほど副町長からも言われたと思うのですが、帰らない人、帰れない人、帰る人、いろんな面では郷土という形が一番思っていると。それを富岡はそういうことを進んでやるということの評価は高いということと言われております。ただ、ですが、さっきも言ったように、それに対して線量的な問題というものもやっぱりかけ、忘れることはできないので、その点どういう形で思っているか聞きたい。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

文化財レスキューにつきましては、搬出作業時のマニュアルというものを作成してございます。これにつきましては、県、国立文化財機構などとの協議で決定されておりまして、その基準値を大きく下回っているものを今レスキューしているところでございます。当然富岡町内から持ち出す場合には線量の測定はしてございまして、その基準値以内のものをこちらに持ってきてございます。

議員さんご質問のとおり、今後福島大学の学生さんという若い方々に対する健康の安全管理ということだと思いますが、福島大学さんのお話の中では、学生さんは現地には行かないということございまして、救出した資料をこちらの郡山の事務所で仕分け作業をさせていただいて、今後の保存活用をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回福島大学と協定を結ばせていただきましたが、これらは富岡町の文化財、文化財といっても決して古いものだけが価値があるということだとは考えてございません。そういう意味で未来に伝承したり継承したり、それからそれを発信していくということが一番大切だと考えておきまして、今回富岡町に戻らないというような、しばらくの間戻れないというようなことを決断された方も富岡町の文化財に触れる機会があって、そして富岡町というものが思い出されて懐かしくこれらを考えていただければ、当然将来というのは自分のふるさと富岡町というものをまた思い出していただけるというふうに思いますので、この事業につきましては先ほど副町長からもありましたが、まだこれらのものをどこに展示をするか、どういうふうな形で町民の目に見える形をとっていくかというのはこれからでございますが、今それらの仕分け等々について町の職員が現地に入って持ってきたものを仕分けをしていただき、そしてそれらを保存するのにファイルにとじていただくというような作業が福島大学のほうで行われています。

町といたしましては、これからのさらなる地域の成り立ちに少しでもこれが寄与できればいいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 同じところの文化財保護についての質問なのですが、今町長、副町長から重要性を認識しているというお答えだったので。ただ、今年度から家屋解体が本格化して、今年度も300軒以上の家屋解体があるということを考えますと、今もちろんプロジェクトチーム非常に成果を上げてくれていますが、片手間のできる量ではないのではないかなと私考えておきまして、今副町長からもありましたが、学芸員の資格を持つ方も2名いるということで、そういった形で今年度は間に合わないかもしれませんが、来年度あたり専任をさせて少人数でもいいと思うのですが、そういったことをやっていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま専任のということでお話をいただきました。職員数が非常に厳しい中で専任という形で設けることがなかなか難しいということで、今回も自分の仕事をやりながらプロジェクトという形でやらせていただいております。職員の都合がつけばというのも変ですが、なかなか作業のほうもそれなりの人数、あるいはそういう専門知識を持った者というのが確保できない状況もありますので、ただいまの件につきましては慎重に採用状況も見ながら検討させていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 本当にいろんな仕事山積みでなかなか人手が足りていないということも理解した上での質問というか提案なのですが、やはり家屋解体どんどん進んでいく中で本当に必要なものが今失われていくということ、我々はそこに生きている人間として責任を持たなければいけないと思うのです。もちろん大事な仕事もたくさんあるということも理解しておりますが、そんなに大きな人数とか大きな金額とかということではなくて、例えば2名の方、もちろんほかの仕事についても理解しておりますが、そういった形、専門の方をつけてきちんと今やらなければいけないことをやるべきだと私は思うのですが、そのあたり町長いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ご指摘十分理解するのですが、これらの問題解決していくのに今本当に休み返上で2名の学芸員の方には頑張ってくださいしております。臨時対応でできる仕事ではないので、この辺は十分に検討させていただきたいと思います。町として今副町長がプロジェクトチームの座長を務めておりますが、プロジェクトチームの委員の方もたくさんいますから、この方々の協力スクラムを最大限に活用していただいて進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、44ページ、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 町長にひとつご検討を願いたいと思うのは、震災で私の家は瓦1枚剥がれたぐらいで何の支障もなかったのです。ですから、審査を受けていないのですけれども。ところが4年たちますと、家の中が非常に乱雑になって、非常にリフォームをしなければなかなか住めないということなのです。ある避難している町ではリフォーム代の100万円を超えたものについては、町が100万円を限度として助成するという制度がある双葉郡内の町がありますので、それらと比べて町では、きょう、あしたというわけにはいきませんが、新年度あたりの予算の中にご検討をいただいて、その辺をよろしくひとつお願いを申し上げまして、答弁は要りませぬ。そういうことでよろしく願いしたいと思うのです。

○議長（塚野芳美君） 答弁要らないって、質疑ですから、答弁要らないということありませんので、お答えください。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。ご提言としてはありがたいご提言だと思っております。1日目に拠点整備のアクションプランをお示したところでございますが、その中でも帰町に向けたソフト施策ということで、こういうことを考えて検討していかなければならないという項目出しにはとどまっておりますが、ハウスクリーニングの話であるとかリフォームであるとかということについては検討項目ということで継続して検討していきたい。それから、今後考えなければならぬところで、町づくりに町民の方々も参加いただくための体制づくりというものもあると思います。その中でリフォームであるとかハウスクリーニングであるとかということところが対応できれば、非常に有効ではないかというふうにも考えておりますので、その両方を両面から検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 1点だけ、先ほど聞き忘れたのですが、41ページの中段の常備消防経費の中の消防署用地取得費なのですが、双葉地方広域圏富岡消防署のことを指していると思うのですが、現在広野工業団地から向こうの方に移動しているところ、ただちょっと私もあやふやなところがあって申しわけないのですが、現在の6号線沿いの消防署というのは帰還困難区域で、当分の間入れないということで、新たな消防署用地を取得費の中に5,000万円含まれていると思うのですが、その用地というのはどの辺の位置を指すのか、またそれがどの程度進んでいるのか、これらをちょっと富岡町の再生発展再建化アクションプランの中にはちょっと書かれていないのですが、どの辺を指すのか、その辺わかる範囲で結構ですから。大体今の合同庁舎の付近を指しているのか、はっきりしないのですが、その辺の位置はどの辺を指しているのか、ここへ5,000万円という数字が上がってきていますから、ある程度具体的に進めていると思うのですが、どの辺を指しているのか、はっきりお答え願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

用地につきましては、地権者のこともあり、はっきりとした場所というのはなかなか今のところは言えない状況にあります。ただ、町として拠点整備を進めているという中で、できるだけ近いところというところで現在進めているというところでございます。議員さんおっしゃるような困難区域、現在ある富岡消防署は櫛葉のほうに移動してそこで動いていますが、今後帰還を目指す上で町内に必要

というところで現在進めているというところでございます。ただ、場所については地権者等々と現在交渉中でございますので、お控えをさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ということは、アクションプランではちょっと書いてあるのですが、合同庁舎の辺を指しているのですが、これは全然関係ないことで、県行政機関双葉地方広域圏組合富岡消防署と入っているのですが、ここを指しているように思われるのですが、実際はどの辺がまだ明らかになっていないのですか、交渉中ということで、どうなのですか、その辺。これはただここを、合同庁舎の付近を指しただけなのですか。ちょっとこの意味がわかりにくいところありまして、質問しました。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） はっきりと示してはございません。アクションプランの中にも必要性があるというところに入れさせていただきました。ただ、用地については拠点整備のところから遠くないところというところで現在交渉しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） アクションプランの中でのお示しの仕方ということでお答えさせていただきます。と思っております。

議員おっしゃるように、実はアクションプランの中でその状況になればきっちりお示ししたいということで最後まで調整をしていたところでございますが、というような今安全対策課長よりあったようなお話でございまして、きっちりお示しすることができませんでした。アクションプランの中の4ページ、5ページのイメージ図でございまして、その中で実は赤線の矢印がついていないところについては、さまざま調整はかけておりますが、調整未了のところというところで酌み取っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 十分理解したのですが、消防署の規模というのは現在の6号線沿いの規模と大体そのぐらいの規模を想定されているのかどうか。全然もっと敷地を広くとか、そんな敷地は広くはなくても十分かなと思うのですが、その辺の具体的にまだ進んでいないと思うのですが、わかる範囲で結構ですから、その辺だけお示し願れば。お願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 規模につきましては、現在町内にございます富岡消防署程度の敷地ということで、現在いろいろと考えてございます。

以上でございます。



○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） いろんな質問が出ている中で、非常に風評被害というわけではないのですが、住民が富岡に戻って住むための除染の空間線量の目標ということと、いろんな作業をしていく。先ほど文化財のところでも作業の話が出ましたが、そういう実際作業をすることによって被曝をする被曝の線量というところがきちっと理解をしていないというか、そういうことが違うことだと思うのです。被曝をしないようにするということは当たり前ですし、ずっとそこに住んでいて被曝をし続けて、それが1ミリという目標に向かって除染をしていかなければいけないということとは別に、これからいろんな事業が出てきている中で、そういう実質富岡に行って仕事をして被曝をしたときに、どのぐらいの線量が想定されるのかとか、そこをどういうふうにするのかとか、現実的には作業をするときには除染等の電離則のガイドラインということで除染にかかわらないところの部分は出ているわけですが、その辺がきちっと町民も含めいろんなところに、外部の人を含めきちっと理解されていないと思うのですけれども、町としては被曝ということに関してどのような方向で、帰町のための被曝ではなくて、作業のための被曝ということでどういうふうな考えをしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 放射線管理の担当課としてご説明申し上げたいと思います。

担当課といたしまして、今後そういった生活行動パターンを幾つか想定いたしまして、生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の調査をこしやりたいというふうには考えております。例えば私が帰って農作業をやったときにどのぐらいの線量があるかということ等の調査でございまして、それを何パターンかに分けまして考えていきたいというふうに考えております。その対象者は誰に行うのかということなのですが、とりあえず今年度は町職員を対象といたしまして、生活パターンの調査を実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 実際に被曝をする線量がどうのこうのということよりも、きちっとそこで富岡町の町内で作業をするに当たって、こういう時間帯で作業をしているときに、今お話ししたように当然今避難して自宅に帰って草刈りしたりとかいろんなことをしている人もたくさんいます。長い時間いる人もいれば短い時間の人もいるわけですが、そういう中で町内で除染をしていないところに帰るのはちょっといろいろ考えなければいけませんけれども、これだけ本格除染が終わってきて線量が下がってきている中で、そういうことをしたときに危険性がある可能性があると言っても、危険性がなくなるために除染をしているわけですから、作業がもう少しそういう意味ではもうちょっと

と安心して住民が家に帰っても大丈夫ですよというようなことを、例えば雨漏りしている家に帰ったら家の中にいると雨漏りしているから、家はちょっとほかと違って被曝してしまうのかといっても、現実的にそれをきちっと住民側は把握していないのです。町のほうでいろんなモニタリングとか室内にDシャトルを置いたりとかいろいろしているわけですけども、そういうものの情報をもうちよっときちっと出して、実際に雨漏りしている家に入っても片づけはしても大丈夫なのですよとか、先ほどほかの議員さんからありましたけれども、家が朽ちていくのをみすみす見ているのはすごいやっばり悲しいことは皆さんも同じだと思うのです。そういうときにやはり不安を抱えながらやるのと、ある程度安心感を持ってできるのかというのは全然違うと思うので、その辺のPRの仕方というのが全然何かそういうのがうまく伝わっていない。空間線量は出ているのですけれども、それ以外の実際に向こうに我々が戻ったときの安全の意識のコミュニケーションがうまく情報が発信されていないと思うのですけれども、その辺はどう。情報発信をきちっとしなければいけないということなののですけれども、その情報発信の方法について、それとデータについてどういうふうに今しているのか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 線量につきましては、昨年Dシャトルという積算線量計を希望者にお配りいたしました。こちらに関しましては、今月下旬から回収をいたしまして、そのデータにつきまして調査をいたしまして、12月ぐらいまでには、年内ぐらいまでには各個人には皆さん配布できるだろうというふうには考えています。そういったDシャトルでの積算線量の調査による情報公開というのは、公開というよりも提供はしていきたい、これはあくまでも個人情報になりますので、全体的な公開はできませんけれども、個人的にそういった情報は提供していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 除染後についての町内のマップは今作成しているところです。これは主に屋外ですが、一つの目安になると思っております。

それから、家の中についてはデータ等とっているところもございしますので、そういうものについて例えばこういう場合はこのようになりますというようなことを、これから数値をまとめてできるだけ町民にわかりやすくしていくことは重要だと思っております。ただ、それと同時にリスクコミュニケーションということで、町内で例えば作業をする際に大切なことは、やはり放射線に安易になれてしまわないことだと思ひます。常にできるだけ線量の高いところにとどまったりしないということも非常に重要で、それからいつも行っているのが大丈夫だなんていう安易な気持ちになることも大変危険なことだと思ひますので、そこらあたりを現実的にどの程度になるかということも含めて、よく周知していかなければならないと思っております。現在町内のマップを作成してでき次第、これは空間線量率ごとに公表していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今の線量のことなのですからけれども、アクションプランに出ている線量マップ、これはできれば空間線量で今出ているのだけれども、土壌汚染のマップ、これもぜひつくってもらいたいです。除染を完了したところから大体表面から5センチで何ベクレルぐらいあるか、そういったものをこういったマップで示してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 農地につきましては、除染後のデータをいただくところであるのですが、実際に今手元のほうに具体的な数字ということは今つかんでおりません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康福祉課のほうでは町内の公共施設の土壌調査を実施いたしまして、周知したいというふうを考えておりまして、ことしは30ポイントで土壌調査を行って、公開していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 先ほどの答弁誤りで済みません。失礼しました。

除染が終わりました後に町の産業課のほうで町内の農地の100筆を予定しておりますが、データを取得するという計画を持っておるのですが、農地引き渡しは今現在少ない部分なので、今後引き渡しが行われた後に実施するという計画でおりますので、ご回答させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 全般に係るお話として私からも答弁させていただきたいと思ひます。

帰町早ければ29年4月まで1年半です。今安藤議員からご質問、あと遠藤議員からもいろいろ線量に関するご提案とかご指摘をいただきました。当然にして帰町が近づけば町民の皆さんも不安に思っている方からもそういった情報を求める声、また今どちらかという遠藤議員のほうからのお話は大丈夫だよというような言い方、わかっていない、実態をもう少し詳しくという意味では、そういった情報をもっと発信するというような言い方もあると思ひます。いずれにしても、我々今発信しているのは客観的に空間線量は空間線量、土壌についてはアクションプランには載せませんでした。フェイスブックに以前土壌ベクレルのデータは発表しました。いずれにしても、その辺広報紙で発信しているやり方、どういった発信のやり方というのは今後間違いなく町民の皆様の欲する情報だというふうを考えておりますので、安藤議員ご指摘の件も含めて線量等々の発信の仕方につきましては、全体としてリスクコミュニケーションの問題もありますが、当然我々しっかり検討してまいりたいと思ひます。

あとどういう手段でどのようなやり方が適切かというのは、今ちょっとこの場ではっきりとは申し

上げられませんので、いろんな外部の委員会等々もできていますし、委員の先生とのお話もあると思いますので、その辺必要な情報発信について検討、適切に対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 課長から公有地はやっているとか農地は何ポイントやるとかという発言がありました。私が希望しているのは、やはりアクションプランの冊子に出ているようなかなりのメッシュの状態を知りたいということであれば、除染が終わった状態とあとは終わっていない、例えばやらない山林とか、そういった農地、山林、宅地、全ての地域のメッシュの状態のベクレル、これを知りたいということをやってほしい。富岡町全体がどういう状態かわからないで帰町してくれではなくて、ここはこれだけのベクレルがあるよと、それは知らせるべきだなと私は思うのです。

あと副町長の答弁の中に、いろいろこういうテキストというか冊子には載っていないけれども、公表しているということなのですけれども、町としてはこれから帰町を迎えるに当たって、ベクレル換算で表土から5センチぐらいでどれぐらいだったら住民の方に戻ってもらってもいいというようなしきい値、そういったものをお持ちなのか、その辺副町長、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 後段のしきい値のご質問についてお答えします。

しきい値あるかどうかでいえばありません。国のほうでは空間線量年間20ミリ、年間20ミリで帰れるというふうには全然思っておりませんし、それは1ミリに近づけるべく最大限我々も国も目標を一つにしてやっていくというのは紛れもない事実であります。今ベクレルのお話もそうなのですが、空間線量のミリシーベルトもそのしきい値の話で、今私がここで答弁できる内容は持ち得ていませんが、それはご理解いただいた上で。ただ、いずれにしても線量を下げるべく、今除染も進行中でありまして、徹底した除染、あとは丁寧な除染というのを初日の議会等でも出てきましたけれども、しっかり我々国に訴えてまいりたいというのが基本的な考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 前段部分のメッシュ状態での汚染密度のお答えはどなたですか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今5番議員さんのおっしゃる富岡町68平方キロ全てという話がありました。これについては残念ながらこれを全てマップにあらわすということになれば、5年も8年もかかるのだと思います。と申しますのは、大倉山に隣接する大きな山林面積があります。この山林についてはいまだ国のほうでは除染を何でかんでやってくれというような要望はしているわけですが、まだこれらの除染計画も示されておられません。そういう状況の中で山林をどの程度の広さでメッシュをかけるかということも問題ですが、これらのものについてはなかなかできないというふうに思います。

そして早ければ29年の4月に解除を目指すということを私常々言っています。これらについては生活空間、自分の敷地であったり、それから農地であったりというものはおおよそこれらのものを公表せずに解除ということはある得ないというふうに私も考えていますから、その辺はご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 全地域のメッシュは町長おっしゃるように5年も6年もかかると。今生活空間の土壤汚染はきっちり把握してお示しすると、それで理解しました。

あと、しきい値の問題、ちょっと質問をさせてください。結局空間線量に関しては20はあり得なくて、限りなく1に近いということ、これは今まで何回も何回もやってきたことですから。土壤汚染のベクレルのしきい値について町はどういうふうに思っているかということを知りたいので。やはり指定廃棄物とか特定廃棄物というのは8,000ベクレル以上というようなしきい値というか数値があるので、やはり土壤汚染の数値が出てきたときに、少なからずとも8,000ベクレル、表土から5センチ、1キロを測定したときに8,000ベクレル以下でなければならぬと私は思うのですが、やはり住民の方に指定廃棄物の上で生活してくださいと、それはあり得ない話だと思うのですが、その辺は町としてはどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 先ほどのお答えと重複しますが、しきい値、ベクレルについても今何か役場執行部としてこれだというのは持ち得ていません。ただ、今例えばのお話でしょうけれども、8,000ベクレル以下であればいいのかどうか。私としまして8,000ベクレルがそれでもいいのかどうかというのも何とも今のところ言えません。ただ、間違いなく言えるのは、他町、先行して解除されようとしている町、村さんと比べて、富一岡は確かにベクレルも空間線量も高い、この実態はしっかりとこれは国に訴えていかなければならない。ほかの町さんと同じように除染終わったからというには済まない状態も当然出てくる場面も少なからずあると思いますので、そういった意味ではしっかりと国に8,000とか何とかではなくて、しっかりと最大限低くなるように求めていくというのが私どもの今の段階での考えです。

お答えは、直接的なお答えにはなっていませんが、そういったことでしっかりと今後も対応してまいりたいので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 除染のことで南北に走る常磐線と高速道路、その困難区域を除いた除染関係、町の当局ではどういうふうに環境省にお願いして進めているのだがわからないけれども、全然手つかずで場所によっては20メートル未満にひっかかっているところかなりあると思う。20メートルの

緩衝地帯に。そういうところも原課ではわかっていると思うのですけれども、そこを全然手つかずの状態です。29年4月一応目標はいいのですけれども、困難区域を除いた中にそういう一部民間企業にはなるのでしょうか、そういうところの除染、今現在多分やっていないと思うので、もしやるように陳情しているのであれば枯れたときの除染はしないように言ってください。周りは大体1から3までの間、そういう場所の除染は宅地除染、農地除染、だんだん決まってきたと思いますので、飛散しやすいですから、やるようになるときは枯れたときは外すように、それで除染工事やってもらえるように。

あと、先ほどの5番議員さんと重複するのですけれども、ベクレル、特に農地、これは作物をつくったときに何ベクレル以下というものがあるわけですから、それを目標にして8,000では物食べられませんから。ここら辺は結局勉強していないということです。農地であれば農作物をつくったときの基準値以下、それ頭に置けば簡単なこと。だからそこら辺もう一回、農地だったら何をつくる場所なのだから、宅地はどういう場所なのだから、公園はどういう場所なのだから。基本に戻って難しいことないですから、事あるごとに私話ししたとき原点に戻ってください、簡単なこと。難しくありませんので、そこら辺今質問したやつ、各原課ないし町長のほうで答弁できればお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず1番目のJRと高速道路等についてですが、以前よりJR等についての除染は早急にやっていただきたいということは町から申し上げておりました。なかなか動けずに本省とJRの東京本社との話し合いの結果を待っている状況ですという報告を受けていまして、なかなかその結果が見えておりませんでした。ごく最近なのですが、除染をするということが決定したと伺っています。JRについては解除準備区域、それから居住制限区域について、JRの線路がある軌道そのものについては、列車が通行するということを踏まえてJR側が除染するそうです。ただし、そののり面等を含むJRの用地については、環境省が除染を実施するというふうに作業区分が決定したと伺っております。

それから、高速道路についてもそのり面等まだ行っていないところもございますので、そこについては要望しておりまして、先般も現地のほうで立ち会い等を行って除染するなどというお話は伺ったところでございます。これは環境省が除染するというので伺っております。

それから、ベクレルの話でございますが、除染ではベクレルというところについては余り測定しないというのが国の立場でございますが、確かに作物を摂取するに当たっては、基準値以下というのはこれ重要なことでございますので、農地については5,000ベクレル以下ということで表土を剥ぎ取り、まず剥ぎ取った時点で5,000ベクレル以下ということで作業を進めておりまして、今後とも作物に影響がなくなるようにしっかり表土剥ぎ取りについては考慮して、現地でもそのようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） 除染後の農作物の栽培ということで、やはり食物の安全性を確保するという事は重要なことだと考えております。今富岡町の中でも大分除染が進んできて、畑等も除染が完了するところが出てきますので、当初は夏ごろから野菜等の試験栽培を普及所と協力しながら、各地域で試験栽培したいというふうな考えでいしましたが、若干除染がおくれまして農地の引き渡しがおくれております。秋野菜なるべくつくりたいということで今試験栽培できるところを確保しながら、アブラナ科の野菜が中心になると思うのですけれども、なるべく早い時期に試験栽培しながら、安全性の確認というか、どのぐらいの数値が出るのか、今やる準備をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 作物の実証栽培もいいけれども、やって高かったでは困るからすき取った状態で、雑草生えているところをまずはかってください。すき取った後の雑草をはかって、あと覆土して耕起して雑草植えたやつをまたはかる。もって栽培をすると。絶対間違いありませんから、データとるのには。

あと、特に常磐線のり面、これすき取るようになると思う。ただ単に草を刈っただけで終わる手法をとるのか、線量をはかって5センチないし10センチないしのり面をすき取って覆土するのか、ちょっとわかりませんが、特に後に困難区域の夜ノ森駅舎のり面、特にサツキなんか100年からたっている部分もありますから、そこら辺もあわせて、よく手法を考えて事前に動くように。さっき言ったように枯れたときは絶対作業をしないように。近接の宅地はみんな終わっていますから。特にその1、その3、その2とかかってくるのかな。せっかく除染してもらったところ、枯れた草を刈られて枯草なんか飛んできたのでは、また幾らでも上がる可能性は大にありますので、絶対手戻りのないような手法でやるようにご指導してやってください。よろしく願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ありがとうございます。JRのり面についてもできるだけ表土を剥いていただければ一番線量が下がる直接的な工事方法でございますので、その点を踏まえて強く要望してまいりたいと思っております。

それから、後段に今議員がおっしゃった放射線物質の件でございますが、これは放射線物質は例えば土の粒子についていたりあるいは草についていたり、これは風が吹けば飛んで移動するというのが現実としてありますので、そこらについては十分早期に除染ができるように今後も強く求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） いろいろご指摘ありがとうございます。県の農業センターのご

指導を受けながら土質あるいは環境、それから放射線の感受性の違い等も野菜等いろいろあるそうなので、その辺さまざまな作物を試験しながら安全性を確認していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 1点は困難区域の除染、これ私としてはぜひやってもらいたいということなのですが、29年4月に帰町するとすれば、やっぱり道路一本で困難区域と分け隔てしてあるところありますので、ぜひ今年度中にそういう方向づけをして、28年度早々からやはり困難区域の除染もかかってほしいという思いでいっぱいなのです。といいますのは、これいろいろ関連するのですけれども、私は常々町をはっきり住めない場所、きちっと町民が戻ってきて住む場所を分けるという考え方を持っていて、小良ヶ浜地区、新夜ノ森、深谷、小浜の一部、富岡町の要は墓場ですね、仮置き場にしようということで、富岡町はそういう考えで地権者に協力してもらったがために、戻るとすればよかった政策なのかなと思うのです。

今年度の9月5日に楢葉が帰町したわけですが、楢葉の町民の人らにいろんな思いを聞くと、何年あのトンパックを見て生活しなければならぬのだという言葉は、大半の人から出てきます。そういう意味で言うと、富岡はそういう言葉は聞かなくて済むのかなと。そういう言葉を聞くのはほんの一部の人だけなのかなという思いがあります。

そういう状況の中で、エコテック問題も絡むのですが、環境省がエコテックは私らが要望していた場所には、もうあそこは立地条件としては無理だということで、環境省は諦めたのでしょうから、諦めたとすれば、やはり私も困難区域の一員として、ぜひ一日も早く自分の財産管理するために行きたいときに行きたい。ましてや困難区域富岡町は夜の森の町が含まれていますので、やはりそういう思いの人がいっぱいいるのかなと思いますので、家解体してそれで終わりだということではないのです、更地は残りますから、やっぱり一日も早く除染はすべきだと。今まで我々の耳に入ってきていた国の言葉、環境省の言葉だと、50ミリ以上を困難区域にしますよということでしたよね。50ミリから下がれば当然区域割りをして除染もやりますという話だったかと思うのです。今もう富岡困難区域の場所全部はかっても50ミリ以上なんていう数値はどこにもないです。産業振興課さんのほうでやっているクリーン化事業で太平洋ブリーディングさんの豚舎とかあの周り、環境クリーン化事業でやっています。皆さん行ったら一目瞭然にわかりますが、黙って室内で昼寝していてもほとんど浴びないような状況に下がっています。恐らく富岡町で一番強かったのはあその場所かなと私は思っています。それが今富岡町では一部ですけれども、一番住みやすい場所になっているかもしれないです。そのぐらいやっぱり除染を本気になってやれば下がるのです。下がる以上はぜひ困難区域もやってもらいたい。困難区域以外の今いろんな議員さんの議論ありましたが、本気になって下げる気ないから下がらないのです。その辺は町のほうから強く要請していただきたい。現に困難区域であっても大熊はやってい



るわけですから。大熊の事例を考えればあしたからでも本当はできると思うのです。そういう思いがありますので、ぜひ町長にはそういう要望方をお願いしたい。今後の政策的なことをひとつお聞きしたい。

あと先ほどこちょっとエコテック問題も触れましたが、エコテックは2町に絡んでいまして、楢葉と富岡で非常に難しい局面になっているのかなと思います。当然楢葉さんは搬入口の地元が反対だということで反対を立てたりまったり、四、五日前のテレビだか何かでやっていました。楢葉議会のほうにも請願まではいっていないのでしょうかけれども、絶対反対だよということで、楢葉も今期の議会でその辺の見きわめをするような話も聞いております。国に反対陳情するかしないかのような状況までいっているみたいです。

そういう中でエコテックに関しては2町が当然オーケーしなければ入れられない。ましてや楢葉が反対していれば富岡がオーケーしても入れられない。楢葉が賛成しても富岡が反対すれば入れられない。非常に難しい局面なのですが、町長は常々ありきの話ではないよということでいろいろ答弁は聞いております。ただ、もうそういう言葉で終わらせる状況ではないと思うのです。はっきりやっぱり決断する時期が来ているのではないかなと、それはいろいろ国から今まで国営化の問題とかいろいろ言ってきている問題にはっきり回答してくださいよと言って県知事、富岡町長、楢葉町長で言ってますので、その答えが出てくればある程度動向は決まっていくのかなと思いますが、そういう中で楢葉に振り回されるのも嫌だし、楢葉さんだって同じだと思うのです。そういうときに入り口、入り口、実際の話、国が本気にやろうとすれどどんなことでもできるはずなのです。例えば富岡がオーケーして楢葉が反対だといったら、富岡の町内から道路一本つくって入れればいいわけですから、その辺をどうやって駆け引きしているのか、私は本当に情けない気持ちなのですが、本来であれば町民の帰町する動向を考えるのであれば、絶対ないほういいのです、絶対ないほうがいいのです。

ただ、今アンケートでは2,500人しか帰らないだろう、3,000人だろうという話はしていますが、それはあくまでもアンケートですから、私はまだまだ多い人数が戻ってくれるのかなと思って期待していますので、ぜひエコテック問題に関しても一日も早く答えを出すと、答えを出すことによって評価する人は評価するのだし、あくまでも反対だ、反対だの人は戻ってこないのだから、そんなことを恐れていたなら何にも町政できないと思いますので、一日も早く答えを出していただきたいというのが私の思いなのです。そういう意味でエコテックからまた飛びますが、小良ヶ浜地区には困難区域への地区はつくらないという環境省からはっきり言葉をいただいていますので、ぜひ一日も早い除染をお願いしたい。

あとひとつ、試験栽培の放射能セシウムの調査、それぜひベータ線もアルファ線も全てやってほしいのです。やっぱり食の安全を考える場合には県の指導、国の指導で片手間な調査で人の口には入れてほしくない。去年ですか、米の問題でいろいろちょっと議論ありましたが、ぜひ片手間な試験ではなくて、全ての検査をしてほしいと、そういう予算をきちっと立ててほしいという思いがありますので、

その辺も全ての検査できるかどうか。国、県が言っているだけの調査で終わらせるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず前段と言いますか、帰還困難区域の除染ということのお話がありました。今ご承知のとおり早ければ29年4月の帰還を目指すという中において、今一番目の前の問題が居住制限区域と帰還困難区域の境界側の除染でございます。これは帰還困難区域側に何十メートルかわかりませんが、しっかりとそここのところは除染しないと帰還の時期に影響もすると、あり得るという考えでございますので、そこについては一番優先すべき課題だと思っております。帰還困難区域の除染については、今議員おっしゃるとおり、除染をすればもしかすると、今年30回というのがふえて入ることも可能になるのかと思っております。ただ、帰還困難区域の問題はやはりそこは慎重に考えなければならぬと思っております。除染すればすぐ大丈夫かといえば決してそうではなくて、ホットスポット的なものもあるいは面的に高いところも、居住制限と比べれば除染した後もまだ残るのかなと大変心配しています。そこらあたりはやはり今後慎重に考えていかなければならないと思っております。町の町域を復活、最終的な目標は町の全域を復旧するというところでございますけれども、そういう意味で除染という必要性は私ども思っております。しっかりこのあたりについては取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） エコテックの件についてお答えいたします。

議員のほうから一日も早く答えを出すべきというお話がありました。確かに町としてもいつまでもという形はとりたくはないと思っております。ただ、やはり安全、安心の確保についてやっぱりしっかりとそこは議論しなければいけないところだろうと思っております。今回の申し出についてもそこは国のほうにしっかりと示すように出しておりますので、そこを十分見きわめた上で議会のほうと相談をしながら、一日も早く結論を出すような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） 農作物等の放射線の安全性の確認というご質問にお答えさせていただきます。

議員昨年から全核種の測定をすべきだというお話でありましたが、やはり農作物の安全を考えるとときには、やはり厚生労働省の医薬食品局食品安全部で示した1キログラム当たり100ベクレルという基準をやっぱり遵守していくのが一番だろうというふうに考えております。全核種を測定するということですが、はかったものだけが全核種の安全性できるのですけれども、隣にある食品に関しては安

全性が確保されたとは言えませんので、やはり厚生労働省で示したセシウムを基本とした測定で安全性を公表していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） まず、除染については課長の言うとおりで大半はいいのかなと思うのですが、29年4月を視野に入れた場合には緩衝地域、200か500か1キロか、それだけをやればいいということではなくて、それだけを当然先行してやればとりあえずは問題ないのかなということではなくて、やっぱり困難区域全域をできるだけ一日も早く除染にかかってほしいという思いなのです。当然やっぱり帰町宣言するときには間に合わなかったらそういうケースもあろうかと思えます。そういう思いがありますので、ぜひ国に対しての働きかけ、町長を筆頭にして強く申し入れをお願いしたい。

あとエコテック問題はまさにそのとおりなのかなと思うのです。ただ、安全、安心なんてあり得ないですから。安全、安心で私らがこういう立場になってしまっているのですから。原子力発電所安全神話の上に立ってこれだけの事故を起こして我々がこういう思いをしている。安全、安心なんてありません。安全、安心をどこまで妥協できるかの話です、入れるとすれば。だから安易に安全、安心なんて語ってほしくない。絶対安心はないですから。その辺はよろしく願います。

あと作物の調査に関しては、参事の言うこともわかります。ただ、調査項目があればあるほど全部やって悪いことは何もありません。プラスになってもマイナスはないのです。はからなかったらストロンチウムあったらどうするのですか。そういういろんな核種物質があるわけですから、調査段階ではやっぱり全物質はかる調査すべきだと私は思いますよ。国が一番頭に上げているのはやっぱり食の安全性というのは、かなり国でもピリピリしているはずですので、その辺の政策的なことできちっとやっぱり富岡町はこうやっていますよ、そこまでやって初めて食材が安心な作物だということに私はなるのかなと思いますので、ぜひその辺は予算取り方お願いできればお願いしたいと思います。この話は委員会でもちょっと話したのだけれども、なかなか予算が追いつかないという話が出ました。予算は追いつかないのではなくて、予算はつくるかどうかですから、ぜひつくってほしいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ありがとうございます。帰還困難区域の全域の除染ということ、これ町でも重要なことだと思っております。除染をとにかく早く進めていくということは重要なことだと思います。ただ、そこで忘れていけないのは、帰還困難区域は除染すればすぐ帰れるということとはまた別に、そこは慎重に今後とも考えていく中で、できるだけ早く対応できるように今後とも強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） ありがとうございます。確かに安心、安全はあり得ないと

いう話でございます。そこは我々も思っております。そのために安全についてはさらなる安全対策という形で現在の国のほうに要望はしっかりとしているところでございます。安心については、やはり全てが安心できるというものではないと思っております。安心の確保というのは必要だろうというふうに思っておりますので、その辺については今後とも国のほうとしっかりと意見交換をしながら見きわめていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿久津守雄君） さらなる安全の確保を目指しまして、上部機関とも相談しながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。大半理解できました。

あと除染に関しては、困難区域除染したからもう毎日入れるようになるのだよとかどうのこうのではなくて、下がれば当然その地区は入れるようになるのでしょから。下がらない地区は当然今国でうたっている今度から年30回になったのですか、その中でやっていくということになろうかと思っておりますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

議長より報告いたします。10番、黒沢英男君から発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委

員会設置についてが提出されております。今ほど議会運営委員会を開催し、協議していただきました。その結果、追加日程により議員発議を審議する旨了解を得ましたので、議員各位にご報告いたします。

なお、追加日程につきましては、日程第2の審議案件終了後、会議に諮って審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度国、県支出金の交付見込みにより、また前年度の国、県負担金並びに繰越金の額の確定に伴い、歳入歳出それぞれ2,130万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億4,487万5,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。57ページをごらんください。第3款国庫支出金2億1,579万4,000円の減額は、第1項国庫負担金において平成27年度交付見込みにより療養給付費等の負担金で1,038万3,000円を減額、高額医療交付金で91万円を減額、特定健診等負担金で136万3,000円を増額し、合わせまして993万円を減額するもので、第2項国庫補助金につきましても、平成27年度交付見込みにより財政調整交付金で2億3,153万4,000円を増額、災害臨時特例補助金で4億3,739万8,000円を減額し、合わせまして2億586万4,000円を減額することによるものです。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金の見込みにより4,204万9,000円を増額いたすものです。

第5款第1項前期高齢者交付金は、額の確定により1億3,167万4,000円を減額いたすものです。

第6款県支出金3,984万9,000円の減額は、第1項県負担金におきまして、平成27年度交付見込みにより高額医療費交付金で91万円の減額、特定健診等負担金で136万3,000円を増額し、合わせまして45万3,000円を増額することによるもので、第2項県補助金につきましては、財政調整交付金交付見込みにより4,030万2,000円を減額することによるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増に伴い81万1,000円を増額いたすものです。

第10款第1項繰越金3億6,507万8,000円を増額は、前年度療養給付費交付金超過交付により3,307万3,000円を増額、前年度決算による繰越額の確定に伴い、3億3,200万5,000円を増額するものです。

第11款諸収入、第4項雑入68万4,000円の増額は、第三者行為に係る損害賠償金により36万4,000円を増額、資格喪失後受診に係る返還金により32万円を増額するもので、歳入総額において2,130万5,000円の増額補正となるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。58ページをごらんください。まず、第1款総務費は第1項総務管理費において、人事異動に伴う職員費及び事務費経費の増加分として41万4,000円を増額したことによるものです。

第2款保険給付費は、歳入予算の補正に伴い、財源を更正したものです。

第3款から第6款までは、それぞれ26年度分の拠出金額の確定によるもので、第3款第1項後期高齢者支援金等で45万2,000円を増額し、第4款第1項前期高齢者支援金等で4万3,000円を増額、第5款第1項老人保健拠出金で1,000円を減額、第6款第1項介護納付金では27万6,000円を減額するものであり、第7款第1項共同事業拠出金は歳入額の補正により財源を更正するものです。

第8款保健事業費39万7,000円の増額は、第1項特定健康診査等事業費において、特定健診業務で7万6,000円を増額、第2項保健事業費では疾病予防費として32万1,000円を増額するものです。

第10款諸支出金5,911万5,000円の増額は、59ページになりますが、第1項返還金及び還付加算金において前年度の精算により療養給付費国庫負担金等の超過交付分5,866万5,000円を増額し、第2項繰出金において前年度の繰入金精算により一般会計に返還するため45万円を増額いたすものです。

第11款第1項予備費において、歳入歳出額の調整のため3,883万9,000円を減額し、歳出合計において補正総額を2,130万5,000円、歳出総額を34億4,487万5,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、一般会計に準じて進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、64ページをお開きください。64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額のうち歳入を補正するものでありますが、歳入総額の増減はありません。

83ページをごらんください。第4款繰入金、第1項繰入金は歳入予算の調整により537万4,000円の

減額、第5款繰越金、第1項繰越金は26年度事業費の確定による歳計余剰金の537万4,000円の増額であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ補正するものでありますが、歳入歳出予算総額の増減はありません。

95ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金、歳入予算調整による6,704万7,000円の減額。

第5款繰越金、第1項繰越金は26年度事業費の確定による歳計余剰金6,704万7,000円の増額であり



ます。

96ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費は、水道企業団オンライン機器システム保守委託料19万4,000円の増、公共下水道災害復旧事業費における設計精査による管渠工事補償費不足見込み額400万円の増、調査設計委託料不用額442万1,000円の減、制度改正に伴う災害復旧事業従事職員の給与費22万7,000円の増であります。

97ページをごらんください。継続費の補正について説明いたします。(1)、変更、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、浄化センター改修工事委託料、補正前、総額を27億5,000万円を補正後、総額30億円とするものです。年割額は26年度3億5,000万円、27年度11億5,000万円、28年度15億円となります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

102ページから109ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額のうち歳入を補正するものであり、歳入総額の増減はありません。

113ページをごらんください。第4款繰入金、第1項繰入金は歳入調整により1億3,711万2,000円の減額、第5款繰越金、第1項繰越金は26年度事業費の確定による歳計余剰金1億3,711万2,000円を増額するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

118ページから121ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了いたします。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に105万円を増額し、歳入歳出総額を9億7,490万円とするものであります。

125ページをごらんください。まず歳入でございますが、歳入につきましては、第2款第1項繰入金として68万8,000円を増額補正、第3款第1項繰越金として36万2,000円を増額補正し、総額105万円の増額補正を行い、当該特別会計の歳入合計額を9億7,490万円とするものでございます。第2款第1項の繰入金の増額補正につきましては、歳出予算額との調整に伴う一般会計繰入金の補正であり、また第3款第1項の繰越金の増額補正につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金の額の確定によるものでございます。

126ページをごらんください。次に、歳出についてでございますが、歳出につきましては第1款第1項の事業費を105万円増額補正し、当該特別会計の歳出合計額を9億7,490万円とするものであります。第1款第1項の事業費の増額補正につきましては、保留地処分単価の見直しに係る評価委員会開催に係る費用8,000円、人事異動に伴う職員手当の増額分83万4,000円及び事業進捗に伴う補助金要望等に係る普通旅費の増額20万8,000円により、総額105万円の増額となったものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

130ページから135ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 曲田開発が順調にいろいろと計画されて復興の拠点ということで、どんどん、どんどん進められると思うのですが、JR富岡駅を中心に駅前開発ということで、これも曲田開発の整備の一環だと思うのですが、駅前もやはり毛萱、仏浜、小浜とか津波被災地の、やはり災害被災地に当たるわけですね。ということは、防災移転事業というか、その辺のかかわりになってくるのではないかなと思うのですが、その辺の曲田の地区の駅前の住民、例えばロータリーを中心に物すごい変わってくると思うのです。ということは、移転が全て伴ってくると思うのです。防災移転事業に係るのかどうなのか、その辺ちょっと詳しく課長のほうから説明願えれば、それがどの辺に。災害公営住宅用地とは全然別のこれだけの敷地の中のどの辺に移転させるのか。恐らく80から100世帯ぐらいあると思うのです、駅前地区の。そうした場合にある程度のところへ集約されるのかどうか、その辺伺いたいと思いますが。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えいたします。

まず曲田の駅前の方々の移転につきましては、土地区画整理事業による移転でございます。防災集団移転につきましては、JRから基本的には東側というエリアの災害危険区域になったところが中心となって移転することになるかと思っております。移転先というか換地先ですけれども、駅前の方々につきましては、震災前に進めておりました公園、1号公園、川のところにある公園です。それとJR脇にあります3号公園、こちらのほうに換地先として薦めているところでございます。その件につきましても、地権者のほうに個々に当たり換地を確認しているところでございます。また、一部保留地、まだ売れなかった残った保留地、こちらのほうも活用しまして駅前の方々を換地していくような形で考えております。また、防災集団移転に伴うJR東側の方々につきましては、現在曲田のほうの予定としましては、今回のアクションプランにもありますように、住宅地として緑色に着色されているエリア、こちらのほうに学校の裏からそちらのほうに移転を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 大分詳しく説明いただいてありがとうございます。要するに換地処分になるということで、それ相応にこれから急ピッチで、27年度には恐らく地権者の了解を取りつけるような状態だと思うのです。今現在全然その辺は、まだ始まったばかりという感じなのではないでしょうか。ある程度は説明をしている段階なのか、その辺だけちょっとお伺いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今家屋解体を進める移転戸数は約33戸となっております。土地の絡む方々については若干数は減ってくるのですが、借地権がありましたので、その方々のおおむね7割については、現在ご了承をいただいているところで、8月の末から歩きまして、換地計画のもとに7割のご了解を得ているところでございまして、今後9月中に皆さんのところに回ってご確認をして、最終的に進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○10番（黒沢英男君） 了解、終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度富岡町介護保険事業特別会計の決算に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,926万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,892万9,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。139ページをごらんください。第3款の国庫支出金28万2,000円を増額は、第1項国庫負担金として介護給付費の伸びに伴う介護給付費負担金12万円を増額いたすものです。同じく第2項国庫補助金として、介護給付費の伸びに伴う震災後の特例措置補填分の補助金として16万2,000円を増額いたすものです。

第4款の支払基金交付金、第1項支払基金交付金は介護給付費の伸びによるルール分として16万8,000円を増額いたすものです。

第5款の県支出金、第1項県負担金は介護給付費の伸びに伴う県負担金ルール分として7万5,000円を増額いたすものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は介護給付費の伸び、職員給与費の増に伴い、一般会計繰入金として53万5,000円を増額といたすものです。

第8款の繰越金、第1項繰越金は26年度決算に伴う額の確定により、繰越金分として3,820万5,000円を増額いたし、歳入合計を3,926万5,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。140ページをごらんください。まず、第1款の総務費46万円増額の内容は、第1項の総務管理費において職員給与費10万2,000円を増額いたすもので

す。同じく第4項介護認定審査会費35万8,000円の増額は、双葉地方介護認定審査会運営費負担金として増額いたすものです。

第2款の保険給付費60万円の増額は、第2項介護予防サービス等諸費として介護予防住宅改修費の伸び見込みにより増額いたすものです。

第4款の基金積立金、第1項基金積立金3,135万1,000円の増額は、26年度繰越金のうちから介護給付費準備基金積立金として積み立てするものです。

第5款の諸支出金685万4,000円増額の内容は、第1項償還金及び還付加算金として国庫支出金等返還金、つまり26年度の精算による国、県等への返還金として682万4,000円を増額いたすものです。同じく第3項繰出金は、一般会計繰出金として26年度の精算金から3万円を増額し、歳出合計を3,926万5,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

144ページをお開きください。144、145ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ232万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,510万3,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。157ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料3,000円の減額は、平成27年度保険料が免除となったことに伴い、存目計上しておりました3,000円を減額するものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円の減額につきましても、存目計上しておりました証明手数料及び督促手数料についてそれぞれ1,000円を減額するものです。

第4款第1項繰越金は、前年度繰越金の額の確定により233万1,000円を増額するものです。

第5款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料及び第2項償還金及び還付加算金は、平成27年度保険料免除によりそれぞれ存目計上しておりました延滞金と合わせて3,000円を減額するもので、歳入合計において補正総額を232万3,000円の減額とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。158ページをごらんください。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、財源更正によるものです。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料還付金について平成27年度保険料が免除となったことに伴い、存目計上しておりました1,000円を減額するもので、第2項繰出金は前年度繰入金の精算により一般会計に返還するため217万3,000円を増額するものです。

第4款第1項予備費については、歳入歳出額調整のため15万1,000円を増額し、歳出合計において補正総額を232万3,000円の増額、補正後の歳出総額を3,510万3,000円とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきまして

も項目が少ないことから、一括して質疑を賜りたいと思います。

162ページから167ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度富岡町仮設診療所の決算に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,446万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,701万1,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。171ページをごらんください。第4款繰越金、第1項繰越金は、平成26年度決算に伴う額の確定により、繰越金として1,446万8,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。172ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は職員の諸手当及び光熱水費等で26万2,000円を増額いたすものであります。

第2款諸支出金、第1項繰出金は、平成26年度精算に伴う一般会計繰出金として1,420万6,000円の



増額といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

176ページから182ページまでございませんか。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 1つだけお聞かせください。

この仮設診療所の特別会計なのですが、来年度というか28年から公設の診療所できますよね。それで会計は別々になるのか、このまま仮設の会計でいくのか、その辺を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 現在この会計につきましては、特別会計ということで県の補助金をいただきながら展開しているというのが現状でございますので、来年28年度以降町内に診療所ができましたら、また別会計というふうな形で対応していきたいというふうには考えております。

よろしくお願したいと思います。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） そうすると、大玉の仮設がなくなった場合に、あの仮設にあるレントゲンとか例えばトレーラーハウスとかそういったものの今後の利活用というのですか、そういったものはどういうふうになるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） レントゲンにつきましては、簡易式のレントゲンということでございまして、今度新設の町内におけるレントゲンにつきましては新たなものを補助金をいただきながら購入したいというふうに考えております。つきまして、ほかにも医療備品につきましては、処分するもの、先生方からお借りしているものもございまして、その辺のところは慎重に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○1番（山本育男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護サービス事業の平成26年度決算に伴い、繰越金が発生いたしましたので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ34万3,000円を追加し、歳入歳出総額を682万3,000円といたすものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。185ページをごらんください。第3款繰越金、第1項繰越金は、平成26年度の決算に伴う額の確定により、繰越金として34万3,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。186ページをごらんください。第2款諸支出金、第1項繰出金は26年度の精算分として一般会計繰出金34万3,000円を増額いたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

190ページから193ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 工事委託協定の一部変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第72号 工事委託協定の一部変更についてご説明申し上げます。

別紙説明資料1をごらんください。富岡町公共下水道富岡浄化センターの災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてであります。

第1条、原協定第4条第1項中「金25億8,943万4,000円」を「金30億円」に改める。

第2条、甲は、誠意を持って前項の議決を得るべく手続をとるものとし、当該議決を得たときは、速やかに乙にその旨を通知するものとするという変更内容であります。

詳細についてご説明いたします。別紙説明資料2をごらんください。上段中央より右側に協定額内訳の記載があります。各工事の下段黒文字が変更前、上段赤文字が変更後となっております。変更前は査定により決定した金額を記載しており、変更は契約金額及び変更増を見込んだ金額となっております。処理施設の所要な機械の設置となる機械設備工事、その動力及び信号発信となる電気設備工事は3月に随意契約し、契約額が確定しておりましたが、建設工事においては1月及び2月に一般競争入札を実施したもののいずれも応札者がなく、3回目の入札を5月に実施し、1社の応札者がありましたが、予定価格と大きな開きがあり、契約には至りませんでした。

日本下水道事業団では建設工事の唯一の応札者と特命随意契約措置として見積もりを求め、建設工事のうち処理棟における空調などの建築機械設備、8月に処理棟の照明等の建築電気設備を除いた工

事を9億212万4,000円で契約締結しております。入札の結果により、契約総額は管理諸費を含め24億6,000万円程度であり、現在のところ当初協定金額の範囲は超えておりません。しかしながら、建築機械設備、建築電気設備については当初協定の範囲内では処理場全ての復旧は困難であることから、追加工事費として増額変更を考慮し、予算総額30億円として基本協定を変更するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 金額がふえるということに関しては、いろんな事情を考えるとある程度理解できるところもあるのですが、見積もりをとって内容を確認しているということで、具体的に見積もりの中でどういうところが原因となって金額が増額になってきたのか。これから富岡町いろんな工事、大きな工事も含めて大小あるわけですが、その辺が非常にこれからの課題になってくるのかなというふうに思いますので、この工事の中で見積もりをとったことによって、当初のところと大きく変わってきたところをある程度詳しく教えていただければと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、ご回答いたします。

主な内容というのは大体2点ほど上げられるところでありまして、1点目は災害復旧工事、その他の民間工事も含めてですが、建設工事の型、工事型によりまして、技術者や作業員の確保に伴いまして、公共労務単価と実勢の労務単価との乖離がありまして、それが1つ目の増減の内容であります。

2点目は、やはり工事型によりまして、2次製品や生コンクリート、それと建設資材費が高騰しているということが上げられます。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 積算をするときに標準の労務単価というのは非常に重要な位置を占めてくるわけですがけれども、建設費の資材というのは大分落ちついたとは聞いているのですがけれども、工事が大きくなるとまだその辺はある程度あるのかなと思うのですがけれども、資材の高騰のほうでどのぐらいのアップ率、そういう細かいところはわからないですか、というところと、これから積算というか、予算を組んでいくときに労務単価の格差とか資材の高騰のところはどういうふうに町としてはこれから組んでいくときに対策をしていこうというふうにお考えなのでしょうか。これから多分いろんな工事が出てくるのですがけれども、その辺もお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 申しわけありません。資材の高騰の割合については、現段階ではちょっと確認できないものですから、後にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2点目につきましては、積算については今回もそうなのですが、おおむね労務単価について

は公共単価を採用しておるところですけれども、その他の修繕工事等についてはおおむね見積もり対応となるということであります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 労務単価も含めてこれから、特に下水の工事が本格化してきたところでこういうことが起きてきたわけですので、これから新たに発生するところも含めて、事業課のほうできちっとこの辺の対策はどういうところがあって、どういうことをしていかなければいけないのか。多分大きい工事になればなるほどこの労務単価のところの人手不足とか資材不足になってくると思いますので、その辺を十分これから検討して、これからの町の復旧のところいきちっと対応していただきたいというふうに思うのですが、よろしくご返答のほどお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 今後につきましては、状況を確認しつつ対応してまいりたいと考えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 工事委託協定の一部変更について件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時20分まで休議いたします

休 議 （午後 2時09分）

---

再 開 （午後 2時19分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

10番、黒沢英男君から発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置についてが提出

されております。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

○発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置について

○議長（塚野芳美君） それでは、追加日程第1、発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由を求めます。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 発議の理由を申し上げます。

富岡町は福島県内では有数の人口増加率を誇り、東日本大震災前は1万5,900人の人口が、このたびの原子力発電所事故等によって避難指示が解除された平成27年4月1日時点で1万4,012人と減少し、現在は1万3,000人を割り込む状況で、先般の富岡町の住民意向調査での将来の帰還については2,000人から3,000人と大幅な人口減少が予測され、このことから議員定数問題も議員みずからの行動を見せるべきと考え、この発議を提出する次第になりました。

ご審議方、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。これはさらなる議会活性化のため、とにかく調査研究をする特別委員会を設置する問題ですので、ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 発議が提出されたということで、まず発議の内容なのですが、内容がはっきりしない。本来議員定数を考える委員会だとすれば、みっちり1年とか2年をかけて自分たち議員だけのためではなくて、町民も執行部も巻き込んだ中での定数が私は正当なのかなと。ましてや富岡町議会は6カ月後、半年後に議会改選を控えていまして、その改選時期をにらんで、町民からいろいろ出ていることは多少あるかと思いますが、町民から言われて、やっぱり言われたからやらなくては

ならないということで私利私欲の部分が出てきては定数に関してはまずいと。ましてや今発議者から説明ありましたが、説明の内容はさっぱり理解できない。今富岡町減って1万4,000ちょっと少ないぐらいなのかな。本来だと今まで財政問題で議員定数を減らそうという時期がずっと続いてきました。その議論の中である程度学者たちが言っていた話、どれが正しいかは別にしても、町村の議会は1,000人に1人でしょうと。1万人であれば10人。ただ、3,000とか5,000になって3人とか5人でいいのかというと、またそこは問題がありだということで、今現在は1万三千何がし、4,000近い人がいるわけですから、今我々のやるべきことは何だということ、議員定数を考える委員会をつくって審議に無駄な時間を使うよりは、その時間があったら仮設に行つて町民に対して一人でも町の情報を流すとか東電賠償の情報を流すとか、町民の足になって働くのが我々議員の役目かなと、私はそう思っています。そういう中でちょっと発議の内容が今の説明ではわかりませんので、その辺をもう一度ちょっと説明ください。将来をにらんでというのであれば、2,000とか3,000という数字になってきますので、2人とか3人でいいのかどうか、その辺も理解できるように説明してください。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいま痛切な質問を受けました。これは当然私はそういう質問が出るのかなということは予期しておりました。なぜかということ、やはり今議員が言われましたように、現在は1万3,900人、1万4,000を切っている状態で何も今現在する必要はないのではないかという、例えば質問内容で、私の提案に対して提案は具体的になっていないということを言われましたが、これは例えば問題が出てから私も町民あるいは区長から言われています、この問題は、指摘されています。議員定数削減をしたほうがいいのかということも言われていまして、今から随分前なのですが、富岡町の定数というのは私が入る時点ぐらいまでは20名でした。それがいろいろ住民、区長会から指摘があつて多過ぎるということで18名になって、16、また14名というふうに経過をたどつて、指摘されて初めて定数削減になるといったような状態になりますので、私は住民、区長からそういう請願を待つまでもなく、これは当然議員の問題は議員みずからの行動を見せるべきだというふうに考えて、定数削減ではなくて、特別委員会を設置して議論してはどうかという提案の内容です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 立派な答弁ありがとうございます。区長会からそういう提言が出ようが何しようが、議員みずから町民のために働いていれば何ら恥じらうことは何もないと、私はそう思うのです。そういう中で財政的にいろんな問題があつて今までの現状を答弁いただきましたが、現状を考えると、財政的な問題でやっぱり少し減らしたほうがいいのかという時期はどこも町村もありました。今は財政より町民の手足になっていかに我々議員が働けるかということに私は尽きると思うのです。そういう意味で私、定数削減は反対ではないのです。もう10人とか7人にしても別に私は構わないと思うのですが、今は時期尚早でしょうということなのです。区長会でも町民もその辺は十分私は理解できているものだと思っておりますけれども、それをあえて減らせという人がいるとすれば、

私たちが手足になって活躍する部分、助言する部分が少ないのかなということで、私その辺はそうあるとすれば恥じる部分があるとは思いますが、今そういう定数を考える委員会ですから、考える委員会なら増もあるのですね、これ。だからそんなこと考えている時期ですかということで、私は賛成しかねるものですから、質問させていただきました。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 確かに財政的に現在は今言われたように、富岡町は財政的にはまだそれほど緊縮財政とは言い切れないのはあります。ですけれども、やはりこれは必ずやそういうときが来る。それで初めてそのときになって、時点になって定数削減ということ論じるのか、言われてからやるのか、言われる前にある程度の段階的に削減すべきではないかということで、これは今月の11日ですか、隣町の大熊町議会でも定数削減ということで満場一致で決められているのです。そこまではこれは定数現状維持と削減、この議論をしても別に差し支えないのではないのかなと思って、私はこの発議を提出した次第です。

○議長（塚野芳美君） 10番さん、お待ちください。今もっとやるべきことがあるのではないということも含まれていますので。

○10番（黒沢英男君） それは当然議員はそんな暇あったらというけれども、これはこの問題はそんなに時間が別に無駄になるようなことではないと思うのです。これは一日中この問題を論じることはないし、限定的なもので、期間も私のほうでは定めているし、当然そこで納得がいかなければまた継続するとか何かで、また方法を考えればいいことであって、単に私はこの問題は現状維持か増か削減かと、今置かれている立場も考慮しながら、今後皆さんで検討したらどうかということを行っているだけです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 大熊の問題出しましたから私も言わせてもらいますが、大熊さんは14から12にしたのですか、今度。というのは、ここ二、三カ月で提案して答えを出したのではなくて、1年以上前に設置して、議員が全員でじっくりと話し合った結果として出てきたものなのです。そのぐらい議員定数の問題は重要性をきわめる問題だと私は思っているのです。今6カ月先に選挙を控えて、今若い人が出てこようとしている人も多分いると思うのです。そういう中で若い人の芽を摘み取るようなことを現職議員がやっているのかと。当然将来的には、近い将来ですよ、それも。将来的にはもう間違いなく議員定数をみんなで考えて思い切った施策を出していかないと、町も成り立たないような状況が出てくることはたしかです。その先駆けとしてちょこらちょこら1人、2人ずつ減らしても何の役にも立たない。それだったら議員14名全員一丸となって町民のために働くべきと私は考えますので、最終的には私はこれ反対しますが、それを考えてほしかったと。

ましてや今回の議員定数に関しての問題は、どっかの土俵の上でちょこちょこことやって、恐らくそ



の土俵に上がらなかった人たちを出し抜こうとしての施策としか考えられないのです。やっぱり14名全員でこういう問題が出ているから定数考える問題つくって、ちょっと議論しようではないかと、そうやってテーブルに上げてくる議案だと私は思っています。どうですか、発議者、どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいま議員のほうからいろいろと指摘ありました。この問題はやはり先ほど私大熊町の例を出しましたが、確かに全員協議会等でいろいろとこの問題について、期間はそんな短い期間ではなくて、相当尽くしていると私も聞いております。ですけれども、やはりそういうときが来て一気に、私前から考えているのですが、その時点になって人口が4,000人、5,000人、最大いつてですよ。いろいろイノベーション構想とかいろんな曲田の拠点整備とかあって、どんどん、どんどん富岡町はふえる傾向にあります。ですけれども、26年度の意向調査を見ても、あくまでも意向調査ですが、これはこれだけの予測しか富岡町はできないということが書かれているわけです。だからこれは町民はみんな見ていますよね、意向調査の表というのは。だから、意向調査の件を公表されてから私のところにもいろいろとそういう問題が提起されました。あえてこれは皆さんと協議をして委員会設置してこれはやるべき問題だなというふうを考え発案した次第です。

よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） ほかに質疑ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 私は、この件に関しては議員たるものは戻る人、戻られない人、いろいろ事情あるでしょうけれども、23年3月11日時点での町に住民票登録していた人、そこから亡くなった人には申しわけありませんけれども、その人のための議会だと思っていますので。できれば震災後16から14に下げて今14人になっているのですけれども、趣旨的に考えればこれ以上減らしたのでは、我々議会としての本当の仕事ができなくなります。また、金銭的にどうのこうのというのであれば、前回の16の審議したときに、報酬を2人分均等割で削減する手もあるでしょうと私言いました。でもやはりこれ以上上げるべきではないと思います。戻る人のための議会ではありませんので、この件は私も反対します。

〔「議長、異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 13番さん、お待ちください。今あなたが発言する場面ではありませんので、お座りください。

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いいからお座りください。

〔「討論ならば反対討論……」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それはそれ、あなたに言われることはありませんから、お座りください。

10番さん、お答え願います。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいま11番議員のほうからご指摘ありました帰還時には確かに富岡町の住民票を維持している人というのは、恐らく1万人からそれ以下になる可能性もあります。恐らく1万人を割るだろうというふうを考えられます。その人たちのために議員の定数は残しておくべきだという意向はありますが、当然その時点で諮ってもいいのですが、必ずその時点、帰還時からやはり町民からご指摘受けるのかなと、受ける前にみずから、先ほど言ったように行動を見せるべきということを考えて発案した次第です。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 11番さん、よろしいですか。

○11番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今10番議員のお話の中で、どうしても私としては納得できないのは、まず町民が今全国に多く散らばっている状況にあって、まして今14人でも先ほどの議員の方からも出ましたが、はっきり言って足りない状態であると思うのです。まして私は仮設等でお話聞いたりするのですが、町民の方たちは議員に何を目的にしているかということは、政策、議員の活動というよりも、むしろ議員と会って私の心を聞いてくれ。要するに会ってその物事に対話してくれということが多く言われます。それはあくまでもこれからは議員の定数ではなくて、議員の活動、まして町はこれから29年に向かって帰町宣言また町民が戻り始めます。こういう状況において議員というものの定数を考えるよりも議員の活動、基本的に議員の町民に対しての活動を問われる時期だと思っています。これは定数ということ自体とはまた違うと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 今6番議員のほうから活動ということで、議員の例えば活動が14人でも足りないぐらいのことを言われていますが、これが例えば12名になってもそんな影響はないのです、同じ活動の仕方でも。全国津々浦々恐らく相当住民はいろんなところへ点在していると思うのですが、そこまで我々が足を運んで、九州までは行かなくても岡山とかいろいろ四国とか、そんなことはできるわけもないし、電話で状況を聞きながらやるのが当然であって、今ここで例えば29年4月には富岡町に帰還するのだというみんな避難されている方、町民は思っています。このことを考えたらやはり29年4月になって実際の人口はどうなのかと、それから1年、1年経過してもどんどん、どんどん減っていくというような状態が来たときに、必ずや議員定数問題は論じることであって、論じられる前に我々みずから行動すべきということで発案した次第です。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今の話の中でどうしてもひっかかるのですが、私は完全に把握しているような、また10人に減ったって実際的に変わらないのだ。また、町民の意向についてはこれからどうなるかわからないのだからというようなことよりも、今からやっていなければ、その状況もわからないと思うし、まして町がどう変革するかも、今からそういう状況も把握していかなければいけない。であれば、今の現状のままにおいて議員があらゆる活動にいろいろな面で多方面に参加するべきだと。そのためには私は14人でも足りないと思っているのですが、そういうことに関しては今回のことについてはどうしてもこの意見に対して賛同ができないということがありますが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいま6番議員のほうから質問が出ましたように、これは確かに現在の、定数削減という言葉私出してしまいましたけれども、そういう設置委員会であって、これは定数削減なのか現状維持なのかどうなのかという皆さんの13人意見があると思うのです。そのときに皆さんから言っていただければ幸いです。私はあくまでも委員会の設置ということを述べておりますから、その辺ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 今発議者のほうから意向調査で人口が減少するだろうということで、議員の定数も、これは定数に関する研究という形ではありますけれども、はっきり言いますと、削減という形の言い方しか私には聞き取れないのですけれども。やはり意向調査だけで判断するというのは私がおかしいと思います。なぜかといいますと、まだ判断のつかない町民というのもたくさんいるわけですし、今こうやって富岡町の再生ということで発展の先駆け、アクションプランというのを立ち上げて、大プロジェクトを今やろうとしているわけです。これだけではありませんので、これから先どんな富岡町再生に向けて富岡町の職員、そして我々も一緒になってやる上で、町民がもっと多く帰ってきてもらうように頑張っていかななくてはいけないわけですので、そういう中で意向調査だけで判断するのはいかがかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになられますか。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいま3番議員から質問ございましたが、住民の意向調査だけで判断するのはいかがかというものかということで言われましたけれども、確かに富岡町再生発展の先駆け、アクションプランをいろいろと精査してみると、確かに富岡町はそれなりに復興するだろうと。しかし、まだあくまでもこれはアクションプランを出して帰還を呼びかけてやるだけで、果たしてそれだけの私は住民意向調査で住民の意向を聞いたことについてここで述べましたけれども、これはそんないいかげんなデータではないと思うのです。やはりこれは町づくりの中からこの意向調査というのは出していますから、それからその後においていろいろアクションプランが提出されているわけですが、これは確かに町は発展途上にあります。それだけは認めます。認めるけれども、やはりそこまで

の過程の中で定数のあり方を議論してもいいのではないかと、そんな何時間も一日もかけてやるわけではないですし、その辺だけは了解いただければ、皆さんによりしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 私が申し上げているのは、帰還しない町民だけではなく、判断のつかない方はまだ判断ついていないわけです。そういう方も我々議員としても富岡に帰ってきてもらうように働きかけるのが仕事だと思っているのですけれども、今発言者のほうからは明らかに後ろ向きな発言であって、そういったことではちょっと富岡を再生できるのかと、私もちょっと不思議に思うところがあるのですけれども、富岡町というのは一回避難して今一人も住んでいないわけです。そういう中ではっきり言ってゼロからのスタート、下手するとマイナスからのスタートになるわけですから、それだけの労力をかけて町の職員と議員が一丸となって取り組むには、やはり私も議員定数に関して今議論するべきではないと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 私の発議に対していろいろ皆さんからご批判もありますが、やはりこれは今4名の方からの反対意見だという意見がありましたけれども、これは私の言っているのが正しいのか正しくないのか、これは13名の議員がおりますから、皆さんの意向を聞いて判断されてはいかがでしょうか。いろんなご批判はあるでしょう。だけれども、中には言っていることは間違いないと、正しいという方もいらっしゃいますから、その人たちの話も聞いたほうがよろしいのではないですか。

終わります。

○議長（塚野芳美君） ほかに質疑ありませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません、1点発議者に確認したいのですが、審査の期限が次期定例会会期中までと、3カ月ということで、ちょっと短いのではないかなというふうに感じるのですけれども、3カ月というふうに決めた理由をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 今4番議員のほうからご指摘ありました審査期限の件なのですが、確かにこれは次期定例会までとするという、私そういうふうに一応区切りをつけました。これはやはり今までの経過、16から14、その前の18から16の定数の特別委員会の私の記憶では、回数にして約3回から4回で決まったという経過をたどっておりますので、その辺を鑑みてこの期限を次期定例会までとするということにしました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番さん、よろしいですか。

- 4番（遠藤一善君） はい。
- 議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。  
 [「2回から3回とか、先ほど慣例という話出ましたが、3カ月ぐ  
 らいで定数問題決めたことは多分ないと思います。それ今発議  
 者の答弁ちょっときちっとしてもらわないと。3日でも4日  
 でも審議しますので。だからちゃんと事務局に言って今の言葉調  
 べてもらって、もう一回答弁してください」と言う人あり]
- 10番（黒沢英男君） 2回という言葉私今使ってないから、3回から4回ということ。  
 [「2回、3回とあと慣例で議会から議会まで3カ月という言葉も  
 出ました。これは正式な言葉ではないからしようがないですけ  
 れども、今2回から3回というの、それ今までそうだったかど  
 うか確認して正確に答弁してください」と言う人あり]
- 10番（黒沢英男君） 3回から4回という言葉でやっていますから。  
 [「間違いないですか」と言う人あり]
- 10番（黒沢英男君） 3回から4回。  
 [「ふえている」と言う人あり]
- 10番（黒沢英男君） ふえてないです。  
 [「事務局、ちゃんと調べてください。3日かかっても4日かかっ  
 ても構わない」と言う人あり]
- 10番（黒沢英男君） 終わります。  
 [「取り消すの、進まないよ」と言う人あり]
- 議長（塚野芳美君） 12番さん、済みませんけれども、今事務局でその資料持ち合わせていません  
 ので、その確認が今この場では無理。  
 12番さん。
- 12番（渡辺三男君） 議員たるもの、やっぱり登壇してからしゃべった話はきちっとしてもらわ  
 ないと困りますので。持ち合わせてなかったら3日かかっても5日かかってもいいですから、きちっと  
 調べてもう一回説明してください。
- 議長（塚野芳美君） 10番さんは、今の件について3回から4回という回数の数字の確定はよろし  
 いのですね、それで。後で間違いとか訂正するとかということはできませんからね。
- 10番（黒沢英男君） 記憶です。
- 議長（塚野芳美君） 記憶ではなくて、ですから議事録に残ることですから、それでよろしいので  
 すね。
- 10番（黒沢英男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのとおり議事録に残させていただきます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今各議員から質問を受けていろいろ発議者が答弁したわけですが、まず答えになっていないと。本来であれば3回から4回という数字に関しても、きちっと議事録を調べてそれが本当かどうか確定しないうちは多分採決はできないものだと私は確信しているのですが。ただ、今富岡町はここ震災来4年6カ月、震災来やっと明るい光が出てきたと。というのは、執行部初め議員一丸になって町民のために、また町づくりのために何とか町を復興させようと努力して、やっと4年6カ月でアクションプランも完成し、国は29年4月に帰町宣言させようとしている状況の中で、できるかどうかは別にしてもすばらしいアクションプランが出てきたなど。恐らく町民の人も随分このアクションプランに魅力を感じている人がいるのではないかなと思うのです。そういうやさきに2,000人しか帰らない、3,000人しか帰らないから議員定数を減らせなんてということは、これはあってはならないことだと私は思っています。

そういう中で我々議員14人が全員一致のもとで、富岡町被災したときの数字1万六千何がしの数字が全員戻るように、ここ1年半、29年4月まで努力すべきであって、今いたずらに定数は減らすべきではないと私は思いますので、反対させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 私は賛成意見で討論したいと思いますが、まず提案理由の中で私も賛同しかねる部分もあるのはあるのでございますが、確かに削減ありきの委員会をつくるということになれば、これはまた別問題であると思います。町民の意見というのもいろいろございますので、きちっとした形で特別委員会をつくって、現状維持なのか増なのか減なのかということを町民みんなに説明する責任は我々にあるのだらうと思います。ですから、きちっと特別委員会をつくってその中で議論をしっかりやって、その答えを町民に知らせると、これは増であろうが減であろうが現状維持であろうが私は構わないというふうに思っております。

定数に関しては本当に議会の重要な意思決定のことだと思いますので、これはこの場での議論だけではなく、きちっと特別委員会をつくって、その中で我々一人一人が思っている意見を出し合ってきた結果を出していければと。そして町民に説明責任を果たす、これが重要だと私は思います。そこで委員会設置については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、討論を終了いたします。

これより発議第4号 富岡町議会議員定数に関する特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（塚野芳美君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、まず最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会の開催をお願いいたします。終わりましたら、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、3時25分まで休議いたします。

休 議 （午後 3時03分）

---

再 開 （午後 3時20分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（遠藤一善君） 報告第27号、平成27年9月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月15日午後3時6分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 教育委員会に関する件、(8) 出納室に関する件、(9) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告28号、平成27年9月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月15日午後3時5分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。（1）復旧課に関する件、（2）復興推進課に関する件、（3）拠点整備課に関する件、（4）農業委員会に関する件、（5）産業振興課に関する件、（6）安全対策課に関する件、（7）生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第29号、平成27年9月15日、富岡町議会議長、塚野



芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、9月15日午後3時10分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。(1)会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2)議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3)議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第30号、平成27年9月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月15日午後3時9分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第31号、平成27年9月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月15日午後3時8分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

以上をもって委員会報告を終了いたします。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、山本育男君より説明を求めます。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第7回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 3時32分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 光 夫